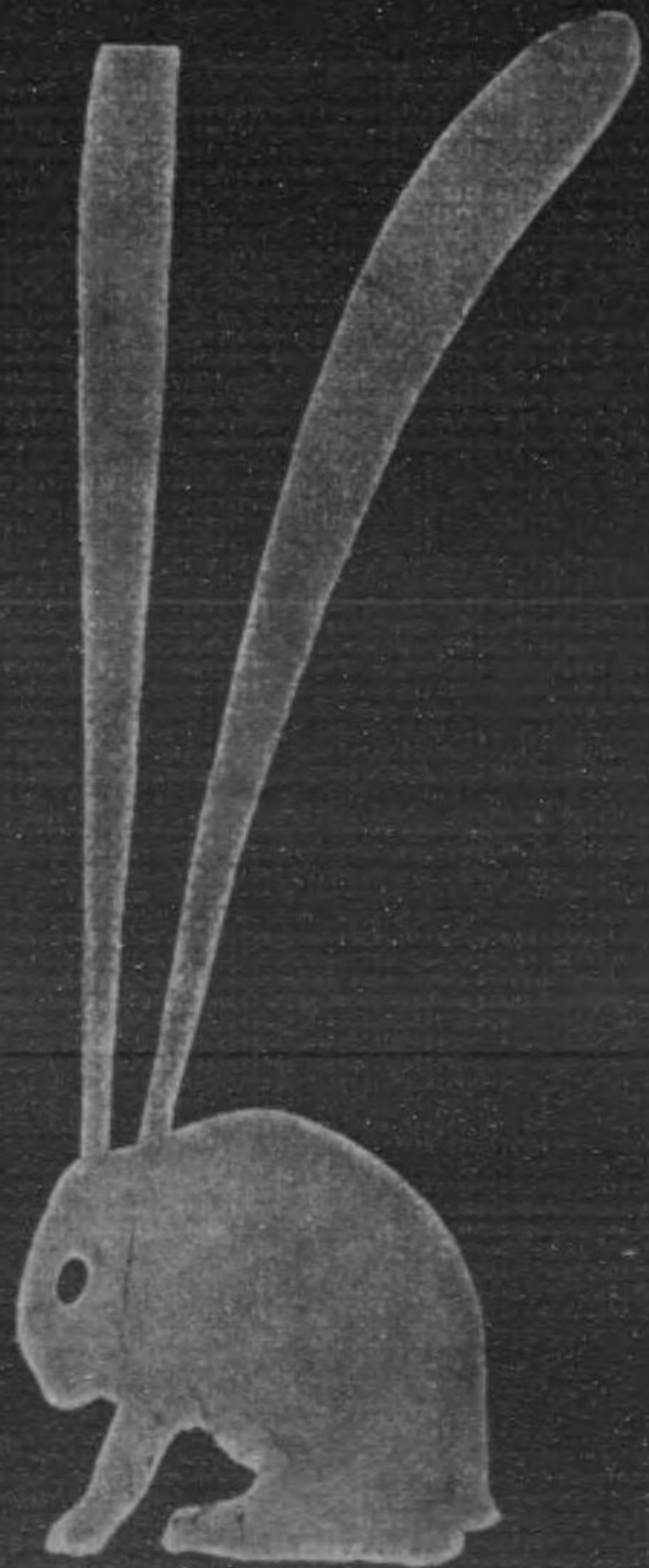


318  
288



始



318

288



八月廿九日



陸軍中尉鎌田覺之進著



口から耳へ

大正  
3. 6. 27  
内交

東京 厚生堂刊行

諸君よ。

娛樂に讀んで居るうち、何時の間やら軍隊  
内務の掟をすつかり覺え込み、其の實行に就  
いての心得なども、十分胸に落ちるやうにし  
ようといふのが、此の「口から耳へ」の目的でござ  
います。されば在營兵卒諸君は勿論、やが  
て入營しようといふ壯丁諸君なども、退屈凌  
ぎに小説でも讀まうかといふやうな場合に  
は、何うか其の代りに此の書を読んでいたた  
きたい。娛樂にも實益にもなることは、確か

にお受合いたします。  
軍隊内務書の中で、兵卒諸君に必要な條項は、  
大抵漏さず説き明してあるつもりです。そ  
して又、斯ういふ事は内務書の第何條にある  
か、確かに知りたい、といふやうな場合もある  
ことゆゑ、其の本文を一々上欄に掲げて置き  
ました。御面倒でも之を對照してお讀みに  
なると、一層能く會得が出来、又精確に記憶す  
ることが出来やうと信じます。

はしがき

軍書の刊行に多年の經驗を有せらるる厚生堂主  
相澤富藏氏、遙かに書を寄せて、予に託せらるるに、軍  
隊の内務に關する下士兵卒の讀物を記述せん事を  
以てせらる。其の説かるる所、予の平素懷抱せる考  
案に一致する所ありたるを以て、乃ち諾し、柄にも無  
き筆を呵して本書を成す。然れども、素と軍隊内務  
の事たる、頗る繁多にして、從ひて其の全部に亙りて  
記載せんことは、到底一小冊子の能くする所にあら  
ざるなり。故に本書は、軍隊内務書の規定中、主とし

て兵卒に最も必要なる事項と、之が實行に關する心得とを、簡単に説明したるに過ぎず。其の講話に時機を示したるは、單に記事に若干の連絡を保たしめんが爲めにして、教育の順序方法等に至りては、素より本書の關知する所にあらざるなり。

大正三年五月

著者しるす

## 口から耳へ目次

一	毘大尉と父兄	一
二	印のいろく	五
三	最初の夢	九
四	聯隊長の聲	一三
五	服従(其の一)	一六
六	服従(其の二)	二一
七	敬稱及び稱呼	二六
八	ならんづくし	三四
九	してほしい事	四〇
十	半焼の新兵	四四

目次

一

目次

二

十一	熱心な上等兵殿	五〇
十二	軍隊の魂	五六
十三	中休中に	六一
十四	大掃除(其の一)	六六
十五	大掃除(其の二)	七二
十六	清潔と公德心	七五
十七	休日と三等症	八〇
十八	營倉	八四
十九	營倉の中に泣聲	八九
二十	週番下士の小言	九三
二十一	兵器を尊重せよ	九九
二十二	官物の取扱	一〇五

三

二十三	炊事に就いて	一〇八
二十四	入浴に就いて	一一二
二十五	生きた武器(其の一)	一一七
二十六	生きた武器(其の二)	一二三
二十七	練兵場にて	一二九
二十八	検査	一三四
二十九	酒保(其の一)	一四一
三十	酒保(其の二)	一四六
三十一	當番	一五〇
三十二	従卒	一五五
三十三	陸軍記念日	一六〇
三十四	風紀衛兵	一七五

目次  
 三十五 檢閲……………四  
 ………………一八三

軍隊内務書ノ摘録(各  
 編末ニ附シタル括弧内  
 ノ數字ハ章ト條トヲ表  
 ス例ヘハ二九ノ七トア  
 ルハ第二十九章ノ第七  
 チ示スカ如シ)

中隊長ハ付添人ヲ集メ  
 父兄ノ心得等ヲ懇話シ  
 誘導者ヲ付シ營内ヲ參  
 觀セシメ且營内ノ生活  
 状態ヲ説明セシムヘシ  
 (二九ノ七)

# 口から耳へ

陸軍中尉 鎌田覺之進著

## 髭大尉と父兄

冬の日、東の空から弱い光を投げて、厳めしく立つた第△△聯隊の兵舎前には、今しも新たに徴された壯丁を送つて来た父兄達があつた。中隊長を圍んで静かに立つて居る。髭大尉と綽號された、口髭の素敵に長い、第一中隊長勝間大尉は、父兄の心得を話すべく、徐ろに口を開く。

「皆様。當聯隊は去る明治二十九年の創設でありまして、日露戦  
 髭大尉と父兄



中隊長ハ中隊ヲ統率シ  
軍紀風紀ヲ維持シ部下  
ノ教育訓練ノ責ニ任ス  
(六ノ一)  
中隊長ハ部下ヲシテ軍  
人ニ賜リタル勅諭ノ  
御趣意ヲ能ク服膺シ言  
行必ス之ヲ遵奉セシム  
ヘシ其他諸種ノ手段ヲ  
盡クシ精神教育ニ從事  
シ心性ヲ改善向上シテ

在營間忠良ノ軍人タリ  
歸郷ノ上ハ軍人ノ本分  
ヲ忘レヌ又其職業ニ精  
勵スル淳朴ノ國民タル  
資性ヲ養ハシムルヲ要  
ス(六ノ三)

中隊長ハ保管被服諸品  
ノ出納保存ヲ掌リ各人  
ニハ其身體ニ適合スル  
モノヲ支給ス(六ノ一  
一)  
軍醫ハ下士以下ノ榮養  
状態ニ注意シ兵食ノ良  
否ヲ調査シ時々養價ヲ  
算定スヘシ軍醫ハ炊  
事場ニ就キ糧食品ノ原  
料ヲ検査スルモノトス  
(二三ノ二)

駈大尉と父兄

役には各處に勇戦健闘し、偉大なる功勳を樹て、當時の軍司令官か  
ら感状を戴いた、名譽ある聯隊であります。』

滿場肅として咳の聲だにせず、軒端を過ぐる風の音寒し。中隊  
長は語を續ける。

『皆様の親愛なる子弟は、今日から此の名譽ある聯隊に於て、國民  
の義務たる兵役に就かれ、君國に盡されることとなりました。就  
きましては、在營間は不肖私、が聯隊長の命を奉じて、一切の教育  
に任ずるのであります。抑々軍隊教育は、單に武藝を教へ、戦闘の  
方法を授けて、戦場に強い良軍人を造るばかりが目的ではありま  
せぬ。是れと同時に、歸郷の上は職業に精勵する、著實勤勉の良國  
民を養成するのであります。』

最前から、中隊長の顔を凝視めたまま、瞬きもせず熱心に聞いて

居た、烏打帽を阿彌陀に被つた四十恰好の男が、

『さうぢやて。隣の吉次も兵隊から歸つてからは、えらく仕事に  
精を出すやうになつたからなア』と言ふと、其の傍に立つて居た

胡麻鹽頭の老爺が、

『與平殿とこの三太郎も、前とは打つて變つて善く働くといつて、  
親爺殿が喜んで居る』と相槌を打つ。

中隊長は續いて教育の實際を述べ、且被服は寒暑共、季に従うて  
適當の時服を支給すること、食物の佳良にして、榮養上の實質に於  
ては、民間中等の生活に譲らざること、慰藉の爲めには書面を以て  
勵まし、面會の爲め來營した際は、必ず中隊長に逢つて、隊内並に本  
人の状況を聞き取り、益々鼓舞獎勵すべきこと、猥りに金錢を送る  
ときは、却つて子弟を害ふ媒となること等を、凡そ一時間に互り、諄

中隊長ハ時々兵卒ノ父兄若クハ當該地方官公吏ト連繫ヲ保チ其家庭ノ情況ヲ詳ニシ以テ兵卒訓育ノ資料ニ供スルヲ要ス(六ノ一六)  
中隊長ハ部下チシテ金錢物品ヲ濫費セシメサルコトニ注意シ質素儉約ノ風ヲ養成スヘシ之カ爲兵卒ニハ妄ニ其父兄等ニ金錢ヲ請求スルコトナカラシムヘシ(六ノ一五)  
父兄等ニ金錢ヲ請求スルハ獨立自營ノ心ヲ害シ放蕩遊惰ノ途ヲ開クモノナレハ軍人ノ面目トシテ之ヲ慎マシムヘシ(九ノ一三)

各自ノ私服ハ成ルヘク本人ヨリ付添人ニ渡サシメ付添人ナキ者ハ本人ノ望ニ依リ一時中隊ノ倉庫ニ預リ置クコトヲ得(一九ノ六)

各中隊ニ入隊兵ノ引渡シ終レハ聯隊長ハ軍醫チシテ身體検査ヲ行ハシムヘシ(二九ノ五)  
中隊長ハ入隊兵チ區分シ内務班ニ編入シ被服其他所要ノ物品ヲ配與スヘシ(二九ノ六)

髭大尉と父兄

諄として且説き且示し、最後に一段聲を高めて、  
『要するに世間何れの職業に向つても、堅實なる意志と、強健なる身體と、耐忍不撓進取の氣概とを具へて居る者でなければ、到底一人前の發展は望まれませぬ。軍隊教育は、即ち此等の要素を作り、他日社會に活躍する基礎を固めるものであるといふことを、豫め御承知願ひたい』と結んだ。

鳥打は『有難うございます』と頭を下げた。胡麻鹽も『有難うございます』と言つた。他の父兄達も皆安心したといふ面持をして居る。中隊長は更に案内者を附けて、父兄達に營内を參觀せしめた。

案内を命ぜられた瀧澤軍曹は、如才ない男であるから、舎内に入りては、愉快なる家族的生活の有様を話し、炊事場に行つては、大釜

飯の味の好きを告げ、浴室を見せては、泳ぎ廻るやうな湯桶に浸つた時の心持を語り、厩に来ては、軍馬の柔順しくして最と可愛きものなること、馬術の愉快なることなどを熱心に説明した。  
父兄達が、各々其の子弟の著て来た洋服や著物を包んだ風呂敷包を抱へ、安心と満足との色を面に浮べて、第△△聯隊の營門を出た時は、短い冬の日脚は早や正午を過ぎて居た。

二 印のいろく

郡書記の手から聯隊の手に渡つた壯丁等は、更に各中隊に分たれ、軍醫の身體検査を受けた上、將校監視の下に、助教下士上等兵に手傳つてもらつて、軍服に著換へ、今迄著て居た著物は、各々其の附添人に手渡し、率ゐられて宣誓式場に臨んだ。

印のいろく

下士以下ニハ一般ニ私  
服ヲ所持スルコトヲ許  
サス但シ入營ノ際著用  
セシ下著類ハ此限ニ在  
ラス(二二ノ一八)

中隊長ハ現役兵入隊ノ  
當日其前前ニ於テ將校、  
特務曹長、下士列席ノ  
上讀法ヲ讀聞セ且所要  
ノ訓示ヲ爲シ誓文帳ニ  
署名シ捺印花押若クハ  
眞影ヲ拜セシムヘシ之  
ヲ宣誓式ト云フ誓文左  
ノ如シ  
今般御讀聞相成候讀  
法ノ條々堅ク相守リ  
誓テ違背仕間敷候事  
(二九ノ九)

印のいろく

第一中隊の式場は、舎内の一室に設けられ、正面は中隊長勝間大尉を中央にして、中隊附將校、特務曹長、曹長及び助教下士上等兵がずらりと並んで居る。中隊長は一通り新兵の席を見廻した後、唯今より宣誓式を行ふ旨を告げ、次いで讀法を讀み聞かせ、尙其の意味を簡單に説明し、次に入營兵總代をして、誓文を讀ませた。特務曹長の指名に依つて出て來た新兵は、今年中學校を卒業した、山田不二雄と云ふ男である。中隊長の差出した誓文を取り上げ、徐かに「今般御讀聞相成候……」と讀み出した。すると特務曹長が側から注意して、

「一同に聞えるやうに讀め」と言つたので、更に聲を張り上げ、「今般御讀聞相成候讀法の條々堅く相守り誓つて違背仕間敷候事」と淀みなく讀み了つた。而して特務曹長の指圖に依つて

署名した。

「印を押せ」と言はれて、ポケットを探つて、ハンカチーフに包んだ物を取り出したと思ふと、其の中から蝦蟇口を出した。印は御丁寧にも、蝦蟇口の中に更に小さい袋に收められてあつたので、之を取り出して押す迄には五分間も費した。之を見た特務曹長は新兵席に向つて、

「皆直に印が押せるやうに、今の中に出して置け」と言つた。新兵は或はポケット、或は胸のカクシから印を出す。中には心配さうに、唯特務曹長の顔を眺めて居る者もある。多分印を有たぬのであらう。二番目に出て來た新兵は、思ひ切つて大きく「吉村三次」と書いたと思ふと、豆粒のやうな印を押した。次の新兵は、手を戦はせながら、入念に「谷川音松」と書いて、其の下に「播粉木のやうな

印のいろく

印を押した。中隊長は笑ひたさうな口元を、無理に喰ひ切つて居る様子。次に出て来た米田平吉と云ふ新兵は、米と云ふ字を書くのに、最初十の字を書いて、次に上と下とに二つ宛點を打つた。平の字は、最初横の棒を二つ引いて、次に縦の棒を引き、最終に中に點を二つ打つた。中隊長は口こそ結んで居れ、眼は頻りに笑つて居る。廳で取り出した印は、ぐちやぐちに崩した木判だ。大概昨日あたり間に合せて買ったのだらう。其の次に出て来た新兵は、氏名は「龜山甲助」と書いたが、心配さうに特務曹長を見て、

「私 は印がありません」と言ふ。

「印が無ければ拇印で宜しい」と言はれて、幾度か指頭を見ては印肉の中に突き込み、怖さうに押した拇印の跡を暫く眺めて去つた。斯くて次々と署名捺印を終つた。中隊長は更に 御眞影を

拜せしめる。各自襟掻き合せて、恭しく拜し終ると、茲に宣誓式は全く終を告げた。日は西に傾いて、後の松が枝は、時々思ひ出したやうに、風にざわ／＼と鳴る。

三 最初の夢

中隊の新兵は、更に若干の内務班に分たれた。内務班長は各々其の班の新兵を連れて、營内を案内した。先づ聯隊長大隊長の所在から、酒保、炊事場、浴室、工場、倉庫、砲廠、厩、便所等を、各々其の場所に就いて示した後、班長は、

「炊事場、浴室、工場、倉庫、砲廠、厩などには、妄りに立ち入つてはならぬ。大小便は決して便所の外に爲てはならぬ。煙草の吸殻を營庭に捨ててはならぬ。必ず吸殻入に入れて置け」と教へた。廳

兵室ハ兵舎ノ構造ニ依リ中隊毎ニ若干ノ内務班ニ分チ兵卒ヲ適當ニ配當ス(一一ノ七) 兵營内ノ各室諸倉庫等ハ編制ノ順序ニ從ヒ業務ノ連繫監視ノ便否ヲ圖リ配置スルモノニシテ通常之ヲ本部、兵舎、厩、砲(車)廠、倉庫、工場、炊事場等ニ分チ浴室、洗面所、洗濯所、風紀衛兵所、營倉、面會所、酒保、集會所等ヲ附屬ス(一一ノ一)

炊事場、浴室、工場、倉庫、砲廠、厩等ニハ安ニ立入ルヘカラス。大小便ハ厠ノ外ニ於テスヘカラス。(二一ノ八)「マツチ」ノ燃殺煙草ノ吸殺ニハ火ノ氣ノ殘ラサルコトニ注意シ火鉢其他火災ノ恐ナキ場所ニアラサレハ之ヲ棄ツヘカラス。(一六ノ一)入隊兵ノ所持スル金錢ハ聯隊長ノ定ムル制限以上ノモノハ父兄ニ返サシメ若クハ貯金セシムヘシ。(二九ノ六)金錢ハ聯隊長ノ制限セシ以上ヲ所持スヘカラス且互ニ之ヲ貸借スルヲ禁ス。(二一ノ八)貯金通帳ハ本人ノ希望ニ依リ中隊長之ヲ保管スルコトヲ得。(六ノ一)

五) 寢具ハ午食後之ヲ展ヘ蚊帳ハ通常夕食後寢臺ニ掛ケ日夕點呼後之ヲ張ルモノトス。(二一ノ五) 兵營ハ艱苦ヲ共ニシ生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシテ其起居ノ間ニ於テ軍紀ニ慣熟セシメ軍人精神ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ主要ナル目的トス。(綱領) 新ニ入隊シタル者ハ受信便利ノ爲宛名ニハ衛戍地名、聯隊及中隊號ヲ明記スヘキコトヲ豫メ父兄親戚等ニ申込ミ置ケヘシ。(三三ノ二) 起床、點呼、食事、會報、馬ノ手入、消燈ハ通常喇叭號音ヲ用フルモノトス。(二一ノ三) 日夕點呼ハ消燈時限前三十分ニ於テ行フモノ

最初の夢

て室内に歸つて、  
「錢を一圓以上持つて居る者は手を舉げい」と言ふと、新兵は互に顔を見合せながら、凡そ三分の二は手を舉げた。班長は、「錢を餘分に持つて居ると、時に紛失したり又思はぬ間違の出来ることがあるから、當聯隊では、兵卒は一圓以上持つことは出来ぬ定になつて居る。で、皆一圓だけ残して、其の餘は中隊に預けよ。中隊では郵便貯金にして置いて、お前達が入用の時分には、何時でも出してやる」と言つて、餘分の錢は盡く特務曹長に渡さした。兵卒の所持金高は、聯隊長が適當に定めるのである。従つて聯隊に依つては、最大限を一圓五十錢ぐらゐにしてある處もあるであらう。又ずつと下つて、五六十錢ぐらゐにしてある聯隊もあるかも知れぬ。

それから班長は、實地に就いて寢具の疊み方を教へ、次いで床の取り方を説明した後、各自自分の床を取らせた。間もなく食事當番は夕食を運んで來た。室内には鮮かな電燈が輝く。一同は此處に食事を濟ませ、多くは初めて逢つた仲であるが、斯う一つ家に入つて、一つ机で食事を爲て見ると、最う多年の知己のやうに感ぜられ、互に睦まじく話を交換して居る。一方では、無事入營を親族友人等に報ずべく、せつせと手紙を認めて居る。程經て、點呼喇叭が啣哨として營所の空に響くと、新兵は班附上等兵の指示に依つて、定め場所に整列し、臨場の週番士官監視の下に、班長の人員検査を受けた。検査が濟むと、班長は、明日午前九時、入隊式を舉行せられる旨を一同に傳へた。軍隊に於ける命令訓示等は、通常日夕點呼後に傳へることになつて居る。次いで班長は、

最初の夢

ニシテ其方法ハ日朝點  
呼ニ同シ命令、訓示等  
ハ通常此際授ケラルル  
モノトス(二一ノ六)

下士以下ハ毎朝起床ノ  
號音ニテ床ヲ離レ著裝  
ヲ正シ日朝點呼ノ號音  
ニテ兵卒ハ所定ノ位置  
ニ於テ週番士官監視ノ  
下ニ内務班長ヨリ人員  
檢査ヲ受ケヘシレ起床  
ノ後窓戸ヲ開キ毛布敷  
布ヲ振ヒ丁寧ニ疊ミ枕  
ヲ蒲團ト寢臺トノ間ニ  
插ミ顔ヲ洗ヒ兵器ヲ拭  
ヒ被服ヲ整頓シ馬ノ手  
入飼付ヲ爲スヘシ(二  
一ノ四)

最初の夢

『今から寝ても宜しい。明朝起床喇叭が鳴る迄は、皆ゆつくり寝  
め』と言つて別れさせた。別れて用便を済ませて来た新兵等は、  
寢に就くべく服を脱ぐ。一人の新兵が、藁蒲團の下に挟んであつ  
た毛布の一方を脱すので、是れを見た上等兵は、  
『何うするのか?』と訊くと、  
『寝るのであります』と答へる。  
『寝るのなら、其處を脱さなくつても、斯うして足から先に潜り込  
むのだ』と言つて、模範を示す。新兵は皆之に倣つて、各々其の床  
に潜り込む。應て消燈喇叭は、餘韻長く響き渡る。不寝番は電燈  
を消す。新兵は入營第一夜の夢路を辿る。知らず夢は何處に馳  
せしぞ!?

四 聯隊長の聲

家では氣随氣儘で通した壯丁等も、軍隊の俘虜となつては已む  
を得ぬ。起きよ〜の喇叭に、折角暖まつた床を見捨てるべく餘  
儀なくせられ、毛布の中からむく〜と這ひ出て、各々不慣の軍服  
を著込んだ。外を見やれば、未だ薄暗い空には、残んの星が瞬いて  
居る。冷たい水道の水で顔を洗つて來ると、間もなく日朝點呼の  
喇叭が響く。上等兵は整列を命じ、新兵の服裝を片つ端から檢査  
する。

『吉村。お前の息子は寒がるよ』と言はれ、吉村三次は、  
『はッ』と答へて、慌ててズボンの釦を掛ける。其の他襟布のな  
い者、襟のホツクの掛つて居ぬ者、胸の第一釦の脱れて居る者など、

聯隊長の聲

聯隊長ハ現役兵入隊ノ後左ノ方法ニ依リ入隊式ヲ行フヘシ  
聯隊長ハ隊中高級古參ノ將校ヲシテ聯隊ヲ指揮シ之ヲ式場ニ整列セシム但シ乘馬隊ハ徒歩編成トスレ入隊兵ハ中隊毎ニ士官、下士、上等兵若干ヲ付シ聯隊長ノ命シタル將校ノ指揮ヲ以テ聯隊ノ中央前ニ於テ隊號ノ順序ニ從ヒ横隊ニ整列スレ聯隊長入隊兵ノ中央前ニ至レハ軍旗ハ隊列ニ移ル茲ニ於テ入隊兵ノ指揮官ハ團列ヲ作ラシメ聯隊長ハ勅諭ヲ奉讀スレ奉讀終

レハ入隊兵ノ指揮官ハ之ヲ舊位ニ復セシメ次ニ轉回シテ聯隊ニ面セシム軍旗ハ定位置ニ復シ聯隊長ハ適宜ノ位置ニ在リテ現役兵入隊ノ旨ヲ告達シ且所要ノ訓示ヲ爲ス(二九ノ一〇)  
入隊式ヲ行フハ現役兵定期入隊ノ時ニ限ル其他ノ場合ニ在リテハ中隊ニ於テ宣誓式ヲ行フトキ中隊長 勅諭ヲ奉讀シ之ヲ聽聞セシムヘシ(二九ノ一一)  
宣誓式及入隊式ニ於ケル服裝ハ總テ軍裝(將校ノ水筒、圖囊、拳銃、雙眼鏡、野繫勒、旅囊及下士以下ノ携帶天幕、飯盒、携帶器具、手旗、水筒、雜囊、雙眼鏡、砲

聯隊長の聲

上等兵の厄介になつた者が多かつた。  
點呼も終へ朝食も済ませて、服裝を直しなどして居ると、入隊式の時刻が近づいたので、教育係將校、助教、下士、上等兵と共に、中隊長の指揮に依つて集合場に行く。其處には隊中の高級古參たる高取中佐が、聯隊長の命に依つて、各中隊を隊號の順序に従ひ、横隊に整列させる。聽て聯隊長が、其のどつしりした體軀を、徐ろに入隊兵の中央前に運ぶと、入隊兵は高取中佐の『團列作れ』の令に依つて、聯隊長の左右から團列を作る。是に於て聯隊長は、副官の恭しく差出した勅諭を受け取り、朗かな聲にて捧讀する。  
『勅諭、我が國の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にぞある、……』  
一同身動きもせず、滿場水を打つたる如く、天には太陽がぼかぼかと照つて居る。

『……一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし。……』  
聯隊長の聲は愈々冴えて、兵舎の壁に木霊と響く。新兵の頭は敬虔の念に満ちる。  
『……汝等軍人、能く朕が訓に遵ひて、此の道を守り行ひ、國に報ゆるの務を盡さば、日本國の蒼生舉りて之を悦びなん。朕一人の憚のみならんや。』  
勅諭の捧讀は終つた。高取中佐は『横隊に復れ』の令を下した。入隊兵は舊位に復る。次いで聯隊長は、現役兵入隊の旨を告達し、且  
『唯今讀み聞かせた勅諭は何れ後から追々と各中隊に於て委しく説明される筈である。此の勅諭は、獨り軍人のみが日夜拳服膺せねばならぬばかりでなく、實に我が國民の總てが遵奉せ

聯隊長の聲

隊鏡ヲ除ク)トス入隊  
兵ノ服装ハ聯隊長適宜  
之ヲ定ムヘシ(二九ノ  
一一)

兵卒ハ一意専心上官ノ  
教訓ヲ迎ヘ 勅諭ノ御  
趣意ヲ遵奉シ命令規則  
ヲ嚴守シ諸勤務演習ニ  
勉勵シ兵器ヲ尊重シ馬  
ヲ愛護シ官物ノ取扱ヲ  
丁寧ニシ新參者ヲ慈ミ  
古參者ヲ敬ヒ陸日向ナ  
ク内務ノ規定ヲ守リ上  
官ニ仕フルコト猶ホ父  
母ニ事フルカ如クシ衛  
生ヲ重シ筋骨ヲ鍛ヒ  
困苦缺乏ニ耐ヘ百折不  
撓ノ心ヲ養ヒ以テ軍人  
ノ面目ヲ完クスルコト  
ヲ瞬時モ懈ルヘカラス  
(綱領)

諄諄之ヲ訓育シ明治十  
五年軍人ニ賜リタル  
勅諭ノ御趣意ヲ銘肝セ  
シメ我國體ノ萬國ニ冠  
絶セル所以ト 聖朝御  
歷代ノ高德トナ講話シ  
兼テ古今忠勇義烈ノ事  
蹟ヲ述ヘ又諸規則典範  
類ヲ説明シテ近世戰闘  
ノ性質ヲ知ラシメ以テ  
戰爭ノ勝利ハ軍人精神  
充溢シ軍紀克ク行ハレ  
協同一致ノ觀念熾ニシ  
テ勇往邁進スル軍隊ニ  
歸スルモノナルコトヲ  
了解セシムヘシ(綱領)

服従

ねばならぬ所のものである。お前達は今日以後、あの後に立つて居る松の緑と共に、終始變らぬ覺悟と、あの器械體操場に横つて居る鐵の棒のやうな、堅い決心とを以て、一に上官の訓を守り、今讀み聞かせた 勅諭の御趣意に背かぬやうにせねばならぬ』を冒頭に、一場の訓示があつて、入隊式は終を告げた。太陽は俄かに光を増し、松の緑は愈々濃きを覺えた。

五 服従 (其の一)

黎明から降り出した雨は、風に煽られてばち／＼と窓硝子を打つ。此處第一中隊の兵舎には、教官蒲田中尉が、新兵を集めて學科を行つて居る。

兵卒に對する學科教育は、學を研くのではない、理を究めるので

もない。専ら躬行實踐を本として、精神の修養に努め、且兵卒をして、各々其の職務を盡すに必要な諸件を習得せしめ、併せて實行の方法、手段を授けるのである。

容儀端嚴と立つた蒲田中尉は、徐ろに新兵席を見廻しながら、『服従とは何んな事か、知つて居る者は手を舉げい』と言ふと、凡そ二十ばかりの手が舉つた。

『宜しい。』山田』

『はい。』他人の意思に従つて。』自分の意思を強制せられることとてあります。』

『うむ。』お前が中學校で習つた通りを答へたのだな。成程服従といふ語の意義は其の通りである。で、人の本性から言ふと、餘り好ましくない事である。が、人には義務——自己の分限に應じ

服従



軍紀ハ軍隊成立ノ大本ナリ故ニ軍隊ハ必ス常ニ軍紀ノ振作ヲ要ス將校ト下士卒トノ間ハ時下所ト論セス上官ノ命令ニ服從シ法規ヲ恪守シ熱誠以テ軍務ニ

努力ス之ヲ軍紀振作ノ實證トス而テ服從ハ軍紀ヲ維持スルノ要道ナリ上官ト部下トノ間ニ於テ絶對ニ之ヲ勵行シ慣習途ニ其性ヲ成スニ至ラシムルヲ要ス其他軍人一般ニ其階級及新古ノ順序ニ從ヒ服從ノ道ヲ守リ恭謙柔順以テ全軍ノ秩序ヲシテ整然タラシメサルヘカラス蓋シ服從ハ下級者ノ忠實ナル義務心ト崇高ナル德義心トニ依リ軍紀ノ必要ヲ覺知シタル觀念ニ基キ上官ノ正當ナル命令周到ナル監督及其感化力ト相待テ能ク其目的ヲ達シ衷心ヨリ出テテ形體ニ現レ遂ニ彈丸雨飛ノ間ニ於テ甘シテ身命ヲ上官ニ致シ

服從

て爲すべく、又爲さねばならぬ所の行爲——といふものがある。お前達が、自分の希望でもないのに、徴兵として入營するのは、國民として國家に對する義務——聖恩に報ひ、祖先墳墓の國土を擁護し、國家の將來並に子孫の爲めに、益々國運の發展を期せねばならぬ所の、我が國民の爲すべき當然の務であるからである。軍隊は此の務を果す爲めの舞臺である。されば一度此の舞臺に立つたならば、其の目的を達する爲めには、一家の利害や、一身上の得失を思ふてはならぬのである。

服從は、軍隊の精神たる軍紀を維持し、常に完全圓滿なる軍事行動を執り、軍隊の目的を達せんが爲めに、下たる者の上に對する義務であつて、取りも直さず國家に對する義務である。若し軍人が服從を重んじなれば、軍隊は治りが付かぬ、統一が出来ぬ。

統一の出来ぬ軍隊は、所謂烏合の衆で、戰に勝つことは出来ぬ。そこで若し戰に負けたら何うなるか？……谷川。

『はい。……償金を取られます。』

『うむ。……償金も取られるであらう。事に依つたら國も取られるであらう。さうなると、我々も、我々の子孫も、もう國家的眞生活は出来ない。永く外人の足下に平伏し、其の爲すに委せねばならぬ。斯くては、陛下に對し奉つても、又祖先に對しても、到底生きては居られぬ。是れが軍隊に於て服從の義務を怠つた結果である。それ故に服從は最も嚴重でなければならぬので、若し背く者があれば、相當の制裁が設けてある。』

抑々我が國の軍隊は、大元帥陛下が全軍を統御したまひ、下々の軍人には、其の階級に應じて、適當な職務を御委任あらせられる

服從

一意其指揮ニ從フニ至ルモノトス外形ノミノ服從ハ此際何等ノ價値ナキコトニ留意シ衷心誠實ニ之ヲ行ハシムルコトニ付テハ須臾モ懈ルコトアルヘカラス  
(綱領)

服從 二〇  
のであるから我等は上官に服従するやうに思つて居るけれども、其の實上官の命令に服従して、自己の職務を盡すといふことは、直接陛下の御命令を奉じて、御奉公申し上げることになるのである。乃ち御勅諭にも上官の命を承ること、實は直ちに朕が命を承る義なりと心得よと仰せられてある所以である。此の事を能く心に辨へ、上官の命令は、直ちに陛下の御命令と心得て、衷心悦んで、先づ心に服し、次に實行に現さねばならぬ。實行はしても、心に不満があつては、眞の服従ではない。終。  
立合の瀧澤軍曹が、『敬禮』の命を下したので、新兵はすつくと立ち上つて、不動の姿勢を取る。腰掛が一時にがた／＼と響いた。蒲田中尉の靴音は將校室の方に消えた。

### 六 服從 (其の二)

翌朝雨は名残なく霽れて、空には太陽が一際鮮かである。學科を行ふべく新兵の前に立つた蒲田中尉は、ポケットから軍隊内務書を取り出して、机の上に展げた。而して、『今から服従に就いて、此の軍隊内務書に示されてある事柄を話する』と冒頭して、諄々と説き出す。

『第一中隊長勝間大尉殿は我々の上官である。又勝間大尉の方から言へば、我々は其の部下である。部下たる者は、其の上官に對しては、何んな場合でも、嚴重に服従せねばならぬ。又上官と部下との關係はなくても、例へば演習等に於て、お前達を一時第二中隊長木村大尉殿が指揮される場合には、お前達は木村大尉殿に對

凡ソ部下タル者其上官ニ服從スルハ如何ナル場合ヲ問ハス必ス嚴重ナルヘシレ部下ニアラサル受令者ノ命令者ニ對スル場合モ亦同シ  
(二ノ一)

前條ノ關係ヲ有セサル  
上級者ト下級者トノ間  
ニ於テハ各々其本分  
職務ニ妨ケナキ限リ常  
ニ服從ノ道ヲ守ルヘシ  
(二ノ二)

服從

しては、勝間大尉殿と同様、嚴重に服從せねばならぬ。全く右の様  
な關係のない上官に對しても、自分が盡さなければならぬ責任や  
職務に差支ない限りは、同様に服從せねばならぬ。然しお前達が、  
例へば中隊長の命令に依つて、聯隊本部へ至急の使に行く途中、他  
中隊の將校から、彼處に馬が放れて居るから捕へよと言はれたと  
きには、私は中隊長の命で聯隊本部へ行くと、ころでありますと  
申し述べて、馬は捕へぬでも宜しいのである。是れは何故だらう  
か？ 龜山。

『はい。……馬を捕へて居ると、中隊長の命令を果すことが出来な  
いからであります。』

『左様。……其の時、其の將校が書籍を出して、此の書籍を聯隊副官  
に渡してくれ。若し不在であつたら、其の机の上に置いとけば宜

同級者ニ在リテハ各々  
其停年ノ新古ニ應シ服  
從ノ道ヲ守ルコト恰モ  
階級ノ上官ニ於ケルカ  
如クナルヘシ(二ノ三)

凡ソ命令ハ謹テ之ヲ守  
リ直ニ之ヲ行フヘシ決  
シテ其當不當ヲ論シ其  
原因、理由等ヲ尋ヌル  
コトヲ許サス然レトモ

いと、斯う頼んだならば何うするか？……池田。

『はい。……書籍を持って行きます。』

『何故？』

『書籍を持つて行きましたも、自分の任務を果す上に少しも差支  
がないからであります。』

『左様。……同級の者、例へば同じ軍曹と軍曹の間でも、停年の新し  
い——軍曹になつてからの年數の短い者は、停年の古い——軍曹  
になつてからの年數の長い者に對しては、矢張り服從の道を守ら  
ねばならぬのである。』

凡そ命令を受けたならば、直に實行する。若し命令の意味が解  
らなかつたときには、徐かに尋ねるのは宜しい。が、其の命令は適  
當でないとか、何故に其んな命令を下すのですか、といふやうなこ

服從

其命令不明瞭ナルトキ  
徐ニ之ヲ尋メルハ妨ケ  
ナシ。新ニ受クル處ノ  
命令ト以前ノ命令ト齟  
齬スルトキハ其趣ヲ申  
述ヘ然ル後之ヲ行フヘ  
シ(二ノ四)

服従

とを言つてはならぬ。…今茲に上官が一つの問題を與へて、明日の八時迄に答案を出せ」と命じたとする。此の時は何うするか？  
山本

「はい。…明日の八時迄に答案を出します」。

「午前八時か、午後八時か？」。

「分りませぬ」。

「分らなかつたら何うする？」。

「尋ねます」。

「左様。…上官も神でないから、時には今言つたやうな不明瞭な命令を下すこともあるとせねばならぬ。そんな時には、前に言つた通り、徐かに尋ねるのだ」。

「若しお前達が、泥酔して軍人の態度を失つたとか、或は勤務を怠

犯行アリテ處分ヲ受ケ

ルトキハ假令不當ト思  
フトモ決シテ辯解スル  
コトナク必ス之ニ服従  
スヘシ(二ノ五)

つたとかいふやうな、犯行があつた時分には何うなるか？…竹下

「はい。…處分を受けます」。

「左様。…部下に犯行があれば、上官は處分をする。此の時其の處分が不当であると思つても、決して辯解などしてはならぬ。上官は軍紀の命ずる所已むを得ず、涙を揮つて處分するので、決して一時の感情に支配されて處分するものではないから、處分を受けた者には不当と思はれても、公平な眼で觀れば、決して不当ではないのだ」。

又上級者の取扱に、不條理と思はれることがあつても、決して争ひ論じてはならぬ。但し徐かに順序を経て訴へるのは差支ない。若しそれが勤務中であつたならば、勤務が済んでから後にす

又上級者ノ取扱假令不  
條理ト考フルモ決シテ  
之ヲ争ヒ論スルコトヲ  
許サス但シ徐ニ順序ヲ  
經テ之ヲ訴フルハ妨ケ

服従

二五

ナシ若シ勤務中ナレハ  
勤務終リテ後之ヲ訴フ  
ルモノトス(二ノ五)  
服従ハ身分、階級ノ如  
何又ハ上下懸隔ノ大小  
ニ依テ嚴否ノ度ヲ異ニ  
スルモノニアラス總テ  
本章ノ規定ニ從ヒ之ヲ  
守ルヘシ(二ノ六)

敬稱及び稱呼

二六

るのだ。

階級の上下に依つて服従の度は異なるであらうか？……米田』。

『はい。……異りませぬ』。

『左様。……將校に對しては嚴重に服従するが下士にはそれだけ  
しなくても宜い、上等兵には又下士程嚴重でなくても宜い、といふ  
ものではない。將校に對しても、下士乃至上等兵に對しても、服従  
の度には少しも異りはないのだ。』

以上の事は、能く心に留めて、實行を期せねばならぬ。……終』。

### 七 敬稱及び稱呼

『明日は日曜だな』。

『さうだ。我々も外出が出来たらうか？』。

『引率外出だとさ』。

『引率外出とは何うするのだ？』。

『隊を組んで、班長殿に引率されて、市を歩いて來るのさ』。

『それちや自分の思ふ處にや行けぬぢやないか』。

『さう初めから自由は出來ぬさ。外出も矢張り稽古が要るさう』。

だから……』。

『外出の稽古？……僕は稽古せんでも、獨り出て獨り歸つて來れ  
るがなア』。

と新兵同志が話をして居ると、中隊で一番聲の大きい大原上等兵  
が、『新兵は學科に集れ』と耳も劈くばかりに怒鳴つた。

新兵の一群が席に著くと間もなく、瀧澤軍曹は、鼻下の薄い髭を  
チツクで固め、片手に軍隊内務書を携へて臨場した。室内の敬禮

敬稱及び稱呼

二七

入隊日淺クシテ軍人ノ  
容儀敬禮及市内ノ景況  
等ニ慣レサル者ニハ適  
當ノ引率者ヲ付シ外出  
セシムルモノトス(二  
ノ一七)

が濟むと、瀧澤軍曹は、びんと擦り上げた髭尖を、左の指頭で弄りながら、咳一咳、

「今日は蒲田中尉殿が不在なので、自分が代つて學科を行なう。むウ……陛下といふ敬稱は、何んな御方に用ふるものか？……吉村」。

「はい……天皇、太皇太后、皇太后、皇后……終」。

「宜し……太皇太后、皇太后とは何んな御方か？……谷川」。

「はい……太皇太后とは、天皇陛下の御祖父様に當らせられる天皇の御后にまします御方でありませう。皇太后とは、先帝の御后にまします御方でありませう……終」。

「宜し……それちや、今上陛下の前、又其の前の、天皇が御在世にましましたならば、何と云ふ敬稱を用ふるであらうか、知つて居る

凡ソ下タル者上タル者ヲ呼フニハ直接ト間接トヲ問ハス必ス左ノ敬稱ヲ用フヘシ

天皇、太皇太后、皇太后、皇后ニハ陛下  
皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王ニハ殿下  
將官同相當官ニハ閣下  
上長官以下ニハ殿(三ノ一)

者は手を舉げい」。

新兵は互に顔を見合せるばかりで、誰も手を舉げる者はない。そこで瀧澤軍曹は、豫て學科自慢の山田不二雄を指名すると、山田は「はい」と答へて元氣よく立つには立つたが、當惑さうな顔をして、唯眼をばちつかせるばかりで、答が出ない。

「何うだ？」と促されて、

「内務書には何とも書いてありません」と答へた。

「宜し……我が皇室典範第十條に、天皇崩すときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承くとある。即ち天皇は、御崩れにならなければ、御位は御譲りにならない。だから我が國には、今上陛下の前、又其の前の、天皇が御在世にまします筈はないのである。是れは餘計な事のやうであるが、不審を懐く者があるかも知れぬから、念

の爲めに話して置く」と教へ、而して尙質問を續ける。

「殿下といふ敬稱は何んな御方に用ふるものか? 龜山」

「はい。皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王妃、女王。終」

「宜し。師團長には何んな敬稱を用ふるか? 池田」

「はい。閣下」

「閣下といふ敬稱は、師團長だけに用ふるか?」

「將官同相當官には總て用ひます」

「宜し。もう他に軍隊で用ふる敬稱は無いか? 山本」

「はい。今一つ殿といふ敬稱があります」

「うむ。それは何んな人に用ふるか?」

「上長官以下總て」

「宜し」

此の時、何うした機であつたか、傍に重ねてあつた腰掛が、かつた  
しんと大きな音をさせて倒れたので、一同は悸として、視線を其處  
に集める。瀧澤軍曹は、自分も喫驚しながら、何喰はぬ體で、

「あのくらゐの事に驚いちやいかぬ。軍人は頭の上に雷が落  
ち掛つても、びくともせぬ度胸がなくては、事有るの、日砲彈の下や  
地雷の上で仕事は出来ぬ」と言つて、例の鱒髭を撚りながら、學  
科を續ける。

「敬稱は其の人に對つて言ふときだけ用ふるものではない、不在  
の時でも用ふるのだ。例へば、自分が今此處で大原上等兵と話を  
する際に、中隊長殿は今朝平常より少し早く出勤された、蒲田中  
尉殿は先程將校集會所に行かれたといつたやうに、敬稱を用ふる

他人ト談話中上級古參  
者ニ言及スルトキ亦敬  
稱ヲ用フヘシ然レトモ  
上官ニ對シ其人ヨリ下  
級者ヲ呼フニハ敬稱ヲ  
略スルコトヲ得(三ノ  
三)

將校集會所ハ營内ニ於

ケル將校團員ノ家庭ニシテ又學術ヲ講習スル所トス(三二ノ一)

勤務上ニ於テハ敬稱ヲ省クヲ常トス例ハ大隊長職務上ニ於テ聯隊長ノ命令ヲ達スルトキ聯隊長殿ノ命令ト云ハスシテ聯隊長ノ命令ト云フカ如シ(三ノ三)

敬稱及び稱呼

のだ。けれども話相手より下級の人の名を言ふ時分には敬稱を用ひんでも差支ないのである。例へば自分が今前と同じ事を大隊長殿に對つて言ふとき、中隊長は今朝平常より少し早く出勤されました、蒲田中尉は先程將校集會所に行かれましたといふやうに言つても差支ないのである。又勤務上に於ては、通常敬稱を省く。例へば自分が週番の際、お前達に命令を傳へるのに、聯隊長殿の命令、中隊長殿の命令と言はないで、聯隊長の命令、中隊長の命令と言ふ。但し今言つた通り、通常は省いて言ふけれども、絶對に敬稱を用ひてならぬといふ譯ではない。用ひても決して差支はないのだ。

古參者には敬稱を用ひるか用ひないか何うだ？…竹下。

『はい。…用ひます』。

公文書ノ宛名ニハ身分、階級ノ如何ヲ問ハス殿ノ敬稱ヲ記スルモノトス(三ノ六)

下級者ヲ呼フニハ直接ト間接トヲ論セス其氏ト官(職)名トヲ用ヒ官職ナキ者ニ對シテハ其氏ト等級トヲ用フヘシ例ハ某大佐、某中隊長、某上等兵、某候補生等ノ如シ。場合ニ依リ單ニ官(職)又ハ勤務上ノ稱呼ノミヲ用ヒ又官職ナキ者ニ對シテハ單ニ氏ノミヲ呼ブモ妨ケナシ例ハハ副官、曹長、當番等ノ如シ其他普通ノ稱ヘ方ヲ用ユルコトヲ得(三ノ四)

敬稱及び稱呼

『宜し。…敬稱に就いては以上の通りであるが、公文書の宛名には身分階級の如何を問はず、殿と記するのである。次には稱呼である。下級の者を呼ぶ時分には、何時でも其の氏と官と、若くは氏と職とを呼ぶ。例へば、聯隊長殿であれば、高取中佐、勝間中隊長、蒲田中尉と呼ばれるのである。官も職も無い者は、其の氏と等級とを呼ぶ。例へば、大原上等兵、永山候補生といふやうに。…場合に依り、單に官職又は勤務上の稱呼のみを用ひても差支ない。例へば、大隊長、副官、衛兵司令、當番と呼ぶ類である。それから上級者に對して自己を呼ぶ時分には、自分とか、私とか言はないで、瀧澤とか、大原とか、氏を呼び又は勝間中隊長とか、蒲田中尉とか、瀧澤軍曹とかのやうに、氏と職と、或は氏と官とを呼んだ方が宜いのである』。



於テ自分、私等ト云ハ  
スシテ氏若クハ氏ト官  
(職)ヲ稱フルヲ良トス  
(三ノ五)

ならんづくし

此處迄話して瀧澤軍曹は、

『説明終り。不審のある者は質問せい』と言つたと思ふと、又しても左の指頭は、鱈髭を見舞ふ。新兵は解つたのか、但しは遠慮して居るのか、一人も質問を發する者はない。瀧澤軍曹は解散を命じた。外には日がぼか／＼と照つて、風が吹いて來る焼肉の臭が鼻を衝く。新兵は互に顔を見合せて、  
『今日は御馳走だぞ！』

### 八 ならんづくし

被服委員に、『一番大きいのを』と言つて貰つた帽子も、頭が入らぬので、更に『別製を』と申し出たところが、『頭に別製はあつても、帽子に其んなものは無い。入らなければ、帽子を地べたに仰

室内ニ在リテハ靜肅ヲ  
旨トシ粗野ノ言行ヲ慎  
ムヘシ消燈後ハ他人ノ  
安眠ヲ妨ケル所爲アル  
ヘカラス。(二一ノ八)

向に置いて、鯨立をして、頭でとん／＼と五六遍も突けば入る』と案外の小言を喰ひ、佛然として、面當がましく、帽子の後方を引き裂いて被つて居るといふ、飛切り大きな頭を、心持左に傾けるのが此の男の癖。上草履を引き摺りながら、今しも集つた新兵の前に現れたのは、巨頭軍曹と綽號された第二内務班長武藤軍曹であつた。開口一番、

『今日は室内に於けるならんづくしを教へるから、能く記憶して置いて、將來決してなつてはならぬ』と、滑稽混りの冒頭をして、能くも並べた二十六小言。

一 室内に於ては靜肅を旨として、決して藪雀見たやうな騒々しい振舞があつてはならぬ。

二 消燈後は、他人の安眠を妨げる天井裏の鼠に等しい所爲がならんづくし

總テ官制ハ丁寧ニ取扱  
ヒ保存ヲ第一トシ紛失  
セサル様注意スヘシ又  
特ニ定メラレタルモノ  
ノ外官給ノ物品ニ自己  
ノ氏名、符號等ヲ記入  
彫刻シ又ハ私ニ革條ニ  
孔ヲ穿ツヘカラス(二  
一ノ八)

リ辨償セシムルコトア  
リ然ルトキハ其辨償金  
額ハ軍隊手帳ニ記入ス  
ルモノトス(二一ノ九)  
室内ニ入ルトキハ必ス  
靴ノ泥土ヲ丁寧ニ拭フ  
ヘシ(二一ノ八)  
被服ニ塵ノ付キシトキ  
ハ室内ニ入ル前能ク掃  
除スヘシ(二二ノ二一)  
室内ハ常に清潔ニシ能  
ク整頓シ物品ヲ亂雜ニ  
シ又ハ定メラレタル場  
所外ニ持行クヘカラ  
ス。許可ナキ物品ヲ營  
内ニ持入り又ハ妄ニ官  
給品ヲ營外ニ持出スヲ  
禁ス(二一ノ八)

ならんづくし

あつてはならぬ。

三 此の頃寝てから大きな屁を放る者が多い。麥飯の祟では  
あらうが、彼んな事をしてはならぬ。

四 室内備付の机や腰掛の脚が、大概ぐらゝ動く。是れはお  
前達が亂暴に取扱ふからだ。又火箸が二本ばかり紛失して  
居る。凡て官物は何物に限らず、丁寧に取扱ひ、保存を第一と  
し、紛失せぬやうに注意せねばならぬ。

五 水筒や飯盒に、小刀の尖で自分の氏名を彫り付けて居る者  
があるが、官給品は、特に定められた物の外、氏名や符號のやう  
なものを入れたり、彫り付けたりしてはならぬ。

六 背囊の革に、錐か小刀の尖などで、孔を開けて居る者がある  
が、革條には勝手に孔を開けてはならぬ。

七 室内に泥の附いた靴がある。靴は外で丁寧に泥土を拂つ  
てからでなければ、室内に持ち込んではならぬ。

八 室に入るときは服を拂へ。塵埃の附いたまま入つてはな  
らぬ。

九 物品は何時も整頓して、亂雜にしてはならぬ。

十 食事當番が御馳走を運んで來ると、直に涎をだらゝと落  
す者があるが、彼んな事をして室内を汚してはならぬ。

十一 物品を定められた場所外に持つて行つてはならぬ。又  
許可なき物品を營内に持ち入つたり、官給品を妄りに營外へ  
持ち出してはならぬ。

十二 濕氣ある被服を室内に持ち込んで、はならぬ。

十三 時々階子段を駈けて、大きな音をさせて昇降する者があ  
ならんづくし

ノ開閉ハ静カニスヘ  
シシ煙草ハ定メラレタ  
ル場所外ニ於テ吸フヘ  
カラス(二一ノ八)  
喫烟ハ舍内ニ在リテハ  
所定ノ場所外ニ於テス  
ルヲ禁ス舍外ト雖彈藥  
庫、火藥庫、氣球庫、兵  
器庫、被服庫、厩、馬糞  
庫、薪炭庫等ノ近傍ニ  
於テスルヲ禁スシ煖爐、  
火鉢等ニ接近シテ薪  
炭、紙屑籠類ヲ置クヘ  
カラス(一六ノ一)  
持ニ許サレタル飲食品  
ノ外室内ニ於テ飲食ス  
ヘカラスシ室内及廊下  
ハ勿論窓ヨリ痰唾ヲ吐  
クヘカラスシ紙屑ハ必  
ス紙屑籠ニ投スヘシ營  
内ニ散ラシムヘカラ  
スシ窓、戸、壁、机、腰掛、  
煖爐其他ノ諸器具ヲ汚

シ、傷ケ、落書シ又ハ  
妄ニ釘ヲ打付クヘカラ  
スシ窓ヨリ流動物其他  
ノ物品ヲ投ケ又ハ窓ニ  
物ヲ干スヘカラス(二  
一ノ八)  
起床後ヨリ日夕點呼マ  
テハ寢臺上ニ横ハルコ  
トヲ許サス然レトモ一  
般休日、夜間勤務ヲ爲  
シタル翌日及暑中等聯  
隊長ヨリ午睡ヲ許サレ  
タル場合ハ此限ニ在ラ  
ス(二一ノ一〇)  
定メラレタル時間外又  
ハ場所外ニ於テ妄ニ食  
事スルコトヲ許サス又  
食事中ハ特ニ他人ノ感  
情ヲ害シ若クハ鄙陋ニ  
涉ル言行ヲ慎ムヘシ  
(二一ノ八)  
聯隊長ノ許可アルトキ  
ハ室内ニ於テ上衣ノ釦

ならんづくし

- るが、階子段の昇降や戸の開閉は、静かにしなくてはならぬ。
- 十四 煙草は必ず火鉢の所で吸つて、決して隨所で吸つてはな  
らぬ。
- 十五 煖爐や火鉢の傍に、火の付き易い物を置いてはならぬ。
- 十六 室内では特に許されてある飲食品の外、飲食してはなら  
ぬ。
- 十七 室内や廊下は勿論窓から痰唾を吐いてはならぬ。
- 十八 紙屑は必ず屑籠の中に入れて、決して外に散してはなら  
ぬ。
- 十九 窓、戸、壁、机、煖爐、其他一切の物は、傷を付けたリ、落書した  
リ、又は釘を打ち付けてはならぬ。
- 二十 窓から水を濺したり、其他種々の物品を投げたり、又は

窓に物を干したりしてはならぬ。

- 二十一 一般休日、夜間勤務に服した翌日、及び暑中等で、聯隊長  
から午睡を許された場合の外は、起床後から日夕點呼までの  
間は、寢臺の上に横はつてはならぬ。
- 二十二 食事の際は、行儀を善くして、他人の感情を害し、又は鄙  
陋な言行があつてはならぬ。
- 二十三 食事の際、大きな口音をさせて、豚と云ふ綽號を附けら  
れぬやうにせねばならぬ。
- 二十四 食事の際、無暗に頬張つて、猿と云ふ綽號を附けられぬ  
やうにせねばならぬ。
- 二十五 聯隊長より許可せられた時の外は、室内でも、上衣の釦  
を外し、又は全く脱ぎなどして、扇子を使ふやうな、不行儀をし  
ならんづくし

ナ外シ又ハ全ク脱キ扇  
子ヲ使用スルコトヲ得  
但シ豫メ上官巡視ノ命  
アルトキハ服装ヲ正ス  
ヘシ(二一ノ一五)

してほしい事

てはならぬ。

二十六 以上の條々堅く相守り、誓つて違背してはならぬ。

終。

武藤軍曹は其の巨頭を少しく頷かせながら、何か考へて居る様子であつたが、時計を見て、

『もう時間だ』と言つて立ち去つた。

### 九 してほしい事

翌朝再び新兵の前に現れた武藤軍曹は、

『昨日は爲てならん事を話したが、今日は爲てほしい事を少しばかり述べたい』と言つて、次のやうに説いた。

『お前達が毎日室内に居る時間は、利用の出来るだけ、讀書や手習

に費してもらひたい。縦ひ一日に五分間宛でも、又十分間宛でも宜い。在營間心掛けて行つたならば、満期の際には、大した立派な土産が出来る。否、それが將來社會に活動し、一家を經營する上に、何れだけ大なる助けをなすか分らぬ。今日は専門の知識を得るにしても、それ〴〵解り易く書いた書籍が澤山ある。又手習をするにも、便利なものが種々出来て居る。否、手習ぐらゐは、古新聞でも出来る。書籍の如きは、二三人若くは四五人で催合つて買へば、錢は少して済む。お前達が酒保に行く錢を、月に一度分だけ節約すれば十分だ。今一つは日記を附けることである。日記は僅かばかりの時間で書けるもので、心掛さへあれば、何の苦もなく出来る。毎日日記を書くこと、繼續性を養ふこととなり、且自然に字を覚え、文章が上手になる。又軍隊の事も、日一日と複雑になつて行く

してほしい事

ばかりであるから、永く心に留めて置かなければならぬ事も、次から次へと難事に追ひ捲られて居る間には、大切な事も終には忘れ、必要な事も取り失つて了ふ。日記を附けて置くと、然ういふ虞が無い。又過去に於ける自己の行動を見て、樂しかつた事は新たに心を慰め、失敗の跡は現在を勵まし又將來を警める資料となる。されば、今迄日記を附けて居た者は、益々完全に附けるやうにし、附けて居なかつた者は、今日から直に附けることを希望する。斯く言ふ自分も、入營當時は未だ日記など附けることを知らなかつたが、蒲田中尉殿から再々奨められて、附け始めてから最早四年になる。今では止めよと言はれても到底止められぬ程、一方には日記の趣味を感じ、他方には其の利益を覺つて來た。であるから、くれぐれもお前達に奨めるのだ。

それから序ながら言つて置きたいのは、昨日當中隊の兵で、酒に酔うて居た者が二人あつたといふことである。「上戸毒知らずで、嗜きなものは、つる度を過すから、注意せねばならぬ。然し又下戸薬知らずとも、言つて少量は薬になるといふ説もある。殊に従來用ひて居た者が、今俄かに廢するのは、却つて衛生上に宜くないかも知れぬ。で、お前達に全く酒を廢めよとは言はぬが、最少限に止めて置くことを希望する」。

今日の武藤軍曹は、昨日ならんづくしを喋つて居た時に比べて、其の人格が一段上つて見えた。其の巨頭が貴く感じられた。故桂公の脳味噌は幾瓦かあつたといふことであるが、彼の脳味噌は、より多量で、將來我が國に、故桂公を凌ぐ偉人が現れるならば、彼を措いて他にあるまい。否、さう迄は行かなくとも、少くも頭の大き

さが他に勝つて居るだけ、夫れだけ他に勝れた人物が出来るであらうと思はれた。

『學科終り』と言つて、平常の上草履を引き摺つて、其の姿が室の彼方に消えた時、新兵の間には、『僕は今日から附けよう』、『僕は明日からにしよう』、『僕は今度の日曜に立派な日記帳を買つて來てからにしよう』などと言ふ聲が頻りに起つた。

### 十 半焼の新兵

入營後十日餘、新兵の顔も半焼になり、身體も餘程確かりなつて來た。軍服も漸く似合つて、百姓の日和見みたやうな敬禮も、日數が経てば、大分外見が良くなつて來た。兵舎前に集つた新兵の一團は、互に服装を直し合つて居る。今日は入營第二の日曜に當る

ので、引率外出があるのである。稍あつて出て來た數名の班長、

『集れーッ』。

新兵は、各々其の班長の許に馳せ集る。班長は、集つた部下新兵の服装を一々検査した後、外出先に於て守らねばならぬ規定、注意すべき事柄を話す。事務室の前で喋つて居るのは、鬚髭の軍曹、ともすれば手が鼻の下に行く。無暗に大きな聲を張り上げて、『皆の服装は唯今自分が直したけれども、長く歩いて居る間には亂れるから、外出先に於ては、絶えず氣を著けて直さねばならぬ。お前達が獨り外を歩いて居ても、軍服を著けて居る以上は、一私人の散歩ではない。帝國軍人としての行動である。だから體面を重んじ、言行を慎み、常に軍人としての名譽を墜さないやうに注意せねばならぬ。又お前達が外出先に於ける一舉一動は、當聯隊の

兵卒ノ外出ハ朝食後ヨリ夕食時限マテトシ下士ノ外出ハ日夕點呼時限マテトス。練兵休、乘馬休以上ノ患者及處罰中ノ者ハ外出ヲ許サス(二二二二二) 下士以下外出スルトキハ所命ノ服装ヲ爲スヘシ。外套ヲ携フルトキハ卷テ左肩ヨリ右腋下ニ掛クヘシ。雨雪天若クハ道路泥濘ノトキハ徒歩兵ニ在リテハ脚絆ヲ著スヘシ(二二二二二) 外出ノ際ハ特ニ服装ヲ正シクシ姿勢動作ヲ嚴確ニシ活潑ナル歩法ヲ用ヒ凜平侵スヘカラサル威儀ヲ備フルヲ要ス。凡ソ聯隊ニ於ケル軍紀ノ振弛、教育ノ精粗ヲ觀察セント欲スルモノ

ハ下士以下ノ營外ニ於ケル舉動ニ注意スルモノナレハ外出先ニ於ケル各自ノ一舉一動ハ聯隊ノ名譽ヲ代表スルモノト心得常ニ軍人ノ名譽ヲ發揚スルコトニ心掛クヘシ(二二ノ一六〇)

公衆ニ對シテハ穩和謙讓ヲ旨トスヘシ決シテ粗暴野鄙ノ言行アルヘカラス老幼婦人ニ對シテハ道ヲ避ケ座席ヲ讓リ諸事親切ヲ旨トスヘシ總テ公園、劇場其他群集ノ場所ニ在リテハ特ニ容儀ヲ慎ムヘシ(二二ノ一六一)

街路ハ左側ヲ通行シ人道車馬道ノ別アル所ニ於テハ其區別ヲ守リ數人同行スルトキ狭キ道路ニ在リテハ二人以上廣キ道路ニ在リテモ三人以上併列スヘカラス街路ニ於テハ高聲談話スヘカラス行進中ハ上級古參者ノ步調ニ倣フヘシ雨雪天ニアラスシテ外套ノ頭巾ヲ冠リ又ハ衣服ノ「カクシ」ニ手ヲ入レ居ル等情弱ノ行為アルヘカラス凡ソ活潑ナル動作ハ軍人精神ノ充實ヲ表スルモノナ

軍紀の弛張、教育の善惡を測るバロメートルとして、他隊の將校などは勿論、心ある地方の人々が見て居るのであるから、道を歩く時でも、姿勢を正しくし、威儀を備へて居らねばならぬ。

世間の人々に對しては、穩和を第一とし、謙讓を旨として、決して粗暴しい振舞や、野鄙しい言行があつてはならぬ。殊に年寄子供、婦人などに對しては、何事も親切にせよ。公園とか、劇場などでは、傍に氣を取られて、態度も亂れ勝になるから、特に容儀を慎まねばならぬ。

引率外出は、單獨外出の豫習、即ち一時的教育の方便であるから、新兵に對しては、單獨外出に於ける心得を説き示すのだ。引率して外に出ても、隊伍こそ組んで居れ、各新兵をして、獨り外出した心持になつて、敬禮、其の他の動作を行はせるのだ。

瀧澤軍曹は尙語を續ける。他の班長はと見れば、少し間を置いて左翼の方では、武藤軍曹が巨頭を振りつつ、是れも説話の最中である。鳥渡此方へ耳を移すと、緊りある語調もて、

『市中の道は左側を通るのだ。人道と車馬道の別ある所は、其の區別を守らねばならぬ。多人數伴つて歩くときでも、狭い道は二人、廣い道は三人、それ以上列んで歩いてはいかぬ。行進中は上級古參者に步調を合せるのだ。同じ新兵同志ならば、何方に合せるといふ事はないから、互に他の方に合せるやうにせよ。』

市中で高話をしたり、雨雪天でもないのに、外套の頭巾を被つたり、服のカクシに手を差し込んだりしては決してならぬ。又お前達、故郷から親戚が面會に来たとか、或は途中で舊友などに逢つて、已むを得ず鳥渡一杯やることがあるかも知れぬ。其の際縦ひ

レハ假令用事ナキトキ  
ト雖放心徐行スヘカラ  
ス況ヤ酔歩蹠躑ハ心術  
ノ野鄙ヲ表スルモノナ  
レハ酒氣ヲ帶フルトキ  
ハ一層軍人ノ容儀ヲ正  
フスルコトニ注意スヘ  
シ(二二ノ一六)

禁止セラレタル飲食店  
遊戯場等ニ立入ルヘカ  
ラス又軍人ノ品位ヲ害  
スルカ如キ不體裁ノ品  
物ヲ携フヘカラス(二  
二ノ一六)

懐は暖かくても、兵卒は兵卒らしく飲食せねばならぬ。高樓に藝妓を招いて、美酒佳肴を呼ぶなどは嚴禁だ。それかと言つて又、俵夫や土方の中に割り込んで、露天の立喰もいかぬ。要するに不潔でない、而して外から見えぬやうな座敷で、質素にやるのだ。若し鳥渡一杯が、緩くり二杯にも三杯にもなつて、少々酔つたとしても、市中を蹠躑して歩いてはならぬ。其んな時には、一層心を確り持つて、容儀を正すやうに注意するのだ。又市中には、先日示して置いた通り、立入ることを禁じられた飲食店や遊戯場が數箇所ある。其處に立入ると、必と病の神が取り付くか、尾の長い狐が居て騙すから、決して立入つてはならぬ。犯すと處罰されるぞ。武藤軍曹の話は未だ却々盡きぬ。鳥渡面白く説き出す中にも、熱心の色は眉宇に表れ、威嚴自ら備つて、少しも上調子な所はな

い。新兵は靜かに耳を傾けて居る。此の班の左翼の方で、金切聲を張り上げて居るのは、第三内務班長岩切伍長である。比較的色彩の白い、瘦身で、銃劍の帶革も特に本の方に孔を開けたといふ、胴の細い男。頻りに手を振りながら、  
『外出も豫定を立てて出る方が宜しい。例へば、今日は八時半に營門を出て、九時半迄に本町の用事を済ませ、それから豫て約束してあつた、上町の友人の所に行つて、十時半迄居る。次に小町の書店に行つて、以前注文した書籍を受取る。それから緩くり歸つて晝食をする。午後は一時に營門を出て、北町に行つて、三時迄武術試合を見る。それから豊國神社に詣でて、草履取から身を起して、天下を一統した、希代の英雄秀吉の面影を追慕しよう。すると未だ歸營時刻迄に一時間半はある。三十分も費せば歸れるのだから』



外出中非常其他兵營ノ  
近傍ニ火災アルコトヲ  
知リタルトキハ直ニ歸  
營スヘシ」外出先ニ於  
テ事故アリシトキハ歸  
營後直ニ報告スヘシ  
(二一ノ一六)  
一般休日ニ外出スル者  
ハ内務班長本部附ハ副官同  
官不在ナルトキハ  
大副ヨリ軍隊手牒ヲ受  
ケ外出スヘシ歸營シタ  
ルトキハ軍隊手牒ヲ受  
領セシ職員ニ之ヲ返納  
スヘシ(二二ノ一〇)

起床及消燈ノ時刻ハ該  
地所在ノ高級古參ノ軍  
隊指揮官東京ニ在リテハ其  
師團ニ從ヒ近衛及第一  
師團之ヲ定ムルモノト  
ス」聯隊長ハ教育其他  
ノ都合ニ依リ前項ノ時  
刻ヲ一時伸縮スルコト  
ヲ得(二一ノ二)

熱心な上等兵殿

ら、緩くり歸營が出来るといつたやうに、前以て定めて出るのである。さうすると、安心して愉快に遊ぶことが出来る。それから外出中、非常其の他兵營の近傍に火災のあることを知つたならば、直に歸營せねばならぬ。又外出先で何か事故があつたならば、歸營後直に報告するのだ。……終」。

岩切伍長の話が済むと、他の班長の話も殆んど同時に終り、第一班から逐次營門を出て、市中へと歩を運ぶ。日は斜めに半焼になつた新兵の顔を照して居た。

十一 熱心な上等兵殿

第二内務班に、入江喜一と云ふ上等兵が居る。新兵に對して頗る親切、且軍事に熱心な男で、夜間大きな机を圍んで、種々話をして

居る間にも、練兵や内務の事に就いて、新兵に試問し、或は其の間に對して、懇ろに解釋を與へるのを、無上の樂として居た。

或夜入浴から歸つて、腰掛に尻を下すか下さぬかに、一人の新兵が、

「上等兵殿、軍隊の起床時間は何處も同じですか？」と問ふ。  
日に焼けた顔も、湯上りは又格別だ。入江上等兵は、其のつるつると磨いた顔を、電燈に反射させながら、新兵の間に答へる。

「起床と消燈の時刻は、該地所在の高級古參の軍隊指揮官が定めることになつて居る。此處で言へば師團長だ。聯隊のみある處では、聯隊長が定めるのだ。又總て聯隊長は、教育其の他の都合で、上官の定めた時刻を、一時伸縮することが出来るのだ。それで其の時刻は、大概は同じだが、日本國中何處も同時刻といふ譯には行

日夕點呼ハ消燈時限前三十分ニ於テ行フ(二一ノ六)  
當日診斷ヲ受ケントスル者ハ此際(日朝點呼ノ際)其旨ヲ内務班長ニ届出ヘシ(二一ノ四)診斷ノ結果ニ依リ患者ヲ就業(當日ノ業)ニ練兵休(練兵休)カシムルモノ、乘馬(乘馬)休、入室(入室)シムルモノ、入院ノ五種ニ區分ス(二一ノ四)  
管内居住ノ下士以下ハ恣ニ地方醫ノ診斷ヲ受ケ又ハ私ニ藥物ヲ用フルコトヲ禁ス(二一ノ一五)  
新聞雜誌類ハ聯隊長ノ許シタルモノニアラサレハ讀ムコトヲ許サス又許可ナク自己ノ發意若クハ他人ノ依頼ニ依

リ印刷物ヲ配布スルコトヲ禁ス(二一ノ八)  
世論政治ニ關スル演說會ニ臨ミ又ハ之ニ關スル論說記事ヲ新聞雜誌等ニ投書スルヲ禁ス  
學術講演會ニ臨席シ又ハ學術ニ關スル論說記事ヲ投書セントスル者ハ豫メ隊長ノ許可ヲ受クヘシ(二一ノ一三)

水ノ使用ハ成ルヘク節約スルコトニ慣レシムヘシ戰地ニ於テ多量ノ水ヲ得ルコトハ困難ナルモノナレハナリ(二一ノ一六)

熱心な上等兵殿

かぬ。又日夕點呼は、消燈三十分前に定つて居る。入江上等兵は、更に新兵を見廻しながら、『先程誰だつたか明日診斷を受けたいと言つて居たが、診斷を受けるには、日朝點呼の際、内務班長に届けるのだぞ』と言つた。すると前の新兵が又、『私』は家に居ります時分に、東京電光新聞を購讀して居ました。が、此處でも購讀して宜しうありますか?』と訊く。『新聞雜誌類は、聯隊長の許可を受けたものでなければいかぬ。で、東京電光新聞が讀みたけりや、許可を受けるが宜い。尙序ながら言つて置くが、自分の意思で、若くは他人の依頼を受けて、印刷物を配布しちやいかぬのだぞ』。

新兵は思ひの事を訊く。

『今度の日曜には、青雲館で犬養毅氏の政談演說があるさうです』

が、聞きに行つても宜しうありますか?』

『いかぬ。軍人は、勅諭に、世論に惑はず政治に拘らずと宣うてある通りで、世論政治に關する演說會に臨むことは禁じられてある。又之に關する論說記事を新聞雜誌等に投書することも出来ぬのだ』。

『此の前の學科の時、水を成るべく節約せよと言はれましたが、井戸の水でも、矢張り澤山使つてはいかぬのですか?』

『水は要るだけは使はなければならぬが、成るべく節約せよと言ふのは、水道の水は錢で買ふので、餘分に使ふと費用が澤山かかるからといふ譯ぢやない。戰地では、多くの場合、水を得ることが困難であるから、平素から水を節約する習慣を養ふ爲めだ。で、井戸の水でも、水道の水でも、此の心掛で使へば宜いのだ』。

娛樂ノ爲ト雖金錢物品  
ヲ賭シ勝負ヲ争フ行爲  
ハ總テ嚴禁ス(二一ノ  
一四)  
犯罪ノ嫌疑者ヲ互選投  
票シ又ハ私ニ懲戒札問  
スル等ノ行爲ヲ嚴禁ス  
(二二ノ二〇)  
物品ヲ遺失又ハ紛失シ  
タルトキハ直ニ内務班  
長ニ届出ヘシ其之ヲ發  
見シ又ハ拾ヒタルトキ  
亦同シ(二二ノ一九)  
服装ハ斷ヘス軍人ヲ監  
視スルモノニシテ其不  
正、不締ナルハ心性ノ  
不確實ナル反應ナレハ  
服装ニ付上官ヨリ注意

ヲ受クルハ軍人ノ一ノ  
恥辱ナリト心得ヘシ其  
注意スヘキ事項概ネ左  
ノ如シ  
頭髮ハ短ク剪ルヘシ  
帽ヲ冠ルニハ左右ニ  
歪ミ又ハ仰向ニセス  
其徽章ヲ正シク鼻ノ  
線ニ一致セシムヘシ  
若シ頭紐ヲ用フルト  
キハ適度ニ之ヲ緊ム  
ヘシ「釦」「ホック」  
「ビシヨウ」ハ之ヲ脱  
シ置クヘカラス袴ニ  
在リテハ特ニ注意ス  
ヘシ又磨クヘキ金物  
ハ常ニ光澤アラシム  
ヘシ「下襟又ハ襟布  
ハ上衣ノ襟ヨリ適度  
ニ現ハスヘシ其他ノ  
物ヲ頭ニ巻クヘカラ  
ス若シ病氣ノ爲之ヲ  
要スル場合ニ在リテ

熱心な上等兵殿

此の解答を與へてから暫く質問が出なかつた。入江上等兵は、『序に内務上に關して、少しばかり話して置かう』と言つて、談片的の話をする。

『地方の若い者の間には、娛樂の爲めに、金錢若くは物品を賭けて、勝負事をしたり、又何か悪い事でも起つて、誰がしたか分らぬ時分には、互に投票して、嫌疑者を糺すことなどもあるさうだが、軍隊では、然ういふ事は嚴禁されてある。物品を遺失若くは紛失したか、或は又之を發見したか、拾つた時分には、直ぐに内務班長に届ける。又服装に就いて、他から注意を受けるのは、恥辱である。心得て居らねばならぬ。雑誌の口繪にある露兵の寫眞を見ると、態と帽子を歪めて被つて居るが、日本の軍人は、星章を正しく鼻の線に一致さして、左右に歪まぬやうに被らねばならぬ。又ホック

やビシヨウは脱れないやうにし、襟布は上衣の襟から二分か三分ぐらゐを出して、襦袢の袖口は、上衣の袖口から餘り出ないやうにし、上衣の釦の線を正しく體の中央に置き、袴は下らぬやうに著せねばならぬ。脚絆を用ふるには、袴の皺を正しく外側に集め、刀劍の帶革を締めるには、服の皺を體の兩側に集めるやうにする。靴の踵の外部を餘計に減す者は、豪傑だといふ話があるけれど、軍人は其んな事に豪傑を氣取らぬでも宜い。眞直に穿くやうに氣を著けねばならぬ。長靴を穿く者は、釣紐を外に現さぬやうにするのだ。總て被服寝具などは、各自に清潔に洗濯せねばならぬ。が、是れと同時に、成るべく汚さぬやうに注意することが必要だ。餘り度々洗濯すると、地質を弱くする虞があるから……』

熱心な上等兵殿

モ成ルヘク外ニ現ハ  
スヘカラス又襦袢ノ  
袖口ハ上衣ノ袖口ヨ  
リ多ク出スヘカラス  
上衣ハ釦ノ線ヲ正シ  
ク體ノ中央ニ置キ袴  
ハ下ヲサル様著スヘ  
シ脚絆ヲ用フルトキ  
ハ袴ノ釦ヲ外側ニ正  
シク集ムヘシ上衣  
若クハ外套ノ上ニ刀  
劍ノ帶革ヲ締ムルト  
キハ其釦ヲ正シク體  
ノ兩側ニ集ムヘシ  
衣服ノ表面ニハ鎖紐  
其他布片等ヲ現ハス  
ヘカラス靴ノ踵ヲ  
踏ミ至メサルコトニ  
注意スヘシ長靴ノ鈞  
紐ヲ外ニ現ハスヘカ  
ラス被服、寝具等ハ  
兵卒各自清潔ニ洗濯  
スヘシ然レトモ履ミ

之ヲ行フトキハ地質  
ヲ弱クスルモノナレ  
ハ成ルヘク汚ササル  
様注意スヘシ(二一  
ノ二一)

ので、喫驚したやうに、  
『あアもう直ぐ點呼だ。今晚は覺えず餘計に喋つたので、お前達も無聞き飽きたらう』と、優しい言葉を殘して、入江上等兵は、明日の演習に就いて班長に相談すべく、席を立つた。後で新兵等は、『何時もながら上等兵殿は御熱心だなア!!』。

十一 軍隊の魂

「軍紀を守れ」とか、軍紀を紊るなとか、入營以來幾度となく、軍紀といふ聲に耳朶を打たれた新兵等も、軍紀とは何であるか?と訊かれたならば、縦ひ各自の胸中には自覺して居ても、満足に答へ得る者は恐らく一人もあるまい。肩に三箇の星を光らせて、己こそは新兵の御師匠様だ」と威張つて居る上等兵に訊くと、『軍隊の紀律

である』と答へる。金筋鮮かに、我は兵卒の慈母ぞと鼻を蠢かし居る下士に訊くと、『軍隊の紀律であつて、同時に其の精神である』と答へる。之を説明すべく、新兵の前に現れた蒲田中尉は、塗板に思ひ切り大きく、魂の無い人間と書いた。之を見た新兵等は、魂の無い人間?! 不思議な人間もあつたものかなと、首を傾げて居る。蒲田中尉は何時に變らぬ眞率な態度で、  
『此の字を讀める者は手を舉げい。宜しい。谷川』  
『はい。たましひのないにんげん』。  
『それは何んなものか?』。  
『分りませぬ』。

『知つて居る者は手を舉げい』。  
新兵は首を傾けつつ互に顔を見合せて、一人も手を舉げる者は

無い。學科自慢の山田も、胸の邊迄擧げた手を俄かに引込めた。其の状をちらと見た蒲田中尉は隙さず、

『山田』と指名したので、此處に山田は立たざるを得ぬ破目となつて、

『死んだ人のことでありませう』と答へた。が、自分の答を疑つて居る様子。蒲田中尉は口元に軽い笑を浮べて、僅かに頷いた。而して自ら説明を與へる。

『成る程、魂の無い人間と言へば、死んだ者に違ない。が、世には立派に生きて居つて、それで魂の無い人間がある。即ち自己の職分を盡すことの出来ない——人間としての役に立たぬ者が夫れで、此んな者は此の世に存在せしめるの要なく、却つて衣食を與へるだけ、國家の損失である。同様に、軍隊も魂が無かつたなら

ば、存在の意義を缺くのみならず、國家の大損失である。

軍隊の魂とは何であらう？ 龜山

『はい。……軍紀であります。』  
『左様。……軍隊の魂は軍紀である。軍紀とは、忠君愛國の誠より發する道徳、服従に對する義務觀念、及び規律の尊重より成り立つもので、平たく言へば、隊内の各員が、人の人たる道を踐みて、世間の非難や、良心の苛責を受けぬやうに心掛け、衷心喜んで上官の命に服し、確實に諸規則を履み行つて行くことである。此の風が上下の間に行き渡つて、盛んであれば、益々軍隊の結合力が鞏固で、行動が一致するから、偉大の力を現し、如何なる堅城鐵壁も之を打破ることが出来るのである。之に反し、若し隊内の各員が、不道徳を敢てするを何とも思はず、上官の命を輕んじ、諸規

軍紀ハ軍隊成立ノ大本ナリ故ニ軍隊ハ必ス常ニ軍紀ノ振作ヲ要ス將校ト下士卒トヲ問ハス時ト所トヲ論セス上官ノ命令ニ服從シ法規ヲ恪守シ熱誠以テ軍務ニ努力ス之ヲ軍紀振作ノ實證トス(綱領)

則の履行が不確實であつたならば、其の軍隊は、單に形體が備るのみで、魂を缺くものであるから、軍隊としての役に立たぬ。即ち一朝敵と砲火の間に相見ゆるの日、直に敗北する軍隊である。凡そ世界中何處へ行つても、國家があれば其處に必ず軍隊がある。此の軍隊は、外に對して國家を防衛し、進んで益々國威を發揚し、内に國民をして安心して其の職業に就かしめ、産業の發達、文明の進歩を促す爲めのものである。我が國に於ても、數多の軍隊を養ひ、毎年之に投ずる所の費用は實に莫大なもので、大正三年度には、政府の豫算不成立の爲め、前年度の豫算に依ることとなつたが、其の額は陸海合せて一億九千三百九十六萬三千餘圓といふ莫大な額で、國民の負擔は大きいものである。されば軍籍に在る者は、互に軍紀の嚴肅ならんことを期し、以て國家民人の期待に背かぬ

やうにせねばならぬ。

蒲田中尉の講話は終つた。營庭には日が暖かさうに照つて、新兵を外へ〜と誘ふ。門外には廣告樂隊の調が節面白く響く。

十二 中休中に

廣い營庭も、演習時間は殆んど新兵で埋められ、此處の一群は徒手體操、助教の呼唱に連れて、『一二三々々々』の發聲勇ましく四邊に響く。彼處の一團は各個教練、『一二々々』と足音高く歩調を取つて居る。向ふの器械體操場には、身輕に服裝した教官並に助教下士上等兵が、新兵を勵しつつ、熱心に教授して居る。

『元氣を出せ。器械體操は元氣で行れるのぢや。元氣が無かつたら出來ぬ』と、無暗に元氣々々と言ふので、新兵は一生懸命で鐵

工場ハ兵器被服ノ製作  
修理、彈藥ノ填實及裝  
蹄、造鐵、剔毛ヲ行ヒ  
兼テ工卒ヲ教育スル所  
トス(一四ノ一)  
作業中ハ殊ニ靜肅ヲ旨  
トシ雜談喫烟ヲ許サス  
又工場内ハ常ニ清潔ナ  
ラシムヘシ」作業中ハ  
工長ノ許可ナクシテ工  
場ヲ離ルルコトヲ許サ  
ス(一四ノ七)  
工卒ハ每週概ネ二回所  
屬中隊ノ演習ニ出場セ  
シムルモノトス(一四  
ノ五)

私ニ他人ノ依頼ヲ受ケ  
諸物品ヲ製作修理シ又  
ハ諸材料消耗品等ヲ工  
場外ニ持出スヘカラス  
(一四ノ七)

關係主任者ハ工場ヲ管  
理シ場内ノ軍紀風紀ヲ  
維持シ清潔ヲ保チ工業  
用材料、工場備付物品  
ノ保存出納及工卒ノ教  
育ヲ監督スヘシ(一四  
ノ二)  
聯隊ニ左ノ委員ヲ置キ  
兵器、被服、糧秣、金  
櫃、營繕等ニ係ル事務  
ヲ處理セシム各委員ハ  
其擔任ノ事務ニ付聯隊

中休中に

六二

棒に下る、跳越臺を跳ぶ。お蔭で汗が出る。後の松の枝を撫で、兵舎の棟を掠めて来る風が、首の邊を冷りと見舞ふ。間もなく「ぴーッ」と、此處彼處に小笛が鳴るよと思ふと、演習は中止された。中休の時が来たのである。

此處工場の壁に風の威を避け、演習の疲勞を一服の煙草に休めながら、何や彼と問答して居るのは、第一中隊の新兵である。

甲「工卒は割合に樂だらうね」。

乙「さうでもあるまいよ」。

丙「練兵するのは氣分だけは樂さ」。

甲「工卒には練兵は無いか？」。

乙「毎週二回は所屬中隊の演習に出場するのだと」。

丙「僕は鍛工に小刀を作つてもらはうか」。

丁「駄目々々。他人の依頼を受けて物品を製作したり、修理することとは禁じられてあるさうだから」。

甲「工場にも中隊長が居られるのか？」。

乙「中隊長は居られぬよ。此處は仕事に来る處で、僕等が練兵場に行くと同じさ」。

丙「一般の監視は誰がするのか知らぬ」。

今迄聞くとともになしに此の問答を聞いて居た入江上等兵は、莞爾しながら、

「何？工場の監視か。それは兵器委員の責任だ」と言つたので、今度は話が委員に移ると同時に、上等兵に質問の矢が向いた。

「委員とは何んなものですか？」。

「委員とは、聯隊長の命令に依つて、兵器被服、糧秣、金櫃、營繕等に關

中休中に

六三

長ニ對シ其責ニ任ス但シ步兵聯隊ニ在リテハ大隊ニ糧秣委員大尉一名、中少尉一名ヲ置キ大隊長ニ對シ其責ニ任セシム兵器委員 佐官(大尉)一名首座、尉官一名乃至三名、主計一名、經理委員 佐官(大尉)一名首座、尉官若干名、主計全員營繕委員 佐官(大尉)一名首座、尉官一名右ノ外聯隊長ハ委員附トシテ准士官、下士若干名ヲ置ク(一三ノ一)兵器委員ハ兵器ノ受領、支給、交換、貯藏、新調、經理、工卒ノ教育、工場ノ監視及修理、手入用品ノ購買並新調、

修理品等ノ検査ヲ掌ル(一三ノ二)經理委員ハ諸給與ノ定額受領、給與ノ實施、金錢物品ノ出納保管ニ係ル事務及工卒ノ教育ヲ掌ル(一三ノ三)營繕委員ハ土地工作物ノ保持營繕ニ關スル報告及請求ニ任シ又委託ニ係ル營繕ノ實行ヲ掌ル(一三ノ四)糧秣委員ハ其隊糧秣ノ調辨貯藏及炊事ノコトヲ掌リ裝蹄剔毛ニ係ル經理事務ヲ兼掌ス(一三ノ五)

中休中に

する事を處理する將校及び將校相當官を云ふのだ。』

『委員の種類は幾種あるのですか？』

『さうだね。兵器委員、經理委員、營繕委員、其の外に歩兵隊には糧秣委員が居る。』

『それで皆仕事が異ふのですか？』

『さうだ。名稱の異ふ通りに業務も異ふ。兵器委員は兵器に關する一切の事を掌り、鞍工、木工、鍛工、銃工等其の所屬の工卒の教育から、工場こうどうの監視までする。經理委員は、諸給與の定額を受領し、給與の實施、金錢物品の出納保管に係る事務、其の所屬の縫工、靴工卒の教育を掌り、營繕委員は、土地工作物の保存、營繕等に關する一切の事を掌り、糧秣委員は、其の隊の糧秣の調辨、貯藏及び炊事の事を掌り、馬の裝蹄、剔毛に係る經理事務も行ふのだ。歩兵の

六四

外は糧秣委員が居ないから、其の業務は經理委員の中に含んで居るのだ。』

『何故歩兵隊だけには糧秣委員と云ふものがあるのですか？』

『うむ。それは自分も以前質問したことがあつたが、歩兵操典に大隊は戰術單位にして云々とある。で、戰時に於て獨立任務に服することが多いから、糧食も獨立させて置く必要があるのと、一つは人数が多いから、大隊に分割するのが有利であるといふ點から、歩兵だけは、大隊に糧秣委員を設けられたのだ。』

折しも『びびー』と、小笛は演習開始を報せた。

『集れー』

演習は各中隊殆んど同時に再開せられ、營庭は再び新兵の勇ましい姿で飾られた。

中休中に

六五



十四 大掃除 (其の一)

ちら／＼と飛ぶ雪の下を潜つて、一二々と歩調を習ひ、ひゆうひゆうと鳴る朔風に面を拂はせながら、徒手體操を勵みつつ、日又日を送つて、十二月の末となれば、兵營も煤ならぬ埃拂——大掃除に忙はし。此の寒いに態とらしう、腕を捲つて天井を拂ふ者、腰も露はに廊下を拭く者、さては毛布を振ふ者、寢臺を拭ふ者、机を洗ふ者、白作業衣を著けた新兵等が、懸命に働いて居る。聽て、

『十分間休憩!』と大原上等兵の例の蠻聲が響くと、一同は直に手を休め、此處に三人、彼處に五人、顔を揃へて休日の禮。蓋し休日、は、兵營生活に於ける最大の樂である。

『大分休が續くなア』と先づ口を切つたのは竹下笹吉。

『さうぢや。年末が三日、年始が三日、それに四日は日曜、五日は又新年宴會、丁度八日續くよ!』と山本木助が相槌を打つ。

『君等は家が近いから、どつさり御母さんの乳を呑みたまへ』と池田魚吉が弄ふ。

『古兵殿の中には泊つてくる人が多いさうぢや』と龜山甲助が羨しがる。

其處へ徐かに近づいて来たのは、例の御熱心な上等兵殿。自身も眼前に顛げて来る八日間の休が嬉しいのか、それとは言はねど、言ふに優る顔の色。軽く龜山の肩を叩いて、

『お前も泊つて来たからう』。

龜山は唯笑つて居るばかり。と、竹下が、

『上等兵殿、泊つて来るのは出願するのですか?』と訊く。

聯隊長ハ休業數日ニ互  
ル場合ニ於テ勤務ニ差  
支ナキトキハ品行方正  
ニシテ勤務ニ勉勵シ技  
藝ニ熟達シ且旅費其他  
家計上差支ナキコトヲ  
確認シタル者ニハ其間  
歸省ヲ許スコトヲ得  
(二二ノ四)  
下士以下二十四時間以  
上外出スルモノニハ外  
泊證ヲ携帯セシムヘシ  
(二二ノ二)  
鐵道乗車證及乗船證ノ  
下付ヲ要スル者ハ中隊  
ニ在リテハ内務班長ヲ  
經テ曹長ニ聯、大隊本  
部ニ在リテハ副官ニ願  
出ルモノトス。(二二ノ  
一五)

總テ外出セントスル者  
ハ兵營ニ歸リ食事スル  
ヤ否ヲ豫定シ炊事準備  
ニ間ニ合フ如ク内務班  
長本部所ハ當  
該日下士ニ届出ヘシ  
是無益ノ準備ヲ避ケル  
爲必要ノ事ナルヲ以テ  
各自ノ徳義ニ鑑ミ手落  
アルヘカラス。夕食時  
限マテ外出スル下士以  
下ニシテ已ムヲ得ス兵  
營ニ歸リ晝食スルコト  
能ハサル者ハ前日夕食  
マテニ内務班長ニ届出  
テ辨當ヲ請求スヘシ若  
シ辨當ヲ斷ル者アルモ  
不食料ヲ給セサルモノ  
トス。定例休暇、請願  
休暇等ニシテ缺食スル  
モノニハ不食料ヲ給ス  
ルモノトス。(二二ノ五)  
下士兵卒臨時外出ヲ願

『さうぢや。休業が數日に互る時分に、外泊したい者は、聯隊長に出願するのだ。』が、出願したからとて、誰も彼も外泊を許されるといふ譯ぢやない。平素品行方正で、勤務に勉勵し、技藝に熟達し、且旅費とか、其の他家計上差支の無い者に限つて、隊の勤務にも支障の無い時分に許されるのぢや。斯う言ふと甚だ難かしいやうだが、然し一方から考へれば、繁華な都市を逍遙いて居ると、自然驕奢の風に襲はれるから、聯隊長としては、成るべく淳朴な郷里に歸して、一家團樂の裡に、休日を送らせ、心身を修養させたいのである。で、お前達が品行を慎み、熱心隊務に勉勵して居りさえすれば、郷に故郷に樂しい休日を送る日が来る。』  
斯う話して居るところへ、當番が来て、『入江上等兵殿。特務曹長殿が呼びになつて居ます』と報せたので、上等兵は事務室の

方へ驅けて行つた。後では新兵等が、尙休日や外出に關する談話を交へて居る。

甲『外出するときは辨當を貰ふのだね。』

乙『さうぢや。但し要らぬ者は貰はぬでも宜いのぢや。而して貰ふ者は、前の日の夕食迄に、班長殿に届け出て置くのぢや。』

丙『辨當の要らぬ者も届け出るのか？』

乙『それも届けるのさ。』

丁『民事外出は中隊長に願ふのだつたね。』

乙『民事外出？僕は其んな外出は知らぬぞ。』

丁『でも此の前の學科の時、班長殿が、已むを得ぬ事情が出来た時分には、民事外出を願ひ出れば、四十八時間以内は許可される』と言は

れたぢやないか。』

出テ其事情已ムヲ得サ  
ルコトヲ確認シタルト  
キハ各隊長ハ之ニ四十  
八時間以内ノ外出ヲ許  
スコトヲ得(二二ノ六)  
中隊ノ一般休日(本部ニ在  
休部)ニアラサル日ニ外  
出セントスル者、日夕  
點呼後ニ歸營セントス  
ル者若クハ日夕點呼後  
外出セントスル者ハ内  
務班長ヲ經テ中隊長  
本部附ハ副官同官不在ニ願出  
テ外出證ヲ受ケ週番下  
士(本部附)ニ届出テ外出  
スハシ歸營シタルトキ  
ハ外出證ハ之ヲ受領セ  
シ職員ニ返納シ週番下  
士(本部附)ニ届出ヘシ  
(二二ノ九)

大掃除

乙「あははは。君の言ふのは臨時外出ぢや。民事外出と言ふもんだから、僕は何か民事訴訟でも起つたときに願ふのかと思つたが……」

丁「さう〜。臨時外出ぢや。……が、かうつと、僕の郷里に歸るには、何うしても往復に四日はかかるので、四十八時間では駄目ぢやが、もう其れより長くは許されぬのかなア？」

甲「何うだらう？」

乙「僕も知らぬぞ」。

此の時入江上等兵が歸つて來たので、此の疑問は直に同人に振り向けられた。

丁「上等兵殿。臨時外出は四十八時間以上許されぬですか？」

「さうぢや。内務書に規定された臨時外出は、最大限四十八時間」

ぢや。然し別に休暇規則と云ふものがあつて、父母妻子の重病又は死亡、其の外已むを得ない事故が起つた時分には、營内居住の下士、兵卒は、往復を除いて十四日以内の休暇を許されるのぢや」。

「已むを得ない事故とは、例へば何んな事ですか？」

「さうぢやね。……まア今年の一月に起つた櫻島の爆發のやうな場合とか、其の他地震、火災、暴風雨等に際して、是非本人が歸らねばならぬといふやうな時ぢや。……それから父母の無い者でも、父母に準ずる特別の關係者が重病又は死亡した時分には、矢張り許可されることになつて居る」。

古綿を拗切つたやうな雲が南へ〜と飛んで居たが、何時しか雨となつて、ばら〜と降り出した。此の時再び響く大原上等兵の蠻聲。

大掃除

「掃除始めッ！」

十五 大掃除 (其の二)

「掃除始めの令で、新兵は再び其の任務に就く。最も困つたのは、庭に出してあつた寝具の始末。濡らさじと思へば、新兵等は駆歩で、蟻のやうに、ごちや〜となつて運び入れる。上等兵は勵聲追ひ立てる。他人の苦む態は、傍から見ると面白く、折好く雨を免れた隣中隊の新兵等が、冷笑的な笑聲を浴せる。自暴半分夢中になつて、漸く全部の寝具を室内に運び終つて、吻と一息吐くと、意地悪くも雨は止んで、忽ち日光が射した。

「何だい馬鹿にしてらア」。

大掃除が全く終つた時は、早や蒼然たる暮色が四邊に迫つた。

此の夜例の通り大きな机に集つた新兵の一人が、  
「今日の寝具の運搬には困つたなア」と言ふと、傍に居た山田不二雄が、

「第二中隊の者は宜しくないね。軍隊は協同一致が最も大切だから、軍人は常に苦を共にし、樂を分かち、仲よくせねばならぬといふことは、我々が是れ迄度々上官から聞いた事ぢやないか。で、今日僕等が雨の爲めに苦んで居る時分には、大に同情せねばならぬのだ。それに第二中隊の者は、面白半分笑つたぢやないか」と議論めいた事を言ふ。其處へ入江上等兵が何處からか歸つて來た。彼は晝の話の際、言ひ残した事があつたと見え、更に新兵等に向ひ、「軍隊では日曜祭日も、地方の銀行會社や、一般學校などと異つて、必ず業を休んで、下士兵卒には外出を許すと定つては居らぬ。軍

兵營ハ艱苦ヲ共ニシ生  
死ヲ同フスル軍人ノ家  
庭云々(綱領)

大祭祝日、年末年始、  
靖國神社大祭日、陸軍  
始、陸軍紀念日、日曜

日其他定メラレタル休日ニハ通常演習ヲ休ミ營内ニ於テ休養セシム但シ下士以下勤務ニ差支ナキ限り本人ノ希望ニ依リ外出セシムルコトヲ得然レトモ成ルヘク兵營ニ歸リ食事セシムルヲ例トスレ總テ外出ノ度數多キニ過クルトキハ驕奢ノ風ニ感シ易ク餘計ノ金錢ヲ費スノ弊アルヲ以テ各隊長ハ深ク茲ニ注意スルヲ要ス(二二ノ一)

差支アリテ定メラレタル時日ニ歸營スルコト能ハサルトキハ其事由ニ從ヒ市(區)(町)(村)長、憲兵、警察官、驛長、船長等ノ證明書若クハ醫師ノ診斷書ヲ受

大掃除

隊内務書にも、通常演習を休み、營内に於て休養せしむ。但し下士以下、勤務に差支なき限り、本人の希望に依り外出せしむることを得と書いてある。又其の次に、然れども成るべく兵營に歸り食事せしむるを例とすといふ文句も入つて居る。此の事を能く承知して居らぬといけない。

それから、休暇で故郷にでも歸つた際に、定められた時に歸營の出来ない事情が起つたならば、市町村長、憲兵、警察官、驛長、船長等の證明書、若くは醫師の診斷書を受け、歸營後届け出ねばならぬ。例へば、海路に依らなければならぬ處で、天候等の關係上、船が數日間通はなかつた爲めに、歸營が出来なかつたといふやうな場合には、其の附近の警察官又は村長等の證明書。若し乗船後、暴風雨等に遭ひ、船が延著した爲めに、歸營時限に間に合はないといふやう

ケ歸營後届出ヘシ(二二ノ一六)

な場合には、船長の證明書。歸營の爲め、汽車旅行中、隧道が壊れて、汽車が延著したといふやうな場合には、驛長の證明書。急病でも起つて、爲めに歸營が出来なかつたといふやうな場合には、醫師の診斷書を買つて歸るのである。

入江上等兵の話が濟むと、間もなく點呼の喇叭が響いたので。

『整列ーウ』。

『番號ッ』。

『一、二、三、四、五、六、……』。

十六 清潔と公德心

大掃除の終つた翌の朝である。新兵が例の通り兵舎の一部に集つて居ると、瀧澤軍曹が徐かにやつて来て、

清潔と公德心

『唯今から學科を始め』と言つた。而して暫く室内を見廻して居たが、應て、

『大層綺麗になつた。大掃除の後は矢張り氣持が好いなア』と言つて、視線を新兵席に移す。新兵は、昨日自分等の爲た仕事を賞めてくれるのだと思つて、何れも嬉しさうな顔。瀧澤軍曹は語を繼ぐ。

『兵室及び其の中に備付けてある物品の清潔保存は、其の室内全員の負擔である。で、室内が不潔であるとか、備付物品の保存が悪いとなれば、其の室に居る者總てが悪い。否、其の室に居る者總てが、公德心に缺けて居ることを表明するものであつて、甚だ不名譽な話である。お前達は、天樂公園に行つたことがあるであらう。而して其處に梅桃櫻など、時の花咲く樹木が澤山あつて、傍に此

兵室及其備付物品ノ清潔保存ハ室内全員ノ負擔スル所ニシテ内務班長其責ニ任スルモノトス其他ニ在リテハ各室内高級古參者隊長ハ同第ノ之ニ任セシム諸倉庫、工場等ニ在リテハ關係委員又ハ工長若クハ聯隊長ノ定ムル監守者ヲシテ其責ニ任セシムルモノ

トス總テ共同ニ使用スル場所及物件ハ特ニ清潔保存ニ注意スヘシ其良否ハ該隊協同一致ノ觀念如何ヲトスルニ足ルモノトス(一一ノ一)

被服ニ塵ノ付キシトキハ室内ニ入ル前能ク掃除スヘシ(一二ノ一二)室内ニ入ルトキハ必ス

の枝折るべからずといふ札の立つて居るのを見たであらう。あの札を見たとき、お前達は何と感じたか？實に公德心の缺けた者の多いといふ廣告札が立つて居るやうには思はなんだであらうか？西洋の國々を遊んだ人達の話を聞くと、西洋には之に類する立札などは、一向見ることは出来ないといふことである。然るに日本は單り天樂公園ばかりぢやない、全國到處の公園乃至は上つてならぬことの分り切つた堤などに、上るなといふ禁札が立つて居る。されば公德心の缺乏は、我が國人通有の缺陷である。とは言へ、軍人は其の精神に於て、一般人民と異つた所がある。否、異つた所がなければならぬ。と同時に、軍隊には、地方の弊害を一掃して、不公德の跡などは留めぬやうにせねばならぬ。服に塵埃の附いたまま室内に入つて来て、其處で拂つたならば、他人は何れだ

靴ノ泥土ヲ丁寧ニ拭フ  
ヘシレ室内ハ常ニ清潔  
ニシ能ク整頓シ物品ヲ  
亂雜ニシ又ハ定メラレ  
タル場所外ニ持行クヘ  
カラス紙屑ハ必ス紙  
屑籠ニ投スヘシ管内ニ  
散ラシムヘカラス兵  
器、被服其他諸物品ノ  
掃除ハ定メラレタル場  
所外ニ於テスヘカラス  
(二二ノ八)

清潔と公德心

七八

け迷惑を感じずるか知れない。其の外室内で銃剣を磨いたり、室内に紙屑を散したりする事は、互に相戒めて、常に室内を清潔に保つやうに注意せねばならぬ。元來掃除は易く、清潔を保つは難い。なれど、各自公德を重んじ、協同一致して行れば、左程難かしい事でもない。又一方から見ると、昨日のやうな寒い日に、冷たい水で拭くに比べれば、汚さないやうに氣を著けるぐらゐは、何でもない事で、唯各自の心掛一つにあるのである。』

斯く説いて、瀧澤軍曹は窓際に至り、指頭を以て窓の上縁を撫でて見て、再び元の位置に復つて語を繼ぐ。

『お前達が掃除をした後で、窓の上縁糊の裏などを見ると、氣が著かぬのか、或は勞を惜むのか、往々にして手の届いて居ないことがある。眼に觸れ易い箇所ばかりが綺麗であつたとて、決して清潔

とは言へぬ。隅々迄隈なく掃除が行き届くやうにすることが必要である。

今日は次の演習時間が差迫つて居るから、是れて學科を終る。瀧澤軍曹は去つた。後で、此の學科に列席して居た大原上等兵が、叱るやうな口調で、

『窓の開け方がいかん。今日は己が直して置いたが、今後は何の窓も同じ廣さに開けるやうに注意せい』と言つた。窓を開ける度合は、季節に従つて聯隊長が定めるのである。例へば、夏期七八の二箇月間は全開し、九十の二箇月間は上方三分の二を開けるといつたやうに。

席を立つと間もなく、新兵等は次の演習に出場すべく室を出て行つた。後には机が淋しく立つて居た。

窓ノ開閉其度合並窓掛  
ノ垂レ方ハ季節ニ依リ  
聯隊長之ヲ定ムヘシ  
(二二ノ三〇)

十七 休日と三等症

年末第一休日の夜、夕食を済ませ、机を圍んで四方山の話に花を咲かせて居る新兵等を見舞つたのは、被服委員に別製の帽子を請求して皮肉られた武藤軍曹であつた。新兵と共に語りて樂み、且は二三の注意を與へたいといふ親切からである。向ふでは古兵等が互に愉快げに話しては笑ひ、笑つては話して居る。

甲「僕は今日外出しなかつた代りに、酒保に吶喊して、堅麵炮を五十枚遣付けた」。

乙「えらい攻撃精神に富んで居るなア」。

「ははははははは」。

丙「君は熱柿臭いぞ。又彼處へ突撃したな」。

乙「えらい攻撃精神に富んで居るなア」。

「ははははははは」。

丁「君は白粉臭いぞ。敵は〇〇に在りだな。何時もながら攻撃精神に富んだ男だなア」。

「ははははははは」。

此の時堅田と云ふ上等兵が眞面目になつて、

「おい止せ」。堅麵炮や酒や角行燈に對する勇者は、戦場の怯

者だぞ。攻撃精神も其なものに使はれちや泣くわい」と言つ

たので、一同は稍恐縮の體。

此方では巨頭軍曹が新兵と同じ机に凭れて話をして居る。

「休日が續くが、小人閑居すれば不善を爲すで、暇で居ると、つゝあ  
らぬ方向へ心が駈ける。で、休日の利用に就いては、餘程考慮を要



總テ外出ノ度數多キニ  
過クルトキハ驕奢ノ風  
ニ感シ易ク餘計ノ金錢  
ヲ費スノ弊アルヲ以テ  
各隊長ハ深ク茲ニ注意  
スルヲ要ス(二二ノ二)

休日と三等症

する。市中の外出も一日ぐらゐは大に愉快で、心身の疲勞を醫する利益があるが、二日も三日も續くと、つゝ何處か一杯やらうかといふ氣にもなる。一杯やると又角行燈でも覗いて來ようかといふ氣が出ないにも限らぬ。さうなると一大事だ。角行燈の奥には、微毒と云ふ恐ろしい病魔が爪を研いで居る。軍人にして此の病魔に取り付かれた者は、三等症として、大なる不名譽になるのである。何故かと云ふに、此の病魔は、餅を食ひ過ぎたとか、酒を飲み過ぎたとかいふばかりでは、決して取り付かぬ。一時の情慾に打勝つことが出來ず、上官の訓戒を破つた者に取り付き、而して一度此の病魔に取り付かれると、健康な身體も忽ち虚弱となり、軍人として其の職分を盡すことが出來なくなるからである。さうなつては、實に陛下に對し奉つて申譯の無い次第ではないか。

否々、公に斯かる不首尾を來すばかりではない。其の害毒は延いて妻に及び、子孫に及ぶのである。罪の無い妻や、何も知らぬ子孫を、病患に苦めるとは、何と罪な話ではないか。それに世間からは笑はれ、輕蔑せられる。されば此の事は最も慎まねばならぬ。要するに休日には、用事が無ければ營内に在つて、室内で書籍を讀み字を習ひ、倦む時は、營庭に毬を蹴り、器械體操場に跳越臺を跳び、鐵棒に下る。而して氣が新たになつたならば、再び室内に書籍を讀み字を習ふ。是れが最も望ましい消暇法だ。或は又同好相集つて、銃劍術なり、擊劍なりを行つて、氣力を養ひ身體を鍛へるも可し、遠足を試みて、脚力を練るも大に宜し。自分は此の度の休日も、斯うして過す者が一人でも多いことを希望する。

武藤軍曹は此の話を終つて後、暫時打解けた談話を交へて去つ

た。後では新兵等が明日の計畫を話し合つて居た。

十八 營倉

年末年始に際し、一般休日との許しは出ても、引き續き朝から晩まで休んでばかり居ては、各自の衛生上には勿論、軍隊教育上にも宜しくないの、何處の隊でも、元日だけは別として、其の他は大概、午前中二時間ばかりは、學術科を實施するのが例である。

日は麗かに照つて、門松の緑濃き邊、羽子突く少女の姿も一際麗しく、緩く廻れる護謨輪の上に、絹帽を戴いた紳士、袴羽織に著飾つた微酔機嫌の男、名刺を手にした千鳥足の若者、何れも新玉の年の始めを壽ぐ廻禮の途で、世間は上も下も歡樂の空氣に包まれた一月の二日、此處第△△聯隊の營庭には、昨年入營した新兵が軍の道

に勤んで居る。

『氣を著けいッ』。

兵士は兩踵を一線上に揃へ、足尖を六十度に開いて、直立不動の姿勢を取る。

『前へー進めッ』。

泰山前に崩るるも動かぬ兵士も、幹部の號令一下するや、恰も弦を離れた矢のやうに飛び出す。

『廻れ右前へー進めッ』。

くるツと廻つて、再び進む機敏さは、壁に投げ付けられた護謨毬の跳ね反るやうである。

『分隊ー止めッ』。

恰も俄然原動力を失つた機械のやうに止つた。

營倉ハ重(輕)營倉ニ處  
セラレタル者ヲ鋼シ又  
犯罪者ニシテ處分未決  
ノ者及一時營倉入ヲ必  
要トスル者ヲ留置ク所  
トス(一八ノ二)  
營倉入ノ者ハ成ルヘク  
一人宛別房ニ鋼スルヲ  
要ス(一八ノ二)  
營倉各房ノ入口ニハ營  
倉入ノ者ノ隊號、官等  
級、氏名、重(輕)營倉、  
留置等其他必要ナル件  
ヲ記シタル札ヲ掲クヘ  
シ(一八ノ三)

輕營倉入ノ者ニハ消燈  
時限ヨリ起床時限マテ  
ノ間蚊帳、毛布ヲ與ヘ  
食物ハ平常ニ異ナルコ  
トナシ又必要ノトキ入  
浴ヲ許スヘシ、重營倉  
入ノ者ヲ輕營倉ニ移シ  
タルトキハ前項ニ準シ  
之ヲ取扱フヘシ(一八  
ノ四)  
營倉入ノ者ニハ著用ス  
ル被服ノ外物品ヲ所持  
スルコトヲ許サス但シ  
用紙若干及勤務書ノ内  
一本ヲ限り之ヲ許スコ  
トヲ得(一八ノ五)  
營倉入ノ者ニハ公務ノ  
外面會スルコトヲ許サ  
ス又營倉入ノ者ヲ出ス  
トキハ監視者ヲ付スヘ  
シ(一八ノ六)

營倉

『びーッ。…中休』。

間もなく第一中隊の兵士は、營倉の前に、蒲田中尉を中央にして  
圓列を作つた。蒲田中尉は營倉を指して、

『此處に在るのは何か？』と問ふ。指名された吉村三次が、

『營倉』と答へたとき、中尉は重ねて、

『何の爲めに營倉と云ふものがあるか？』と問ふ。

『重營倉、輕營倉に處せられた者、又は犯罪者であつて處分未決の

者、其の外逃亡の虞があるとか、酒に酔つて前後も分らぬとかいふ

やうな、一時營倉に入れて置く必要のある者を入れる爲めであり

ます。…終』。

『左様。…重營倉と輕營倉とは、其の取扱が何のやうに異ふか。』

谷川』。

『はい。…輕營倉入の者には、消燈時限から起床時限までの間は、  
蚊帳や毛布を與へ、食物も常と同じで、必要の時は入浴も許されま  
す。重營倉入の者は、蚊帳も毛布も與へず、食物は飯と鹽と水だけ  
を與へ、入浴も許されませぬ。…終』。

『左様。…其の外營倉入の者は、其の著て居る被服の外は、物品を  
持つて入ることは出来ぬ。但し若干かの用紙と勤務書の内一冊  
だけは許される。又公務の外面會も出来ぬ。入浴等の爲め外へ  
出す時分には、監視者が付く。』

さて何んな者が營倉に處せられるかといふに、(一)故意で行つた  
事、(二)自分の行爲が何んな結果を來すか、前以て知ることの出来る  
地位に在りながら、うっかりして行つた事、(三)懈怠して行つた事、(四)  
過失で行つた事等で、刑法に該らぬ軽い犯罪者、其の外(五)素行修ら

營倉

ず、軍人の體面を汚す者が、營倉處分に遇ふのである。然らば處分する人は誰か？…當聯隊で言へば…龜山。

「はい。…聯隊長と、自分の所屬大隊長及び中隊長であります。…終」。

「左様。…して其の權限には差等がある。如何に異ふか？…池田」。

「はい。…聯隊長は其の部下の部下兵卒に三十日以内、大隊長は同く下士に二十日以内、兵卒に三十日以内、中隊長は同く下士に十日以内、兵卒に二十日以内であります。…終」。

「左様。…營倉に處せられて、板敷の上に寝て、夏は蚊に苛められ、冬は寒さに責められて、肉體の苦痛を受けるのは大した事もあるまい。けれども、昔から、一度泥棒をすると、一生泥棒の悪名は除れ

聯隊長ハ部下ノ軍人ニ三十日以内ノ謹慎營倉ヲ命シ將校同相當官、准士官、下士ニ譴責ヲ命ス(四ノ四)  
大隊長ハ士官准士官ニ譴責及十日以内ノ謹慎、下士ニ譴責及二十日以内ノ營倉、兵卒ニ二十日以内ノ營倉ヲ命シ其他賞罰ニ關スルコトヲ

上申ス(五ノ四)  
中隊長ハ將校特務曹長ニ譴責、下士ニ譴責及十日以内ノ營倉、兵卒ニ二十日以内ノ營倉ヲ命シ其他賞罰ニ關スルコトヲ上申ス(六ノ五)

ぬと言つたやうに、一度此の營倉の中に入つた者は、在營中は仲間の中に、彼は營倉入である」と輕蔑を受け、且嫌はれ、又お前達が在營中の成績等は、總て之を郷里の村長に通知することになつて居るから、満期歸郷の後も、永く汚名は除れぬ。軍人として、是れ程不名譽な事はなく、且又自己の良心に責められる苦しさ、信用を失墜して、爲めに受ける損失とは、處世上に大なる打撃を蒙り、面白からぬ一生を送ることになる。さればお前達は、決して此んな所に入らぬやうにせねばならぬ」。

斯く説き來つて、蒲田中尉は暫く呼吸を繼いだ。

### 十九 營倉の中に泣聲

日は漸く昇つて、新兵の影も縮つて來た。蒲田中尉は再び説明

營倉の中に泣聲

の口を開く。

『營倉に入らぬやうにするのは何でもない。一意上官の訓を守り、誠心以て事に従ひ、克己忍耐業に服して居れば、決して此んな所に入るやうなことはないのである。今此の中で、他人は楽しい正月を送つて居るのに、其の身は苦しい營倉生活をして居る者が二人ある。共に第三中隊の兵卒で、二等卒藤村仙造、同松本辰吉と云ふ者である。此の二人は何んな罪を犯したのか、知つて居る者は手を舉げい。』宜し。』山本』。

『はい。』藤村仙造は遅刻、松本辰吉は不寝番に當つて居て眠つたのであります。』終』。

『左様。』藤村仙造は、入營前から非常に酒を飲み、而して飲めば種々の失態を演ずる男であつたが、入營後は上官の訓戒を守つて、

禁酒して居た。然るに去る十二月三十日、年末休暇に際し外出して、酒屋の店に並べてあつた酒樽を見て、俄かに飲みたくなつた爲め、えい、少しぐらゐは飲んでも構はぬといふ氣を出し、終に上官の訓に背き、自分の慾情に打勝つことが出来ないうで、飲み始めた。すると、元來好きなものだから、つゝる度を過し、歸營時刻も忘れて了つたといふのである。若し藤村仙造が、上官の訓を重んじ、今少し克己心に富んで居たならば、營倉に處せられるやうなことはなかつたであらう。ほんの鳥渡の心掛と、我慢が出来なかつた爲めに、終に一生拭ふことの出来ない不名譽を蒙つたのである。

又松本辰吉は、去る十二月二十八日の夜、不寝番中眠つて居たので、其處に來掛つた週番士官は、靴音高く近づいて、同人の被つて居た帽子を取つたが、それでも覺めぬ。そこで其の週番士官は、大

な聲で呼びながら、手を以て揺り起したといふのである。晝の演習に疲れた身體は眠たからう。然しながら、上官の命は重い、勤務は大切である、と思つて心を引き緊めて居れば、睡氣は自然に逃げる。

松本辰吉も、最初から上官の監視の下に在つたならば、決して眠らなかつたであらう。監視する者が無い爲めに、自然心に緩みが出来て、遂に勤務を怠るといふのは、畢竟誠心が足らぬからである。又縦ひ其の者は眠らなかつたにせよ、誠心を以て勤務に服して居ると、唯其の場の責塞ぎに勤めて居るとは、其の仕事の結果に大なる差等を生ずるのである。而してそれが直に自己の成績を表すのだ。で、お前達は、何んな場合にでも、常に上官の監視の下に在ると思つて、誠心誠意事に従つたならば、營倉入などの汚名を蒙

ることはないのみか、自然と自分の成績は上り、延いて一身の利益を齎すことになるのである。今此の眼前の暗い所に苦んで居る二人は、取つて以て將來の戒にせねばならぬ。

此の時、營倉の中に獻歌の聲がした。罪人が我が身を顧み、故郷の親を想ひ、悔悟の涙に咽んで居るのであらう。

蒲田中尉は此の話を終ると、直に新兵を率ゐて、其中隊の兵舎前に至り、此處に解散を命じた。

二十 週番下士の小言

打續いた年末年始の休暇も、何時の間にか通り過ぎ、新年宴會も終れば、祝酒の酔も全く醒めて、正月の瑞氣に一時緩んだ兵士の心も、漸く引き緊つて來た。十日は土曜で、週番の交代日なれば、懸章

各隊長ハ演習、勤務等  
ニ差支ナキ下士ニハ日  
日午後課業済ヨリ日夕  
點呼マテ業間外出ヲ許  
スコトヲ得(二二ノ七)

週番下士の小言

を脱し、安心したと言はぬばかりの面持で、早や若い妻の心盡しの  
晚餐に心を馳せて居る下番の週番士官もある。今夜歸らぬのを、  
それとは知らずに待つて居る愛兒の愛しさを想ひ浮べて、懸章重  
たげなる上番の週番士官もある。重荷を卸して、嬉しげに業間外  
出をする下番の週番下士もある。進まぬ面貌で、忙しさに駆け  
廻つて居る上番の週番下士もある。休日の來る嬉しさに、活氣面  
に溢れて居る兵士もある。是れが軍隊の土曜日毎に起る一種の  
現象である。  
夕食も済んで、夜の帷幕が兵舎の窓を鎖すと、中には電燈の光が  
一際鮮かである。兵士の喫つた煙草の煙が、柱を傳うて、天井を這  
うて、漸く窓の上部に隙を見付けて逃げて行く。  
今日は兵器検査の爲めに豫定が狂つて、朝の學科を行らなかつ

週番諸官ハ營内ノ取締  
ニシ軍紀風紀ノ維持  
諸法則ノ實施如何ヲ警  
視スルヲ任トス而テ之  
ヲ分チテ聯隊週番勤  
務、中隊週番勤務トス  
(一五ノ一)  
聯隊週番勤務ハ中隊長  
及聯、大隊附大尉ヲ通  
シ一名附ト云フトテ大特務曹  
長一名ヲ以テ之ニ服セ  
シム(一五ノ九)  
週番大尉ハ風紀衛兵及  
週番勤務ニ服スル諸官  
ヲ指揮シ其職務ヲ執行  
ス(一五ノ一〇)

たので、今夜其の填合せをすることになつて居た。入江上等兵の  
指圖に依つて、新兵は例の通り集つて居ると、學科には餘り頭を出  
さぬ岩切伍長が、内務書を手にして遣つて來た。

『今日は週番勤務に就いて話をする。週番勤務は之を分けると、  
聯隊週番勤務と、中隊週番勤務との二通りであつて、何れも營内の  
取締をなし、軍紀風紀の維持に力め、諸規則の實施を監視するもの  
である。聯隊週番勤務は、週番大尉と、週番特務曹長との二名であ  
る。今週番大尉は何方であるか？』  
竹下。

『はい。…忘れしました』  
『忘れぬやうにしなくちやいかぬ。…知つて居る者は手を挙げ  
い』。

約半數は手を挙げた。岩切伍長は、其の中で些と怪しいと思つ

週番下士の小言

た米田を指名した。米田は、案外元氣好く起つて、大聲で、

『木村大尉殿であります』と答へた。岩切伍長は笑ひながら、

『木村大尉殿は今日交代された』と言つて、更に山本に解答を求めた。

『はい。……光枝大尉殿であります』。

『さうだ。週番大尉は光枝大尉殿だ。……週番特務曹長は何方であるか？……池田』。

『はい。……酒井特務曹長殿であります』。

『宜し。さうだ。』

週番大尉及び週番特務曹長の勤務中直接お前達に關係あるものを挙げれば、週番大尉は、下士以下の父兄親族、又は其の地方の官吏公吏が營内の參觀を請ふ時分には、差支のない限り之を許す。

週番特務曹長ハ週番大尉ノ命ヲ承ケ細務ニ従事ス(一五ノ一三)

下士以下ノ父兄親戚又ハ當該地方官公吏等ニシテ營内ノ參觀ヲ請フ

者アルトキハ差支ナキ

限り之ヲ許シ適當ノ者

ヲ付シ案内セシムヘシ

(一五ノ一二)

週番特務曹長ハ時々風

紀衛兵所及哨所ヲ巡察

シ守則ヲ試問シ其勤惰

ヲ監督スヘシ(一五ノ

一三)

中隊ノ週番勤務ハ中隊

附中少尉士官勤務ニ服スル

一名之ヲ週番士軍曹伍長

一名官ト云フ一名之ヲ週番下

等兵二名トス乘馬隊ニ

在リテハ上等兵ノ中一

名ハ概週番トス(一五

ノ一八)

週番士官ハ週番下士上

等兵ヲ指揮シ其職務ヲ

執行ス(一五ノ一九)

週番下士ハ週番士官ノ

旨ヲ承ケ週番上等兵ヲ

指揮シ細務ニ従事ス乘

週番特務曹長は、時々風紀衛兵所及び歩哨の立つて居る所を巡察

して、守則を試問し、其の勤惰を監督する。

次に中隊の週番勤務は、週番士官一名、週番下士一名、週番上等兵

二名の都合四名である。其の勤務は、總てお前達に關係した事で

あつて、其の如何なる事をするかは、日常お前達が見て居る通りで

あるから、改めて言ふの必要はない。それから今週は自分が週番

であるから、便所の事に就いて、一言注意して置きたいと思ふ。

小便を石段に上らずに爲る者がある、是れは甚だ宜しくない。

斯うして一人が石段を汚すと、後で爲る多くの者が、不快を感ずる

ばかりでなく、軍紀上慎むべき事である。以後は必ず石段の上に

上つて爲て、尙小便が石段の上に落ちないやうに、又前方の壁を汚

さぬやうに注意せねばならぬ。又小便所に紙片や煙草の吸殻を



馬隊ニ在リテハ其他既當番卒ヲ指揮シ既ニ關スル規定ヲ實行セシメ又内務班ニ屬セサル既具及場所ノ清潔保存ノ責ニ任スルモノトス(一五ノ二〇) 週番上等兵ハ週番下士ノ旨ヲ承ケ細務ニ従事ス(一五ノ二一)

投げ込んでばならぬ。

大便所に、齒磨粉を使つた唾、及び煙草の吸殻が落ちて居ることがある。便所の中で齒を磨いたり、煙草を吸ふといふやうな、風儀の悪る事をしてはならぬ。又壁に唾を吐き掛けたり、落書をしてはならぬ。殊に兩便で附近を汚さぬやうに注意せねばならぬ。以上述べた事は、將來嚴に實施せよ。若し犯す者あらば、必ず便所の掃除を命ずる。…終。

岩切伍長が去つた後で、新兵等は便所の壁に書いてある落書の話をする。

「誰が書いたのか知らんが、立つにや立たれず立たねばお目玉、恨めしいぞえ呼集喇叭」といふのがあるぞ」と一人が言ふと、他の一人が、『堂河(多田)の宗兼十郎所の感安』〇〇といふのもある」と

語る。

二十一 兵器を尊重せよ

憂々と劍の音がしたので、新兵は話を止めた。蒲田中尉の姿が現れた時、

「敬禮ッ」。

大原上等兵の蠻聲が耳を劈いた。蒲田中尉は徐かに答禮して、「休め」と言つたまま、暫時じろくと新兵を見廻して居る。新兵等は、

「僕が大きな聲で喋つて居たのを、若しや聞かれたのぢやないか知らん」。

「僕は起立中に、覺えず眼球を動かしたから、若しや見付けられた兵器を尊重せよ」

のちやなからうか』などと、劈頭小言でも喰ひはせぬかと、心配して居る様子であつたが、蒲田中尉が白墨を執つて、塗板の真中に「兵器を尊重せよ」と書くのを見て、始めて安心したといふ體。

『谷川』。

『はい』。

『是れを讀め』。

『兵器を尊重せよ』。

『宜しい。凡そ戦争をするには、昔も今も又世界の何れの國に於ても、其の形に多少の差異こそあれ、兵器を使用する點に於ては異りはないので、戦闘勝敗の大部分は、實に兵器に依つて決せられるのである。故に昔の武士は、極めて兵器を尊重するの念に富み、其の佩ぶる所の兩刀の如きは、武士の魂として、最も大切にした

班長ハ班員ヲシテ武士ノ嗜トシテ兵器ヲ尊重シ之ヲ大切ニ取扱ヒ朝夕愛撫シテ心膽ヲ練リ競フテ其技ニ長セントスルノ心ヲ盛ナラシムヘシ(九ノ一三)

中隊長ハ部下ノ兵器尊重心ヲ養ヒ愛馬心ヲ喚起シ保管兵器ノ整理保存及馬ノ保育ニ任シ常ニ競争ノ用ニ堪ヘシムルコトヲ勉ムヘシ(六ノ一四)

ものである。

現時の軍隊に在る兵器は、戦場に使用して、忠節を盡す爲めに大切な要具であるから、軍人の魂として、最も尊重せねばならぬ。若し各自に預つて居る銃劍の如きに、少しでも塵埃が附いて居るとか、鏽が入つて居たならば、自分の精神が汚れたと同じで、軍人の一大不名譽と心得ねばならぬ。又一つには、兵器は武技の熟練を得せしめ、自己の職分を盡さしてくるものであるから、之に對する感謝の念を以て尊重せねばならぬ。

日露戦争中多くの死傷者の中には、重傷の爲め死に瀕して居ながら、尙銃を離さないで居た者や、銃を確と握り緊めたまま、瘡れて居た死骸は幾らもあつた。今其の一例として、忠勇美譚に載せてある二文を讀むから、能く聞いて居れ。

一 重傷を負うて尙武器を放たず

近衛歩兵第一聯隊第十二中隊歩兵上等兵 中村彌三郎

三十七年八月二十六日、盛京省大西溝の戦場に於て、近衛歩兵第一旅團は最も苦戦したり。殊に近衛歩兵第一聯隊第十二中隊は、旅團の最左翼第一線に在りて、該地中なる一の獨立高地を占領したるが爲め、最も苦戦し、死傷續出せり。時に中村上等兵は、面部貫通銃創を受け、頗る重傷なりしかど、單身假紮帶所に赴かんとし、後方谷地を通過するに、敵彈集中し、殆んど行進し難し。故に他の傷者は、武器を健康者に託し、纒かに身を以て死地を脱せんとす。然るに上等兵は、面部の重傷なるに拘らず、尙武器を携帶するを見兼ね、歩兵第二聯隊の某中隊長は、武器装具等を該地に殘し置かんことを勸告せしに、上等兵は色を正しくして答へて曰く、『武器は軍

人の寸時も離すべからざる重寶なり。縦令死すとも此の手より離すべけんや』と、遂に肯ぜずして假紮帶所に至り、九月三日、東新堡野戦病院に於て傷死せり。此の如く瀕死の重傷に屈せず、尙能く武器を尊重せる精神は、以て軍人の模範とすべきなり。

二 林中に銃を手にして瞑す

歩兵第四十六聯隊第六中隊歩兵上等兵 洲加本正六

洲加本上等兵は、長崎縣西彼杵郡式見村の人、細河沿附近の戦場に功あり。尋で楡樹林子攻撃戦中、第六中隊先登部隊となり、枕山を占領するに方り、挺身奮闘す。偶々敵彈の爲め胸部を貫通せらる。然れども神色自若、戦友を顧み、紮帶を施さしめ、再び射撃を持續せしが、手指痙攣して銃を操作すること能はざるに至り、彈藥を隣兵に頒ち、始めて小隊長に報告す。顔色既に蒼白。小隊長其の

重傷たるを知り、戦友をして後方に伴はしむ。上等兵辭して曰く、「今戰酣なり、負傷の故を以て徒らに戦闘員を減ずるに忍びず、戦友諸氏、願はくは予に代りて益々奮闘せられんことを」と、乃ち自ら起つて徐ろに後退す。暫くありて戦閑なるに及び、小隊長其の傷状を憂慮し、兵を遣し、繃帶所に至らしむれば、則ち在らず。後、途中柵樹繁茂の中、銃を手にし、堆土を枕とし、瞑目せるを發見せり。衆其の動作の壯烈なるを嘆賞せざる者なし。

以上は何れも兵器を尊重する念の強い者であつたのだ。平時に於ても、十數年前、某所の兵營が焼けた時分に、一人の兵は、營庭に出て後、始めて其の銃を室内に遺して來たことに氣が付いて、直に意を決して、既に燃えつつある兵舎内に引き返したが、無慘にも焼死した。此の事は、後で、其の死體の側に一挺の銃が焼けて

居たのと、其の兵が前に一旦營庭に出て居たことを、同室の者が皆見たといふので分つたのであるが、唯一挺の銃の爲めに、大切な命を棄てて宜いか、悪いかは、考へものであるけれども、兵器を尊重するの念に富んで居た點は、何處迄も之を賞讃し、模範とせねばならぬ。

蒲田中尉の講話は終つた。外には雪が降つて居る。新兵は互に顔を見合せて、「今日の術科は器械體操だぞ。皆鐵棒から滑り落ちぬやうにせよ」。

二十一 官物の取扱

雪は未だなか／＼止まぬ。襦袢一枚で器械體操。何も雪を恐

れるではない。又寒さに辟易したのでもないが、器械が滑つて危険だといふので、蒲田中尉は暫く其の實施を見合せて、先づ自ら先頭に立つて、駈歩を始めた。廣い營庭を、右に廻り、左に廻り、凡そ十五分間も、降り積む雪を蹴散し、つつ駈けた。新兵は『一二、一二』と、呼唱だけは元氣好く發聲するもの、もう餘程足がよろめき出したので、一先づ廊下にと引き上げ、暫し休憩の後、蒲田中尉は官物の取扱に就いて、手短かに講話する。

『凡て官物は丁寧に取り扱はねばならぬ。戦争に勝つには、兵力と共に富力を必要とする。故に平素から、一方に兵力を養ひ、又國の富を殖すことに努力すると共に、他方には富を無益に減さぬやうに心掛けねばならぬ。唯今我が國に養つて居る兵員は頗る多く、其の使用して居る官物は亦莫大なもので、各員が之を大切に取扱

總テ官物ハ丁寧ニ取扱  
ヒ保存ヲ第一トシ紛失  
セサル様注意スヘシ  
(二一ノ八)

班長ハ總テ官物ヲ大切  
ニスルト否トハ其人ノ  
公德如何ヲト知スヘキ  
モノナレハ私物ヨリモ  
一層大事ニ取扱フヘキ

モノナルコトヲ示シ一  
之ヲ事實ニ現ハサシ  
ムヘシ(九ノ一三)

ふと否とは、費用に於て多額の差等を來すのである。例へば、各自の穿いて居る靴は、丁寧に取扱へば、六箇月の間に堪へるものを、粗末に取り扱つた爲め、五箇月で廢品にせねばならぬことになつたとする。と、一箇年には、靴の保存期限を二箇月間短縮したことになる。すると、三人では六箇月間、即ち三人で一年間に靴を一足だけ餘計に穿き潰すことになる。今假りに我が國の兵員を三十萬とすれば、餘計に穿き潰す靴が幾足になるか？……池田』

『はい。……十萬』

『左様。……一足の價を平均二圓と見積ると、總金額は幾らになるか？……山本』

『はい。……二十萬圓』

『左様。……一箇年二十萬圓だけ、餘計な費用が要る勘定になる。』

若し夫れ服、外套、襦袢、袴、下、さては毛布、敷布、其の他一切の官物を計算したならば、各兵員が之を丁寧に取り扱ふと否とに依つて、入費に及ぼす額は實に莫大なもので、大に國の富に關係するのである。此の理を能く辨へて、官物は總て最も丁寧に取扱はねばならぬ。斯かる事が平時に於ける忠節の一つである。

雪は餘程細くなつて來たが、器械體操には尙不便なので、蒲田中尉は各個教練を實施すべく、新兵を率ゐて營庭に繰り出した。

二十二 炊事に就いて

「炊事場は何の爲めに設けてあるか？」

「食物を調へる爲めでありませう。」

「誰が調へるか？」

「炊事當番が調へます。」

「其の食物は誰に食はせるのか？」

「營内居住の下士兵卒に食はせませう。」

瀧澤軍曹と新兵との間に、此んな詰らぬ問答があつた。然し問答其のものは詰らなくとも、兵卒の言語、應答の練習に於ては、他の緊要事項の問答と異ふ所はない。元來兵卒の入營當時は、殆んど其の地方の方言丸出して、解し難いばかりか、應答が頗る拙く、簡單と明瞭とを併せ要求する軍隊の言語に慣す迄には、餘程氣を著けて練習させねばならぬのである。で、學科の際は、此の目的をも共に達成するやうに力めることを忘れてはならぬ。

瀧澤軍曹は次いで炊事に關する話をする。

「軍隊の食事は、簡易質素を貴び、殊に食費に定めがあるので、費澤

班長ハ班内ノ雜談ニモ能ク注意シ(中略)單簡活潑且明瞭ナル言語ヲ用ヒ漸次地方ノ訛ヲ除キ軍人ノ用語ニ熟セシムルヲ要ス(綱領)

軍隊ノ食事ハ榮養ヲ旨トシ簡易質素ヲ貴フ軍隊炊事ノ目的ハ右ノ趣旨ヲ達シ又戦地ニ於テ迅速且善味ニ炊事スルコトヲ練習セシムルニ在リ(二六ノ一)

炊事場、倉庫、浴室ハ常に清潔ナラシメ備付諸品ノ手入整頓及貯蔵品ヲ腐敗セシメサルコ

トニ注意スヘシ」毎朝炊事當番卒集合セハ人員検査ヲ行ヒ被服及手ノ清潔ナルヤ否ヲ検査シ皮膚病、傳染病患者アルトキハ中隊ニ其交代ヲ請求スヘシ(二六ノ七)

炊事場及浴室ハ經理委員又ハ糧秣委員監督ノ下ニ於テ炊事掛及當番卒ヲシテ其業務ニ服セシムルモノトス(二六ノ二)炊事掛下士ハ經理委員又ハ糧秣委員ノ命ヲ承ケ食物ノ調理及糧秣經理ニ關スル細務ニ服ス(七ノ一四)

炊事に就いて

な食物は出来ぬ。然しながら榮養に關しては、十分の注意を拂つて調へるから、如何に心身の勞が大きくても、健康を保全する點に於ては、少しも遺憾ないのである。又炊事を兵卒に行らせるのは、戦地に於て、迅速に甘い食物を調へ得るやうに、平素から練習させる必要があるからであつて、炊事の事も、戦時の用に立てる爲めの軍事勤務の一つで、決して一時的のおさんどん代りに行らせるものではないのである。故に炊事當番に當つた者は、唯其の日の食事を拵へてさへ居れば宜いといふものではない。熱心研究以て何うしたならば、甘く出来るか、又早く出来るか、といふことを常に念頭に置いて、勉勵して行らねばならぬ。又食物は、人の命を繋いで居る最も大切なものであるから、清潔にするといふことを忘れてはならぬ。世間には、見ぬ事清しといふ語があつて、食物を作る所

を見てさへ居なければ、汚くしたものでも構はぬと言ふが、軍隊では其んなことは許さない。若し人の見ぬ所では何うでも構はぬ、と言ふ者があつたならば、啻に戦友に對して不親切なばかりでなく、勤務を輕んじた罪は、斷じて免れることは出来ない。又斯の如きは、自己の性格の下劣なるを表明するもので、大なる恥辱と心得ねばならぬ。

さて軍隊炊事は、何んな組織になつて居るかといふに、歩兵隊では糧秣委員、其の他は經理委員監督の下に於て、炊事係下士が一般の指圖をして、炊事當番が飯を焚いたり、菜を煮たり、其の他總ての業務に服するのである。炊事當番の數は、其の隊人員の多寡に依つて異ふので、五六名の所もあれば、十數名の所もある。斯う話して、瀧澤軍曹は時計を見つつ、未だ時間はあるが話す事

炊事に就いて

がない、といったやうな鹽梅。稍あつて、

『日露戦役中、露軍が日本軍は夕方になると、飯を焚いたり、又之を分配する等で混雜して居るから、此の時が攻撃の好機である』と言つて、時々夕食頃に、我が軍を困らせたといふことを聞いたが、麵麩を食つて居る彼等に比べれば、日本軍の給與は實に不便極るものである。で、前に述べた通り、食物が成るべく速かに、而して甘く出来るやうに、炊事に關して平素から研究し、練習を重ねて置く必要がある』と述べて切り上げた。

二十四 入浴に就いて

炊事に關する話があつて後二日、今しも朝食を濟ませた新兵等は、降りしきる雨を氣遣つて、

『今日の演習は何うだらう。…豫定通りあるだらうか？』  
『差繰つて學科でもあるだらう』と話して居るところへ、週番下士が来て、

『今日は午前八時から學科……』と達した。旨を受けて、大原上等兵が、平常の通り新兵を集めて居ると、瀧澤軍曹が遣つて来て、開口一番、

『昨日入浴した者は手を挙げい』。

此の時僅かに五つの手が舉つた。それから其の前日、又其の前日と調べたが、矢張り五つか六つしか手が舉らぬ。そこで何時入浴したかと訊いたが、何時か分らぬ、と言ふ者が大分あつた。又先月入浴したきり、で今月になつて未だ一回も入浴せぬ、と言ふ者もあつた。成る程僻陬の農民は、一箇月に一度ぐらゐの入浴で濟ま



下士以下ハ夏季ハ毎日  
冬季ハ少クモ二日ニ一  
回入浴セシムルヲ例ト  
ス入浴時刻ハ准士官、  
下士、兵卒ニ區別スヘ  
シ(二六ノ八)

入浴ヲ怠ラス頭、面、手  
足ヲ洗ヒ爪ヲ剪リ齒ヲ  
磨キ總テ身體ヲ清潔ニ  
スヘシ(二二ノ二)

被服ノ著脱ハ浴室内ニ  
於テシ他人ノモノト混  
同セサル様注意スヘシ  
金錢、時計等貴重品ハ  
浴室ニ持チ行クヘカラ  
ス(二六ノ九)

入浴中ハ靜肅ヲ旨トス  
ヘシ吟歌、高聲其他他  
人ノ妨ケトナルヘキ行  
爲アルヘカラス浴槽内  
ニ於テ石鹼ヲ使用シ又  
ハ被服等ノ洗濯ヲ爲ス  
ヘカラス(二六ノ九)

入浴に就いて

一一四

して居る者が多からう。で、新兵の中でも、此の習慣に囚はれて居る者は、上官から注意を受けても、面倒臭がつて、稀にしか入浴せぬのが普通である。瀧澤軍曹も今初めて之を知つた譯ではあるまいけれども、甚だ面白からぬ面持で、

『軍隊内務書にも、夏季は毎日、冬季は少くも二日に一回入浴せしむるを例とすとあるので、お前達にも、此の頃は二日に一遍宛は、時刻を定めて浴室も割いてあるではないか。』

市中には、風呂屋で立派に生計を立てて居る者が澤山あるやうに、多くの人々は、入浴の爲めに錢を拂ふことを吝まぬのだ。お前達は、入浴の爲めに錢を拂ふ必要はないし、又態々他へ出掛けて行かねばならぬといふ面倒もないし、是れ程都合の好い事はないではないか。身體を清潔に保つといふ事は、自身の衛生上からばか

りでない。不潔にして居るのは、他人に對して失禮でもあり、又自己の値打が下るから、軍人の品位を保つ上から言つても必要である。で、今後は力めて入るやうにせねばならぬ』と諄々訓戒し、次いで浴室に於ける注意を述べた。

『入浴の際は、特に靴其他の被服を間違へぬやうに、且暗黒でも容易く著装の出来るやうに、順序よく纏めて置かねばならぬ。さうでない、他人に迷惑を掛けたり、或は不意の出来事の起つた際に、思はぬ不覺を取ることがある。如何なる場合にても、慌てぬやうにすることは、軍人たる者の嗜みである。次に、浴室に於ては、高聲に話をしたり、歌を歌つたり、詩を吟じたり、凡て喧噪しい事は避けねばならぬ。又お前達の中には、其んな者はあるまいけれども、市中の風呂屋に行つて見ると、掛り湯をせず、湯桶の中に飛び込

み、或は浴室の中で放尿し、或は痰を附近に吐き散し、或は湯の中で石鹼を使用し、甚しきに至つては、湯の中で洗濯をして居る者があるが、公德を重んじ名譽を尙ぶ軍人は、怪我にも斯かる振舞があつてはならぬ。

軍隊でも地方でも浴室には大概入浴に關する注意書が掲げてあるから、入浴する時分には、縦ひ其の文言は讀まなくとも、鳥渡眼を注いで入ると、あゝ入浴に就いては、學科の際彼んな注意があつたぞと、兼て注意を受けた事柄が胸に浮んで、比較的浴室内の行儀が正しくなるものであるから、此の事も心得て置くが宜い。

又外出した時でも、地方の湯には成るべく入浴せぬやうにするが宜いが、若し已むを得ず入浴する時分には、一層能く以上の注意を守らねばならぬ。殊に他人の感情を害するやうな行爲があつ

てはならぬ。是れは軍人の尊嚴を保ち、軍隊に對する一般地方人の悪感を招かぬ爲めに、最も必要である。講話は是れで終つた。雨は何時の間にか全く止んで、新兵は程なく營庭へ。

二十五 生きた武器 (其の一)

蒲田中尉は馬が好きで、馬の繪を能くし、家に居る時でも暇さへあれば種々な馬の繪を畫いて、之を附近の子供に與へ、彼等の喜ぶのを見て、樂として居るのであつた。然しながら、是れは決して中尉が當座の慰てはないのだ。平素馬の效用の大なるを説き、馬種の改良の急務を唱へ、國民愛馬心の涵養の必要を叫んで居る中尉に取つては、其の意見の一部の實行、即ち彼等小國民の頭に、馬

といふ觀念を與へようとの深い用意に出でたのである。  
閑話休題。講話の爲めに新兵を集めた蒲田中尉は、白墨を取つて、一人の輜重輸卒が糧食を積んだ輜重車を馬に曳かせて、野路を行く繪を畫いた。新兵の面には喜悅の色が浮ぶ。蒲田中尉は繪と新兵とを等分に見て、

「此の繪は拙いけれども馬が糧食を運んで居るところである」と言つて、後は暫く言葉を途切して居たが、聽て本問題に入つた。

「如何に忍耐力に富んだ我慢強い者でも、食はず飲まずには戦争は出来ぬ。尤も戦鬪の様様に依つては、二三日ぐらゐは食はずに戦つたといふ例は幾らもあるけれども、何人も知つて居る通り、戦争は二三日ぐらゐで済むものでないから、矢張り食はず飲まなければならぬ。戰場に在る軍隊の糧食は、何うして運ぶかといふに、此の繪

の通り馬が運んでくれるのである。否々、嘗に糧食に限らぬ。歩兵の彈藥も、砲兵の大砲も、工兵の器具も、さては又衛生隊の使用する材料等に至る迄、盡く馬が運ぶのである。又騎兵は馬があつて始めて行動が出来るのである。されば戰場に於ける馬の效用は、實に大なるもので、従つて其の能力の大小は、戦鬪の勝敗に大なる關係を有つて居るのである。例へば、今此處に同じ様に編制された甲乙二箇の軍團があつて、其の軍團長・師團長・旅團長・聯隊長等各級指揮官の能力——といふのは、戦争を爲る上に於ける種々な籌策や、隊を指揮する伎倆と思へ——も、兵卒の訓練も、大砲や小銃その他戦鬪に使用する一切の兵器も、皆同じであつて、而して山も無ければ川も無い否、あつても構はぬ、雙方同じ様な地形に於て、戦鬪を始めたとする。さうしたら何方が勝つてあらう？ 同じ力の

者が、両方から綱を引いて居るのであるから、何方も勝ちもせねば負けもせぬ。相撲であつたならば、引分といふところである。然るに戦闘では、引分にならぬ。何故なれば、人間の力と、兵器の威力と、地形の利用とは同等であつても、其の外に馬といふ生きた武器が加はつて居るから、此の武器の良否に依つて、勝敗が定るのである。即ち馬の良い方が勝つのである。今少し委しく説明すれば、今假りに甲軍は馬が良く、乙軍は馬が悪いとす。兩軍は互に進んで、愈々接近した。是れ迄に乙軍の騎兵は馬が悪くて敏速な運動が出来ない爲め、搜索が思ふやうに行はれず、諸報告が遅れる。爲めに軍團長の作戦上に著しき不利を來す。次いで歩兵が衝突し、間もなく甲軍の砲兵も放列を布いて、射撃を開始した。ところが乙軍の砲兵は馬が悪いから、餘程遅れて到着した。斯くて兩

軍は負けず劣らず戦つて居ると、天は忽ち雨を降して、道が泥濘になつたから、彈藥縦列は頗る困難の状態である。第一線の歩砲兵は猛烈に射撃するから、彈藥は頻りに補充せねばならぬ。ところが甲軍の方は馬が良いから、何うか斯うか間に合ふが、乙軍は馬が悪い爲め、兎もすれば彈藥の補充が間に合はず、第一線は已むを得ず一時射撃を中止せねばならぬやうな状況である。其の間に又衝力の強大な甲軍の騎兵は、乙軍の騎兵を壓迫して、其の側背に迫つて來る。斯うなつたならば、戦闘の結果が何うなるかは、私が言はないでも想像が付くであらう。何方が勝つか？……山田。

『はい。……甲軍が勝ちます。』

『左様。……無論甲軍が勝つであらう。然るに甲軍と乙軍とは、前に言つた通り、將校も、兵卒も、兵器も、其の間に少しの優劣も無い。』

馬ハ活動ノ武器ニシテ  
死生ヲ共ニスヘキ同僚  
ナルコトヲ能ク理解セ  
シメ飼方、手入、取扱、  
裝飾ハ騎士ノ名譽トシ  
テ常ニ注意スヘキモノ  
ナルコトヲ心根ニ徹セ  
シムヘシ(九ノ一三)  
凡ソ馬ノ手入、飼方能  
ク行届キ其取扱親切温  
和ニシテ厩、馬具等ノ  
清潔整頓セルハ其隊愛  
馬心ノ旺盛ナル表證ナ  
レハ各責任者ハ深ク茲  
ニ留意スルヲ要ス(二  
五ノ一)

軍馬ハ活動兵器ナリ之  
ヲ強健ニ保育シ傷疾  
病ヲ豫防スルコト必要  
ナルヲ以テ屢々講話ヲ  
行ヒ下士以下チシテ馬  
ノ衛生ノ重ンスヘキ所  
以チ能ク了解セシムヘ  
シ(二四ノ一三)

馬ノ衛生ニ付注意スヘ  
キ件概ネ左ノ如シ  
馬ノ労働ハ其榮養ノ  
程度ニ應セサルヘカ  
ラス又飼方ハ馬ノ大  
小強弱ト労働ノ状態  
及土地ノ状況ニ應シ  
其數量品種ヲ斟酌ス  
ルヲ要ス然レトモ瘦  
雜ナル異飼ハ成ルヘ  
ク之ヲ避クヘシ干草  
ハ馬ノ榮養上缺クヘ  
カラサルモノナレハ  
成ルヘク多ク之ヲ與

生きた武器

素より兵數も同等で、地形も亦同じである。唯馬が、甲軍は良くて  
乙軍は悪い。即ち乙軍の馬は、其の速力に於ても、輓曳力に於ても、  
負擔力に於ても、甲軍の馬に劣つて居る。それが全般の戦闘に影  
響して、斯かる結果を來すのである。是れで以て、馬は戦闘の勝敗  
に大なる關係を有つて居るものである、といふことが分るであら  
う。されば凡そ軍人たる者は、其の兵種の何たるを問はず、常に馬  
を愛し、馬を大切にすることを忘れてはならぬ。殊に乗馬隊の者  
は、片時も馬を愛護することを忘れてはならぬ。馬は之を愛護し、  
其の飼方、其の使用法、其の手入、其の他一般の取扱等に注意する  
と否とは、馬の能力に大なる影響を與へるものである。即ち能く  
愛護した馬は、粗末にした馬に比べて、戦勝の素因たる速力、輓曳力、  
負擔力の何れも勝るものである。然らば馬を愛護するには、何う

したならば宜いかといふことは、次回に話すこととして、今日は是  
れで講話を終る。

蒲田中尉は、塗板の繪を消して立去つた。漸く高くなつた日輪  
の光が、ちら／＼と窓際から射し込んで居た。

二十六 生きた武器 (其の二)

蒲田中尉は、翌の朝再び新兵の前に立つて馬の話をする。

『昨日馬を愛護せよといふことを言つたが、さて馬を愛護するに  
は、何うしたならば宜いのかといふに、先づ我々が國家に忠義を盡  
す爲めには、大に馬の助力に待たねばならぬといふことを考へ、感  
謝の念を以て眞に馬を愛し、手入をする時分には、手の届かぬ所  
のないやうに丁寧な爲てやつて、飼付は少しでも馬が甘しく食べる

フヘシ  
馬ハ堅肥ニシテ毛ニ  
光澤アルヲ以テ飼方  
ト労働トノ調和ヲ得  
タル徵候トス過度ノ  
肥瘠ハ共ニ持久力ヲ  
減シ充分ナル労働ニ  
堪ヘサルモノトス  
馬ハ毎日適宜ノ労働  
ニ服セシムルヲ要ス  
休日ニテモ若干時間  
運動ヲ行フヲ良トス  
病馬ト雖病狀ニ依リ  
成ルヘク運動ヲ爲サ  
シムヘシ  
馬ノ労働ハ始ト終ト  
ニ於テ徐ナルヲ要ス  
又飼付ノ直前直後ニ  
於テ激動ヲ避ケヘシ  
著ク發汗シ呼吸急迫  
セル馬ヲ俄ニ休マシ  
ムヘカラス  
演習、行軍中止休ノ

際ニハ馬裝ヲ改メ要  
スレハ鞍ヲ卸シ毛布  
ノ敷テ正スヘシ蹄鐵  
工長及同工卒ハ四肢  
及蹄ヲ検査シ要スレ  
ハ釘締ヲ爲スヘシ  
演習後ハ藁束又ハ揉  
藁ニテ四肢及蹄ヲ擦  
リ次ニ鞍ヲ卸シ鞍  
下、帶徑其他發汗甚  
キ部分ヲ能ク乾クマ  
テ擦リ手入終レハ水  
ヲ與フヘシレ激動後  
ニハ直ニ水飼ヲ行フ  
ヘカラス若シ已ムヲ  
得サルトキハ先ツ口  
ヲ洗ヒ冷ナラサル水  
ヲ選ミ之ニ干草等ヲ  
浮ヘ徐ニ飲マシムル  
ヲ可トス  
馬ノ取扱ハ親切温和  
ヲ旨トシ彼從順ナル  
新馬殊ニ育成馬ニシ

生きた武器

やうに注意して與へ、寢藁其の他馬房内を常に清潔にし、粗暴な取扱を爲さないやうにする。よく馬に足を踏まれたといつて、酷く馬を擲つたり、或は馬が抵抗したといつて、甚しい懲戒を加へたりする者があるが、斯ういふ事は甚だ宜しくない。馬に足を踏まれるのは、自己の不注意である。又馬が抵抗するのは、多くは人の要求を解しないのに基くものであるから、使用法其の他取扱に缺くる所があるからである。さて馬を愛護するといふことに就いて、尙此處に注意して置きたいのは、徒らに馬に休日と與へるとか、難儀な作業に服さすのは可哀相だと言つて、成るべく作業の程度を軽くしてやるとか、或は冬は寒くないやうに毛布で體を蔽ひ、夏は蚊に螫されぬやうに蚊帳でも吊つてやるとかいふやうな事は、却つて愛護の目的に反す

るのである。愛護の實を完くする爲めには、調教を完全にし、體軀を鍛へ、能く最大の勞力に堪へ、戦場の任務を盡すに遺憾なきやうにして置かねばならぬ。之が爲めには、時には朝から晩まで汗を絞ることもあるであらう。又力に餘るやうな重い物を曳かせることもあるであらう。其んな時は、一層注意を深くして使用すれば宜いのである。次に、日露戰役中、我が將卒が如何に馬を大切にしか愛がつたか、其の一例として、忠勇美譚に載せてある記事を一つ二つ讀まう。

一 愛馬の神

近衛野戰砲兵聯隊列砲兵一等卒

大岡鐘太郎

大岡一等卒は、平素勤務に熱心勉勵にして、殊に愛馬心に篤く、他の模範たり。常に飼養手入に於て優等なるのみならず、馬匹の調

テ補充後軍隊ニ於テ  
往々諸種ノ惡癖ヲ生  
スルモノアルカ如キ  
ハ全ク其取扱ノ不充  
分ナルニ依ルモノナ  
レハ深ク之ニ注意シ  
益々其性質ヲ從順ナ  
ラシムルコトヲ勉ム  
ヘシ  
手入ハ馬體ノ垢ヲ去  
リ皮膚ノ機能ヲ進メ  
疲勞ヲ醫シ榮養ヲ助  
クルモノナルヲ以テ  
充分ニ之ヲ行フヘシ  
病馬ニ在リテハ特ニ  
然リ  
水浴ハ肢體ノ疲勞ヲ  
醫シ皮膚ヲ清潔ナラ  
シムルノ利アリ全身  
浴ハ水ノ温度攝氏十  
五度以上一回十分乃  
至十五分間トシ一日  
二回ヲ越ヘサルナ度

トスル局所浴ハ主ト  
シテ四肢ニ施スモノ  
トス浴後ノ乾燥不充  
分ナルトキハ繋繩又  
ハ凍傷ノ原因ト爲ル  
ノ恐アリ(二四ノ一  
四)

生きた武器

敵に熱心にして、取法に熟達し、毎月の馬匹検査に於て、褒賞に洩れ  
たることなく、其の愛馬心の迸發する所、砲煙彈雨の裡に在りても、  
曾て生死の境を知らざるもの如く、其の馬匹に戀々たるは、彼の  
奉天會戰に當り、衆人をして一驚を喫せしめたり。一等卒は、三月  
十日砲戰の際、彈藥補充の爲め、分隊長の引率を受け、後馬駈者とし  
て、午後五時、滿道溝北方陣地を發し、舊站に於て、彈藥縱列より、彈藥  
を受くべきところ、都合に依り、一等卒が車輛は同時に補充するを  
得ず、分隊長は上等兵を附して、二車輛を率ゐる本隊に追及せしむ。  
該車輛は、翌午前五時、彈藥を補充し、午前七時半、滿道溝北方高地通  
過の際、敵歩兵約二百現れ、直ちに襲撃せしかば、上等兵は、鞍馬を解  
かしめ、谷地に避けしめたり。然るに一等卒は、鞍馬を解く餘裕  
なく、死を決して、馬匹の傍を去らず、勇敢にも、雨下する小銃彈の

下に、馬匹を保護しつつありしも、天此の可憐なる兵卒に、幸せず、  
遂に愛馬一頭は、重傷を負へり。一等卒は、直ちに種々應急の救護  
を與ふる折しも、幸にして我が歩兵の援助を得、敵退却するに及  
んで、此の重傷馬を看護しつつ、三千米突を隔つる本隊に追及し、涙  
を垂れて、此の情況を報告せり。馬匹は遂に起つ能はず、一等卒が  
愁歎の狀、人をして同情に泣かしむ。既にして、引率者たる上等兵  
が、其の狀を具するに及び、段列長以下をして、感激せしめたりとい  
ふ。

二 愛馬を看病す

第四糧食縱列輜重輸卒

鈴木玉之丞

鈴木輸卒は、三十七年二月八日、充員召集として、第二師團第四糧  
食縱列第四小隊に編入せらる。爾來能く長上の命に服し、品行方

生きた武器

正にして勤務に勉勵し、動作に表裏なく、職務に盡瘁せり。三十七年八月二十日、下馬塘に於て、氣附馬臺銳號の蹄葉炎に罹るや、其の馬匹の傍に急造小屋を造り、此處に起臥すること數晝夜、熱心に看護飼養したる結果、遂に該馬をして舊態に復せしめたり。當時數晝夜、舍外而も河邊に在つて看護に従事するは、彼が身體を害するを患ひ、命じて他卒をして交代せしむ。然れども輸卒は、他卒の愛馬に對する注意の足らざることを慮り、辭して肯かざりき。三十八年四月中、又々董家樓子に於て、其の愛馬は蹄葉炎再發したり。當時河水尙薄氷に閉されしかども、其の附近に小屋を造り、四晝夜看護せし爲め、遂に寒冒に罹れり。然れども輸卒は、自己の發病を隠蔽して、只管愛馬の疾病を愈さんと勉めたりしも、彼が發音の涸れたるに依り、其の寒冒なるを發見せられ、強ひて他卒をして

交代せしめたることあり。然るに彼は晝夜其の馬匹を見舞ひつ、遂に之を恢復せしめたり。是れより後、馬匹蹄葉炎を再發することなく、肉附榮養二つながら良好にして、分隊に於ける壯健馬として稱せられたり。其の職務に忠實にして、愛馬心に富める、衆卒の龜鑑たり。』

讀み終つて蒲田中尉は、

『之に類する事は未だ他にも澤山あるが、要するに平時に於ても、馬を愛護するといふ事は、自己の職分を盡す第一歩である』と云ひ添へて去つた。

### 二十七 練兵場にて

何となく新しい氣分に満ちた一月も、僅か二日を餘すのみとな



つた。第一中隊の新兵は、教官蒲田中尉指揮の下に、練兵場に各個教練を行ひ、斜めに日の光を浴びながら、中休に息を繼いで居る。向ふには、歩兵第△△聯隊第二大隊長山岡少佐榮轉の後を襲ぐべく、新たに著任された種田少佐の爲めに、命課布達式が舉行されつつある。蒲田中尉は、此の好機を捉へ、命課布達式に關して教ふべく、新兵を集めて説明をする。

『今向ふで行つて居るのは、命課布達式と云つて、將校が新たに命課せられたとき、——新たに大隊長とか、中隊長とか、又は聯隊附とかいふやうな職に補せられたとき、——其の旨を隊内一般に布達する所の式である。あの正装を著し、肩刀を爲て居るのが、新たに命課された本人。其の前に軍装で整列して居るのが、本人の部下軍隊である。略装で整列して居るのは、同聯隊内本人の部下軍隊』

將校新ニ命課セラレタルトキハ成ルヘク速ニ布達式ヲ行フヘシ(二七ノ一)  
 服裝ハ本人ハ正装、布達者並本人ノ部下軍隊ハ軍装(將校ノ水筒、圖囊、拳銃、雙眼鏡、野繫勒、旅囊及下士以下ノ携帶天幕、飯盒、携帶器具、手旗、水筒、雜

以外の者で、本隊の後方に同じく略装で整列して居るのは、第一期教育を終らない、即ち昨年十二月お前達と同時に入營した兵卒。軍装で本人の右方に立つて居るのは、布達する人——今は聯隊長である。』

此の時氣を著けの喇叭に續いて『天皇陛下の命に依り、陸軍歩兵少佐種田軍太郎、今般歩兵第△△聯隊大隊長に補せらる。因つて同官に服従し、各々軍紀を守り、職務に勉勵し、其の命令を遵奉すべし』と言ふ布達者の聲が響いた。すると、聯隊の古參將校木元中佐が、『捧銃』の號令を下す。幾百の銃は、恰も一つの手で動かしたやうに、同時に各兵の面前に捧げられた。銃劍が目映しいやうに日光に輝き、喇叭手が吹き出す皇御國が、強い音波を送る。布達者と布達せられる本人とは、相對向し、刀を以て三節の敬禮を

布達式ニハ該聯隊整列シ聯隊長ノ爲ニハ旅團長(旅團附ナキモハ師團長、旅團長在ラサルトキハ該師團長)其他ノ將校ノ爲ニハ聯隊長之ヲ布達スヘシ(二七ノ二)  
 布達セラルル本人ハ其部下若クハ所屬隊ノ中央前ニテ之ニ面シ肩刀ヲ爲シ布達者ノ左側ニ位置ス是ニ於テ布達者ハ「氣ヲ著ケ」ノ號音ヲ吹カシメ概ネ左ノ例ニ依リ布達スヘシ

天皇陛下ノ命ニ依リ  
陸軍何官何某今  
般何職ニ補セラル因  
テ同官ニ服從シ各々  
軍紀ヲ守リ職務ニ勉  
勵シ其命令ヲ遵奉ス  
ヘシ  
若シ布達者其本人ヨ  
リ下級ナルトキハ其  
左ニ位置シ「因テ同  
官ニ服從シ」ノ代リ  
ニ「因テ我等一同同  
官ニ服從シ」ト唱フ  
ヘシ  
布達終レハ聯隊ハ古  
參將校ノ號令ヲ以テ  
捧銃(捧刀)ヲ爲シ刺  
叭手ハ「皇御國」ヲ吹  
キ布達者及本人ハ相  
對向シ刀ヲ以テ敬禮  
ヲ爲シ次テ布達セラ  
ル者聯隊長、大隊  
長、中隊長ナルトキ

ハ本人ノ部下軍隊ハ  
其隊古參將校ノ號令  
ヲ以テ本人ニ對シ分  
列式ヲ行フヘシ(二  
七ノ三)  
聯隊長ノ布達式ニハ軍  
旗ヲ立ツルモノトス  
(二七ノ四)

將校相當官ノ命課ハ會  
報ニ於テ之ヲ達スヘシ  
(二七ノ一)

申告ハ關係長官ニ對シ

練兵場にて

一三二

行つた。蒲田中尉は暫く止めて居た説明の口を再び開く。  
「布達式は、あれで済んだのだ。が、布達せられる本人が、聯隊長で  
あるか、大隊長であるか、或は中隊長である時分には、本人の部下軍  
隊は、其の隊古參將校の號令を以て、本人に對し分列式を行ふので  
ある。」

命課布達式に就いては、尙細い規定があるが、お前達は、今私の説  
明した事と、眼の前に觀た事實とに依つて、此んなものであるとい  
ふことを心得て居れば宜しい。」

此の説明が終つて程なく、第一中隊は再び各個教練に移つた。  
「氣を著け」「前へ進め」「右向け前へ進め」「分隊止め」などの勇  
ましい號令の下に、新兵等は一心に稽古を勵んだ。斯くて午前の  
演習を終り、兵舎に歸つた時は、食事分配の喇叭が、空になつた腹に

泌み込むやうに響いた。

晝食も済んで、一同は暫し室内に休憩して居た。此の時谷川音

松が、其の傍に居た入江上等兵に向ひ、

「先程練兵場から歸る時分に逢ひました、正装の一等軍醫殿も、今  
日命課布達式があつたのでせうか？」と訊く。

上等兵は新兵の質問を却つて喜ぶものの如く、面に軽い笑を浮  
べて、

「否、さうぢやない。命課布達式のあるのは將校だけで、將校相當  
官の命課は會報で達せられ、別に式は擧げられない。で、今日練兵  
場から歸途に遭つた一等軍醫殿は、多分申告の爲めに正装して居  
られたのだらう」と言つた。すると、谷川は又、

「申告とは、何んなものですか？」と訊く。

練兵場にて

一三三

身上ニ關スルコトヲ接  
摺シ敬意ヲ表シ長官ヨ  
リ必要ノ訓示ヲ受ケル  
爲行フモノトス(二八  
ノ一)  
將校同相當官級位、級  
勳、任官、補職、著任、  
轉任シタルトキハ其直  
屬系統ノ諸長官ニ對シ  
三日以内ニ於テ申告ヲ  
行フヘシ而テ其服裝ハ  
正裝ヲ用ユルヲ例トス  
(二八ノ二)

各隊長ハ兵器、被服、  
器具、材料、建物、陣營  
具其他諸物品ノ整備及

各部分ノ手入保存ノ良  
否ヲ檢スル爲時々細密  
檢査ヲ行フヘシ此檢  
査ニ於テハ勤務等ノ爲  
一時不在者ノ物品モ裝  
置セシムルモノトス  
(二〇ノ三)  
各隊長ハ部下ナシテ兵  
器、被服其他一般ノ官  
給品並建物、陣營具、消  
耗品等ヲ大切ニ取扱ヒ  
能ク保存節約スルヲ以  
テ軍人ノ義務トシ名譽  
トスル所ノ精神ヲ發揮  
セシメ其良習慣ヲ養成  
スルノ責任ヲ有スルモ  
ノトス(二〇ノ一)  
檢査ノ爲上官巡視ノ際  
中隊長ハ將校、特務曹  
長、曹長及週番下士ヲ  
隨ヘ適宜ノ位置ニ之ヲ  
迎ヘ中隊ノ人員ヲ報告  
シ自ラ其先導ヲ爲シ其

檢査

「申告とは、將校同相當官が、級任、級勳、任官、補職、著任、轉任等の際に、  
其の直屬系統の諸長官に對して、自己の身上に關することを挨拶  
するのである。例へば、勝間大尉殿が從六位に級せられたとする  
と、師團長閣下や、聯隊長殿の許に行かれて、此の度從六位に級せら  
れましたと言つて、挨拶をされる事である」と入江上等兵が教へ  
て居ると、呼集喇叭が鳴り渡つたので、新兵等は整列場へ急いだ。

二十八 檢査

一月も事なく去つて、二月に入ると、梅は蕾を破つて、新たに春の  
心地が涌いて來る。紀元節の樂も眼の前に横はつた七日の午後  
は、兼て豫定された細密檢査が、聯隊長に依つて行はれた。  
綿密丁寧到手入された兵卒の官給品は、寢臺の上に行儀よく列

べられ、靴禁止の室内も、今日ばかりは御免とあつて、兵卒は皆靴を  
穿いて、各々其の寢臺の前に、規律正しく立つて居る。  
一般官給品、其他建物、陣營具、消耗品等を、大切に取扱ひ、能く保  
存し、適當に節約するといふことは、軍人の義務であり、又名譽とせ  
ねばならぬのであるから、各隊長は、其の部下に此の精神を發揮せ  
しめ、習慣を養成するやうに努めねばならぬ。之が爲め、時々官給  
品等の檢査を行ふのである。  
第一中隊長勝間大尉は、中隊附將校、特務曹長、曹長及び週番下士  
を隨へ、檢査官を迎ふべく、兵舎の入口に立つて居る。應て檢査補  
助官たる數多の將校を隨へ、悠々として入り來れる聯隊長の胸間  
には、其の戦歴と功勳とを語る、幾多の勳章、徽章が、燦爛たる光を放  
ち、兵卒をして轉た尊敬の念を深からしめた。

檢査

他ノ者ハ隨行スルヲ例  
トス。本部、廠、砲廠  
等巡視ノ場合モ亦前項  
ニ準ス。各委員ニ於テ  
管理スル場所ノ検査ニ  
在リテハ總テ第一項ニ  
準ス(二〇ノ七)

検査

一三六

「氣を著けー」と破れるやうな中隊長の號令が響くと、兵卒は一齊に不動の姿勢を取る。聯隊長は答禮しつつ、兵卒一般の姿勢に一瞥を與へて後、中隊長に向つて「休め」と許可したので、中隊長は更に大聲、

「休めー」と令した。それより聯隊長初め各補助官は、兵卒の陳列して居る兵器被服其の他諸物品の保存手入等に就き、分擔に従ひ仔細に検査し、且其の保存法手入法等を兵卒に質問する。

兵卒は、手入や保存の方法等は、能く心得且常に實行して居るのである。されど此の様な際の質問に對しては、多くは満足な解答が出来ぬ。中には、とんちんかな答を爲て、立合の將校を笑はせる者がある。

「此の革具の手入法は？」と訊かれて、米田平吉は暫し眼をばち

ばちさせながら躊躇つて居たが、

「石鹼で洗つて油を塗ります……」と答へた。傍に居た班長が、

「詰らぬことを言ふ奴だ」と言はぬばかりに、眼を光らせて、米田の顔を見て居る。

「石鹼で洗つて油を塗る？さうしろと教はつたのか？」と反問

されて、米田は答に窮して居ると、検査官は更に其の隣に居た池田魚吉に解答を求めた。池田は成績も良好で、且言語動作も至つて活潑な兵である。間に應じて、

「濕氣を帯びた布片で丁寧に垢を拭き取つて後、適當に油を塗つて置きます」と答へた。すると又、

「適當に油を塗ると言へば、何のくらゐか、其の革に塗つて見よ」と言はれ、池田は、

検査

一三七

「油が少いと、中まで浸み込みませぬ。又多過ぎると、却つて革が汚くなるばかりでなく、不經濟であります。で、此のくらゐが適當であります」と説明しつつ、實際に油を塗つて示した。検査官は點頭しながら、今度は其の前に立つて居た竹下笹吉に向ひ、

「此の革を水で洗ふことがあるか？」

「あります」。

「何んな場合に洗ふのか」。

「悪い油を塗つた爲めに、表面に油の固塊が附いて居たり、其の不潔物が附著して、布片で拭つても容易に除れぬ時分には、已むを得ませぬから、暫く水に浸して洗ひます」。

「洗つた後は何うする？」

「日蔭に乾しまして、未だ水分の全く盡さない前に油を塗り、約一

時間ばかり経つてから、表面に残つた油の滓等を拭き取つて置きます」。

検査官は點頭いて去つた。此の外諸種の物品に對する保存法、手入法、又は取扱上の諸注意等に就き、種々試問しながら検査を終つて、聯隊長は勝間大尉に検査結了の旨を告げ、且

「講評は、後で各中隊同時に、第一講堂に於て行ふ。其の時間は追つて通知する」と言つて、更に他の中隊を検査すべく、當中隊を去つた時、「やれ〜一厄濟んだ」といふ安心の色が、各兵卒の顔に漂つた。

検査は此の外、兵器被服の整備保存の良否を検査する爲めの軍裝検査、特に兵器を分解して其の細部を検査する兵器分解検査及び馬の検査等がある。尙清潔検査と稱へ、中隊長は毎週土曜日の午

検査ヲ爲シタル者ハ検査ノ結果ニ付其可否及將來ニ關スル注意ヲ訓示シ又要スレハ直屬ノ上官ニ之ヲ報告スヘシ(二〇ノ八)

各隊長ハ兵器被服ノ整備保存ノ良否ヲ檢スル爲時々軍裝検査ヲ行フヘシ(二〇ノ二)

中隊長ハ毎週土曜日午

後其管理ニ屬スル諸物件ノ保存、手入、修理ノ良否ヲ檢スル爲清潔檢査ヲ行フヘシ特ニ兵器ヲ分解シ其細部ヲ檢査スルトキハ之ヲ兵器分解檢査ト云フ。總テノ物品ヲ同時ニ檢査スルトキハ綿密ニ檢査スルコト困難ナルヲ以テ其種類ヲ定メ各別ニ檢査スルヲ良トス。中隊長已ムテ得サル事故アルトキハ部下ノ將校ニ命ジ檢査ヲ行ハシムルコトヲ得(二〇ノ四)馬ノ檢査ハ概ネ左ノ通行フヘシ但シ中隊長ノ行フ檢査ニハ獸醫之ニ立會フヘシ中隊長ハ同方、手入、取扱、裝蹄ノ適否ヲ檢スル爲概ネ毎月一

同各隊長ハ行軍、演習等ノトキ其體力ニ及ホス成績ノ調査又ハ除役馬ノ決定、新馬ノ配當其他臨時必要ノトキ(二〇ノ六)

檢査

後に於て、其の管理に屬する諸物品の保存手入、修理の良否を檢査するものである。若し中隊長が、已むを得ぬ事故の爲めに檢査が出来ぬ時分には、其の部下の將校に命じて、清潔檢査を行はせるのである。

元來檢査といふと、兵卒の間には、何か家宅搜索でもするか、或は缺點を發く爲めのもののやうに思つて、之を厄介視し、不安の念を以て迎へる風があるが、是れは大なる間違である。檢査は兵卒をして、義務と名譽とを完うせしめんが爲めの教育手段である。されば兵卒は、喜んで之を迎へ、此の機會に於て、自己の注意の届かぬ所、或は將來探るべき方法等に就き、教示を受けるを以て樂みとせねばならぬ。若し檢査に際して、『何うか己の物は見ずに濟ましてくれれば宜いが。己には何も質問されなければ宜いが』など

と思ふ者があつたならば、それは自己に官物を大切にすることを無視し、己の心を無にすることを表白するものであつて、單に檢査に對して不忠實なばかりでなく、國家に對する忠義心の薄い、軍人として最も價値なき人物と言はねばならぬ。斯かる者は、他日社會に立つて事を成すに當つても、矢張り職務に忠實なることの出来ぬ人物であつて、到底一人前の發展は望まれぬ。

二十九 酒保 (其の一)

空は名残なく晴れて、透き通つた空氣に、梅の香一際香しし。新兵等が『學科ちや〜』と言つて、塗板を持ち出すやら、腰掛を列べるやらして、漸く集つて居ると、武藤軍曹は、其の大きな頭に、例の後方を裂いた帽子を載せて遣つて來た。

酒保

酒保ハ之ヲ聯隊ニ置キ  
下士以下ニ質素ニシテ  
品質良好且廉價ナル日  
用品及慰安ニ必要ナル  
飲食物等ヲ賣リ其便利  
ヲ圖ル所トス然レトモ  
濫費ノ惡習ヲ誘致シ間  
食ノ弊害ヲ助長スルカ  
如キコトナキヲ要ス

酒保ニハ聯隊長ノ定ム  
ル新聞、雜誌、遊戯運  
動器具等ヲ備付ルコト  
ヲ得(三一ノ一)  
酒保ハ通常毎日晝食後  
ヨリ日夕點呼マテ開ク  
モノトス但シ一般休日  
ニハ朝食後ヨリ開クコ  
トヲ得(三一ノ六)

父兄等ニ金錢ヲ請求ス

酒保

『今週三回以上酒保に行つた者は手を舉げい』と言ふと、總人員の約三分の一ぐらゐは手を舉げた。

『隠しちやいけない。もつとある筈ぢや。私が酒保を覗くと何時でもお前達の顔は揃つて居るぞ』と更に促すやうに言ふと、後から又四つ五つの手が舉つた。次に、

『今週一回も酒保に行つたことのない者……』と言つて調べたが、それは一人も居なかつた。

酒保は質素にして、品質の良好な、而して價の廉い、日用品及び飲食物を、下士以下に販賣し、其の便利を計る爲めに設けられ、別に新聞雜誌、遊戯運動器具等も備付けられ、兵卒唯一の慰安所で、通常毎日晝食後から日夕點呼まで開かれ、一般休日には、朝食後から開くことの出来るやうになつて居る。で、兵卒は、衛兵とか、厩當番のや

うな勤務を終つた夕などは、上戸は一杯の酒に、下戸は一杯の汁粉に、疲勞を醫し、又演習済には、餡餅や堅麵麩に、舌鼓を打つのが常で、殊に軍隊の計り飯に慣れぬ新兵時代には、毎日我勝に吶喊し、遂に習慣となつて、止められぬといふのが、十中八九迄はさうである。

武藤軍曹は例の眞率な態度で、

『お前達が酒保に行くのを止めはしないけれども、あまり度々行くのは宜しくない。軍隊の食物は、榮養を保つには十分であるのであるから、酒保で各自が飲食するのは、全く一時口腹の慾を充すに止まる餘分な物である。成る程烈しい演習の後には空腹を感じざるけれども、それは一時の辛棒で、勿論堪へ難い程のものではない。酒保に行くのが習慣になつては、中々軍隊で支給を受ける給料ぐらゐで足らないから、自然父兄に送金を要求せねばならぬ。』

酒保

ルハ獨立自營ノ心ヲ害  
シ放蕩遊惰ノ途ヲ開ク  
モノナレハ軍人ノ面目  
トシテ之ヲ慎マシムヘ  
シ(九ノ一三)

酒保

一四四

さうなると、働き盛りの子弟を失つて、一時困つて居る父兄は、更に大に苦むことになる。尤も富有な家では、お前達が酒保で費ふぐらゐの金を送るのは、何でもあるまいけれども、兵隊は富有な家に生れた者ばかりではない。否、營門を潜つて後は、富者貧者の區別は無い。等しく兵卒であつて、一等卒は一等卒、二等卒は二等卒といふ階級で、萬事を律すべきもので、決して家が富んで居るから少しぐらゐは贅澤しても宜い、といふ譯のものではない。殊に軍人は、御勅諭にある通り、質素を旨とすべき者であるのみならず、常に戰場に在る考へて居らねばならぬ。山や野には酒保は無い。彈丸の下で贅澤は言へぬ。で、平素から支給された食物だけで済ませる習慣を養ふことが必要である。が、今お前達に、今日から一切酒保に行くのを止めよと言ふのは無理で、若しさうなると、お前

達は非常な苦痛を感じるであらう。のみならず、必要があつて設けられてある酒保であるから、全く止めるにも及ばぬから、唯一週に三回行く者は二回にするとか、或は一回に五錢消費する者は四錢に減ずるとかいふやうに、苦痛を感じない程度に於て、漸次最下限に減ずるやうにせねばならぬ。それが出来ないと思ふ者は手を擧げい。』

一人も手を擧げる者はない。新兵は皆武藤軍曹の話に感じて居る様子である。武藤軍曹は満足の體で、

『今言つた事の實行が出来ないと言ふ者があらう筈はない。爲すべき事で、而して爲し得られるものならば、直に實行に著手せねばならぬ。宜しいか、今日からだぞ！』

斯く念を押して、武藤軍曹は、勝利を得た力士のやうに、悠然と立

酒保

一四五



去つた。

三十 酒保 (其の二)

「何うちや君。今晚ぐらゐは……」。

「おミキかね……」。

「少しぐらゐは興奮劑もやらなくちや、身體が續かん。僕は此の頃大分志氣が阻喪したよ」。

「君は一昨晚も行つて居たぢやないか。それで何時最下限に達するのかわ？」。

「僕は回数だけは依然持續して居るが、量に於て既に最下限を越して居るのぢや」。

龜山甲助と山本木助とが、西に傾いた日影に照されて、長い影を

飲食物ハ下士ニ在リテハ其集會所、兵卒ニ在リテハ酒保内ニ於テ飲食スルヲ例トス但シ聯隊長ヨリ特ニ許サレタル場所及飲食品ハ此限ニ在ラス(三一ノ七) 處罰中及犯行取調中ノ者、衛兵勤務中ノ者、軍醫ノ診斷ニ依ル者、其他上官ヨリ禁セラレタル者ハ酒保ニ就キ飲食物ヲ買フコトヲ得ス

營庭に曳いて歩きながら、此んな話を交換して居ると、兵舎の方で、

「學科……」と言ふ聲が聞えたので、急いで室内に歸ると、もう他の者は盡く集つて居た。間もなく武藤軍曹が来て、

「先日のお話に引き續き、酒保に於て兵卒の守らねばならぬ規定に就いて少しばかり話をする」と冒頭して、次のやうに話した。

「酒保の飲食物は、酒保内で飲食せねばならぬ。但し酒保の前のベンチの置いてある處は、聯隊長から特に許可されてある處であるから、其處で飲食しても宜い。

何人でも酒保に就いて飲食して差支ないか？……吉村」。

「はい。處罰中及び犯行取調中の者、衛兵勤務中の者、其の外軍醫の診斷に依つて禁ぜられた者、或は上官から禁ぜられた者は、酒保に就くことは出来ませぬ」。

酒保ニ於テ守ルヘキ規定概ネ左ノ如シ  
静肅ヲ旨トシ禮讓ヲ重ンスヘシ決シテ風紀ヲ亂リ他人ノ妨ケトナルヘキ言行アルヘカラス又武裝ノ儘飲食スヘカラス  
物品又ハ切符ノ購入ニ前後チ争フヘカラス紙片、飲食物ヲ棄テ場内チ不潔ナラシムヘカラス  
器具並備付品チ所定ノ場所外ニ持行クヘカラス若シ破損紛失セシメタルトキハ委員附下士ニ届出ヘシ  
代價ハ其都度支拂フヘシ若シ切符チ用フ

酒保

『宜し。…私は曾てお前達に、室内に於けるならんづくしを教へて置いたが、今日は酒保に於けるならんづくしを言つて置く。』

一 互に禮を守り、静肅を旨とし、決して風紀を亂すやうな所爲があつてはならぬ。

二 他人の妨害となるやうな事を言つたり爲たりしてはならぬ。

三 武裝といふものは、軍人が國家の運命を背負つて、戰場に立つ時の、最も貴い服装であるから、決して武裝のまま飲食してはならぬ。

四 物品又は切符を買ふ時分、餌に集る魚のやうに、前後を争つてはならぬ。

五 紙片又は飲食物などを棄てて、花見の跡のやうに、場内を不

潔にしてはならぬ。

六 器具並に備付品を、定められた場所外に持ち行くことはならぬ。

七 若し器具備付品などを破損せしめたか、或は紛失した時分には、委員下士に届け出てねばならぬ。

八 代價は其の都度支拂はねばならぬ。

九 若し切符を用ふる場合に、其の日使用しないものがあつたならば、酒保閉鎖前に、現金と引換を請求せねばならぬ。

十 以上の條々を守ることの出来ぬ者は、酒保に就く資格の無い者と心得ねばならぬ。

尙此處に附け加へて置きたいのは、人間は何事も辛棒が肝腎である。而して困苦缺乏を常とする軍隊の生活に處するには、此の

ル場合ニ於テ當日使用セサルモノアルトキハ酒保閉鎖前現金ト引換ヲ請求スヘシ  
(三二ノ一七)

酒保

棒が、他の有らゆる職業に従事する者の其れよりも、一層大きくなければならぬ。餡、麵、麩が食たいたいとか、酒が飲みたいとかいふ心が起つた時分に、之を制へることの出来ないのも、行軍に落伍したり、駆歩に倒れたりするの、皆此の棒が小さいからである。宜しく常に勇氣丸、質素丸、忍耐丸等を服用して、此の棒を大きくすることを怠つてはならぬ。……終。

三十一 當番

二月は何時の間にか逃げて、三月に入ると、春の色は遺憾なく現れ、新兵が霜柱を踏んで各個教練を行ひつ、冬は早く逝け。寒さを運んで疾く去れ」と祈つた、其の冬の寒さも何處へか運び去られて、紺碧の空から柔かに落ちて来る日光が軍衣を徹して、氣持

が好い。

新兵は漸く軍隊生活に慣れて、體量は殖え、顔も銅色に焼け、何となく生々となつて来た。

第一週の半に達した水曜日の朝、命に依つて、大原上等兵が新兵を集めて居ると、懸て瀧澤軍曹が来て、當番と從卒とに關して、試問しつゝ話をする。

「當番とは何をする者か？……竹下」

「はい。……傳令其他種々の雜役に服するものであります。……終」

「宜し。……世間には、軍隊でも當番を廢して、諸官衙のやうに、小使を雇つたならば宜からう。國民の義務として兵役に服して居る兵卒を、小使同様に使用するのには宜しくないばかりか、教練の進歩

傳令其他諸雜役ニ充ツル所ノ兵卒ヲ當番卒ト稱ス(一九ノ一) 當番卒ヲ使用スル場所及人員ハ勉メテ之ヲ節減シ濫用スルコトヲ許サス又臨時必要ノ當番卒ハ成ルヘク演習時間外ニ使用スヘシ(一九ノ二)

當番卒ノ人員、場所、勤務及時間其他演習、検査等ノ免否ハ聯隊長之ヲ定ムヘシ、下士候補者及初年兵第一期教育ヲ終ヘサル者ハ當番卒ノ勤務ニ服セシメサルヲ例トス(一九ノ三) 特種ノ勤務ニ充ツル當番卒ニシテ屢々交代セシメ難キ者ト雖同一兵卒ヲ三ヶ月以上連續使用スルコトヲ得ス而テ此種ノ當番卒ト雖每週少クモ二日演習ニ出場セシムヘシ(一九ノ四) 徒歩兵ノ當番卒ハ通常脚絆ヲ著ケルモノトス、當番卒若シ引率者ナクシテ營外ニ出ルトキハ公用證ヲ携ヘシムヘシ(一九ノ五)

營外ニ用ユル當番卒ノ數ヲ減スル爲至急ヲ要セサルモノハ豫メ時刻ヲ定メ取纏メ之ヲ發送スヘシ又營内ニ於ケル用事ハ成ルヘク當番卒ヲ使用セス各自之ヲ辨スルコトヲ勉ムヘシ(一九ノ六) 服務スヘキ室内倉庫等ハ常に清潔ナラシメ備付物品ハ其數ヲ明ニシ破損紛失ナキ様丁寧ニ取扱ヒ且妄ニ定メラレタル位置ヲ變ユヘカラス又特ニ火元取締ニ注意スヘシ(一九ノ一二) 自己ノ用便ノ爲許可ナクシテ其服務ノ場所ヲ離ルヘカラス(一九ノ一三)

當番

を妨げるなどと言ふ者もあるが、是れは當番を解しない——少くも當番を以て諸官衙の小使同様に思つて居る——者の言ふことである。當番の仕事は、決して其んなものではない。凡そ軍隊は、教練ばかりで其の目的を達し得るものではなく、官に依り、職に従ひ、或は教育に關し、或は經理に關し、或は兵器に關し、或は人馬の衛生上に關し、種々の仕事に従はねばならぬ。當番は、此等の業務に従事する上官を輔佐する役であつて、戦時に於ても矢張り必要の仕事である。されば練兵場に於て、上官の前へ進め、の號令に依つて動作するのも、室内に於て、上官の是れを何處其處へ持つて行けといふ命令に依つて動くのも、同様に軍隊の勤務で、其の間に何等異つた解釋を、挟む餘地はないのである。されば當番に服する者は、常に其の心で居らねばならぬ。

斯く話して、瀧澤軍曹はポケットから軍隊内務書を取り出し、之を机の上に展げ、  
『是れから此の軍隊内務書に書いてある當番卒一般の心得を説明する』と言つて、話を續ける。

『服務すべき室内倉庫等は、能く掃除して、常に清潔にし、備付物品は、例へば火鉢が何箇、腰掛が何箇、箒が何本といったやうに、其の數を明かにし、破損紛失等のないやう丁寧に取扱ひ、定められた位置を勝手に變へてはならぬ。而して火元の取締には、最も注意せねばならぬ。』  
自己の用便の爲めに、妄りに服務の場所を離れてはならぬ。若し已むを得ぬ用事がある時分には、許可を受けて後成るべく迅速に用事を済ませるやうにせねばならぬ。

傳令ヲ命セラレタルト  
キハ其届先ヲ能ク承知  
シ若シ口上ヲ以テ傳達  
スヘキトキハ出發前其  
要旨ヲ復唱シ又用事ヲ  
終ヘタルトキハ速ニ復  
命スヘシ往復途中ニ於  
テ私用ヲ辨スル等ノコ  
トアルヘカラス(一九  
ノ一三)  
當番卒ノ交代ハ定メラ  
レタル時刻ニ於テ上下  
番ノ者立會ヒノ上申繼  
ヲ爲シ監督主任者ニ報  
告スヘシ又諸物品ノ受  
渡ヲ爲スニハ品目表ニ  
照シ破損紛失ノ有無ヲ  
改ムヘシ若シ破損品ア  
ルトキハ自然ト過誤ト  
ヲ分チ又紛失品ニ在リ  
テハ其理由ヲ取調ヘシ  
テ監督主任者ニ報告ス  
ヘシ(一九ノ一三)

當番卒中高級古參若ク  
ハ年長者ハ取締ニ任シ  
他ノ當番卒ヲ指揮シ之  
ト共ニ命セラレタル業  
務ニ服スヘシ(一九ノ  
一三)

當番

傳令を命ぜられたとき、早合點して、いざ實行といふ場合になつてから、まごつくやうなことがあつてはならぬ。届先を能く承知し、口上の傳達は、其の要旨を復唱して後出發せねばならぬ。而して用事を終へたならば、速かに復命し、往復の途中に於て、私用を辨じたりしてはならぬ。

交代する時分には、定められた時刻に、上番の者と立會の上、申繼を爲し、監督主任者に報告せねばならぬ。物品の受渡は、品目表に照して行ひ、若し破損品があつたならば、自然に破損したものであるか、或は過つて破損せしめたものであるかを取調べ、又紛失品がある時分には、其の理由を明かにして、監督主任者に報告せねばならぬ。

當番が數名同處に居たならば、其の中の高級古參若くは年長者

は、取締をして、他の當番を指圖し、共に業務に服するやうにするのである。……終』。

營庭には、日が鮮かに照つて、何處からか春駒の高い嘶き聲が洩れて来る。瀧澤軍曹は、軍隊内務書をポケットに押し込んで去つた。

三十二

從卒

胴の細いことは、聯隊一、陰では、瘦伍長と悪口される岩切伍長も、自分では、『三年前入營して以來、未だ一日も休んだことは勿論、診斷さへ受けたことは無い』と健康を誇つて居る。今日は新兵の前に、從卒に關して話すべき廻合になつて居たので、何か參考になる記事もがなと、捜し廻つた揚句、漸く氣が著いたのが、中隊備付の

從卒

從卒ハ將校ノ傳令、兵器被服ノ拭淨、貸與馬ノ手入飼方口取ニ任スルモノトス但シ検査、演習等ニハ必ス出場セシムヘシ同一ノ兵卒ヲ三月以上使用スヘカラス但シ貸與馬ヲ取扱フ從卒ニ在リテハ六ヶ月以内使用スルコトヲ得(一九ノ八)師、旅團長及隊附將校

(旅團副官ヲ含ム)ニハ必要アルトキハ從卒トシテ其隊中ヨリ兵卒一名ヲ採リ使用スルコトヲ許ス其兵卒ハ主トシテ第三(第二)年兵中品行方正、勤務勉勵、技藝熟達ノ者ヲ選拔スヘシ從卒ノ任免ハ軍隊手帳ニ記入シ外出等ニ當リ其證據トスヘシ(一九ノ七)從卒ハ兵營出入ノ際ハ週番下士及内務班長ニ届出ヘシ若シ日夕點呼後ナルトキハ其使用者ヨリ證明書ヲ受ケ出入ノ證トスヘシ(一九ノ九)

從卒

明治三十七八年戰役忠勇美譚中には、從卒に關する美談逸話が數多記載されてある。是れ屈強の材料と喜んで、其の第一編を携へて、豫め入江上等兵が集めて置いた新兵の前に立つた。而して先づ、

「從卒とは何をやる者か？」といふ問を發して、池田魚吉に解答を求めた。池田は元氣の好い聲で、

「從卒は將校の傳令に服し、兵器被服等の拭淨を爲し、貸與馬の手入飼方口取等をする者であります」と答へた。岩切伍長は「宜し」と點頭いて、今度は竹下笹吉に對ひ、

「何んな者が從卒に採用されるか？」と問ふ。問はれた竹下は、鳥渡頭を傾けて居たが、繼て、

「主として第三年兵、歩兵は第二年兵中品行正しく、勤務に勉勵し

技藝に熟達した者が採用されます」と答へた。岩切伍長は「さうだ」と言つたが、直又言葉を繼ぐ。

「從卒は戰時に於ても必要なもので、畢竟將校の職務を幫助する一の勤務である。故に從卒となつた者は、常に其の將校を敬愛し、忠實に働かねばならぬ。日露戰役中にも、忠實な從卒と謳はれた者は澤山あつたのだ。今其の一例として、此の忠勇美譚に載つて居るのを一つ二つ讀むから、能く聽いて居れ」。

一 忠實なる從卒

歩兵第十六聯隊第六中隊歩兵上等兵 島 信 治

島上等兵は、故陸軍歩兵中尉後藤鶴治の從卒なり。常に中尉に事ふること忠實を極め、其の敬愛は骨肉も嘗ならず。三十七年七

從卒

月十七日石門嶺に於て第六中隊が優勢なる敵の攻撃を受け、苦戦最も努めたる時、中尉亦致命傷を受け昏倒す。上等兵は百方力を盡し、之が救護に努め、或は呼吸を窺ひ、或は脈搏を數へ、天に祈り中尉の生を求めたれども、如何せん重傷なれば遂に死せり。上等兵は合掌して、徐ろに生前の恩義を謝し、終日遺體の傍を去らず。其の情恰も子の親に於けるが如く、觀者をして感泣せしむるに至る。後中尉を葬るや、壇を設けて靈を祭り、日夕の拜禮を怠らざりき。後數日にして、家人の熱誠を込めたる追送品、中尉の許に來れり。然れども其の人既に亡し。上等兵は之を中尉の靈前に供し、家人の情を述べ、自己の感懷を述べ、之に告ぐることに恰も生者に於けるが如く、其の至誠人を動し、坐ろに袖を絞らざるはなかりき。實に忠實なる従卒と云ふべし。

二 九泉の下再び貴官の従卒とならん

步兵第十六聯隊第七中隊歩兵伍長

猪俣伊太郎

猪俣伍長は、三十七年二月召に應じ、步兵第十六聯隊第七中隊に入り、選ばれて大崎中尉の従卒となり、韓國鎮南浦上陸以來、同中尉に従ひ、毎戰奮闘勇戦せざるはなし。滯陣中は、忠實にして能く中尉に事へ、他兵の模範たりき。同中尉の沙河戰に於て名譽ある戰死を爲すや、伍長は深く之を惜み、涙ながらに篤く弔ひ、三家子河北の高地に墓地を設け、長き滯陣中繁忙なる軍務の餘暇に於て、一日も缺くることなく参拜して、掃除を爲し、墓前に清水を供へ、香華を手向け、泣涕して曰へらく、「我は次回の戰鬥に必ず勇ましき戦死を遂げ、九泉の下再び貴官の従卒とならん」と。後果して蘇牙屯の戰鬥に於て、名譽なる戦死をなせり。

読み了つて岩切伍長は、

『此の外、其の忠實な行爲を後人に稱へられて居る名譽の從卒は、此の書籍だけでも、まだ數名載つて居る』。

斯く言つて岩切伍長は、學科終の旨を告げて去つた。新兵等は、次の演習に出場すべく支度を急ぐ。身には毛が擦り切れ、色が褪せた粗末な服を纏つて居ても、心には常に忠義といふ錦が輝いて、次々と廻り來る學科演習は、彼等に取つて、厭などころか、寧ろ愉快であるのである。

三十三 陸軍記念日

明日は三月十日、陸軍記念日である。聯隊では、下士兵卒をして、此の意義ある日を最も愉快に送らしめると同時に、益々尙武の氣

を養ふべく、模擬戰、劍術相撲、障礙物競争、通過等の餘興がある筈で、既に萬端の準備が整つた。夕食を済ませ、風呂で其の日の疲勞を洗ひ落して、室内に集つて居る兵士等は、唯夜の明けるのが待ち遠しいといふ風である。其の時、入江上等兵が書類綴を持つて來て、『皆聞け！明日の陸軍記念日に就いては、一同もう大概な事は知つて居るだらうけれども、僕が今、去る明治三十九年一月、陸軍省送乙第八八號を以て發せられた陸軍記念日設定趣意書を中隊から借りて來たから、一通り讀んで聞せよう』と言つて、次の文章を讀み上げた。

明治三十七八年戰役記念日設定趣意書

今回の戰役は、我が國曠古の大業、無前の壯圖にして、皇威を宣揚し、國權を伸張し、我が武維れ揚れり。是れ我が國史上に一大光



彩を加へたるものにして此の偉績は軍隊の永く後來に忘るべからざる所なり。是に於てか年々一定の日を期し其の洪勳に對し祝意を表する爲め適當の式典を行ひ或は相會して往を談じ來を語ると共に戦歿者の英靈を慰め以て後進をして砥礪薰陶し益々陸軍の進歩を圖ること頗る有効の事なりとす。而して從來の戦役に徴するに各部隊又は其の關係者に於て隨意記念日を定め一部若くは一戦闘の記念會等を行ふもの無きにあらずと雖も是等記念會等は其の範圍狭小なる爲め年處を経るに従ひ關係者の減少若くは部隊長の更迭等に依り自然永續せざるの傾向ありて永遠に之が目的を達すること能はず。加之是等記念日は其の數多きに從ひ益々其の價値を減ずるが故に今回の大戦役の爲めには特に陸軍全般に互る記念日を定め本戦役に干與せる者は勿論

後來陸軍に従事する者をして本戦役の偉績を懷想し祝意を表せしむるを最良の手段と認む。是れ獨り戦歿者の英靈を慰藉するのみならず軍隊の士氣を振起し精神上多大の裨益を收得し猶後世に至る迄能く本戦役の洪勳を欣仰せしむることを得べし。奉天の大戦戦は今回の戦役中我が軍隊の大部分之に參與し各軍に關係ある戦闘にして其の三月十日は戦況最も良好なりし日とす。是れ特に同日を選び陸軍全般に互る本戦役の記念日と定めたる所以なり。讀み終つて入江上等兵は更に鉛筆で書き潰した數枚の紙を示して、

『是れは蒲田中尉殿が其の郷里の新聞に載せる爲めに奉天戦の概況を記された下書で僕が貰つたのである。陸軍記念日を奉天

城の陥落した日に定められたからには、奉天戦の経過の概要を知ることが、強ち無益であるまいと思ふから、是れも序に讀まう。何うか暫く聞いてくれ」と言つて、次の文を讀んだ。

奉天會戦の回顧

一 旅順陥落と沙河軍の士氣

今は九年前、奉天大會戦に於ける我が軍の光輝ある戦勝は、陸上方面に於ける日露戦争終局の美果であつた。初め兩軍の沙河に相對峙するや、雙方互に其の占領せる地區の防備を固めつつ、空しく睨み合つて居るばかりで、何れも出撃の舉に出ようと爲なかつた。否、出撃の手段を見出し得なかつたのである。其の間我が軍に於ても、内地から數多の兵員が到着したが、短期教育を受けた補充兵や、年取つた後備兵ばかりで、従來の兵員に比べれば、其の素質

が餘程劣つて居た。之に反し露軍に於ては、後になるに従ひ、歐露の精銳が増加するので、實に心細い感じがした。て、内地に於て旅順の陥落を熱望したと同様に、沙河に對陣して居る我が軍に於ても、首を翹げて其の陥落を望んで居た。が、第三軍の方からは、「昨日は坑道作業が五十珊進行した。今日は六十珊進行した」といつたやうに、氣の長い事ばかりを言つて、暗に其の攻落の容易でないことを仄かし、「沙河の方は沙河軍だけで行れ、第三軍を當にしなくても、其の天險に向つての苦闘に對して同情するのみで、早く此方へ來てもらひたいなどといふ心は少しも起らなかつた。斯くて對陣最初の月は過ぎ、其の次の月も過ぎ、十二月の六日になると、二三高地占領の通知があつたので、幾らか意を強うすることが出來

たが間もなく除夜の鐘ならぬ砲聲裡に、思ひ出多き明治三十七年を送り、新たに三十八年を迎へ、雑糞餅を祝つて寝て居ると、夜半に、いよ／＼待ち焦れた旅順陥落の通報があつたので、沙河軍は、魁つたやうに活氣を呈し、もう幾萬の援軍が到着したかのやうに喜び、士氣大に振つた。

二 巧く黒鳩公を釣る

會戦の初めに於て、敵帥黒鳩公の率ゐる兵力は無慮三十有一萬と註せられ、分ちて三軍と爲し、リネウキツチ歩兵大將の指揮する第一軍を左翼とし、ヒルデルリング騎兵大將の指揮する第三軍を中央に、カウルバルス騎兵大將の指揮する第二軍を右翼に配置したのである。之に對する我が大山總司令官の率ゐる兵力は三十萬人、分ちて五軍と爲し、右翼より順次に、川村鴨綠江軍、黒木第一軍

野津第四軍、奥第二軍、最左翼に乃木第三軍が動作したのである。旅順を陥れて沙河方面に増加すべく北進中の第三軍が、近く到着せんとする二月下旬、機略縦横、勇武に絶せる我が川村將軍は、大山總司令官の命を受け、部下鴨綠江軍を率ゐて、敵の左翼に對ひ、緻密にして大膽なる攻撃を行ひ、三日の後には、清河城を陥れ、逃ぐる敵を追つては、撃ち、撃ちては進む。其の勢猛烈にして、一方ならず敵の膽を寒からしめ、終に黒鳩公をして、日本軍の主力攻撃を此處に向けたるものと誤らしめ、作戰上最も大切なる豫備隊の大部を、此の方面に増加するの已むなきに至らしめた。黒鳩公は釣られた。川村軍の牽制運動の成功。是れ懸て全軍勝利の基礎をなしたのである。

三 乃木軍の成功、黒鳩公の電報

二月二十七日全軍の企圖を秘せんが爲めに行はれた全線に互  
 る我が軍の砲撃が濛々たる爆煙を以て敵を盲者にし、般々たる音  
 響を以て地を揺かして居る間に、渾遼二水の間から突進して敵の  
 右翼を包圍攻撃しようといふ任務を有つた乃木軍は、馬は枚を銜  
 み、兵は息を潜めて進む。初めの三四日は、殆んど無人の境を行く  
 が如く、微弱の敵を驅逐しつつ、整々堂々と進んだが、三月一日、い  
 いよ本戦闘の序幕は、東雲の薄ら明るい空に轟く砲聲に開かれ、其  
 の北陵に達するに及びて、難戦苦闘、旅順の其れに勝るとも劣らぬ  
 悲惨の狀態に陥つた。なれど、將は是れ勇名一世に高き乃木將軍  
 其の岩を徹す鞏固な意志は、一步も假借することなく部下を督勵  
 して、直押しに押し進む。斯くて北陵も幾多の生靈と交換され、腥  
 風荒み、鬼氣漂ふ中を、尙も北にと進めば、此處に抵抗、彼處に逆襲、頑

強なる敵に惱まされて、兵員は刻一刻に減少し、苦戦は歩一步に加  
 り、名状すべからざる困苦を嘗めながら、益々敵に肉薄して、遂に全  
 く露軍の右翼を包圍し、尙一部は遠く其の退路を扼し、黒鳩公をし  
 て、『予は包圍されたり』との電報を露帝に致すの已むなきに至  
 らしめた。

四 萬歳の聲

我が兩翼軍の戦況進捗と共に、中央軍は攻撃前進を開始した。  
 予等は奥軍に屬し、張良堡と云ふ處から突進することになつた。  
 沙河に對陣して、涎を奉天城に垂ること五箇月、今や機熟して、一  
 舉に乗り取る時が來た。將卒は何れも軒昂たる意氣を眉宇に漲  
 らし、言ひ知れぬ喜悅と、新しい覺悟の色とを満面に漂はせ、足を踏  
 み鳴し、腕を敲き、あはれ此の大敵を蹴破つて、祖國の譽を全うしよ

うと誓つた。

天は朝から暗澹の色を湛へ、飛雪紛々として、横に戦士の面を掠める。大砲の轟々、機關銃のかたく、小銃のばちち、疎くなつた將卒の耳にも、凄は凄として聞え、壯は壯として響く。「第一撃て」「第二撃て」と發射の號令を下しながら前を見ると、血汐と彈痕とに飾られた軍旗を押し樹てて進む我が勇士等の姿は、勇ましくも亦壯である。日は暮れても、兩軍は殺戮の手を緩めぬ。此處に攻撃、彼處に逆襲、屍は曠野を蔽ひ、血は塹壕に満ちた。進むに従ひ、糧食は續かず、寒氣は五體に迫る。なれど、忠義に凝つた我が將卒に取つては、砲丸も寒威も飢渴も何かは、屈せず撓まず、遺恨の齒を切り無念の拳を固めて斃れた戦友の死屍を、踏み越え乗り踰え邁進した。斯くて健闘幾晝夜、三月十日、さしにも堅固なりし奉天

城も終に我が軍の有に歸し、萬歳の聲は數多の死骸の上を渡つて、血腥き此處滿洲の空氣を揺つた。

五 糞合戦にも勝つ

予は本會戰中張良堡の陣地に於て、敵の十五珊重砲彈の一大破片に右足を撃たれ、身動きもならなくなつたので、遺憾ながら擔架の厄介になり、紅綾堡と云ふ處の一土人の家に運ばれ、中隊の兵士が、一か八かの戦鬪に、身體の自由を得んが爲めに、輕装して、數多殘した物品に對し、癖の悪い支那人の手の監視を兼ねて、殘留された從卒と馬卒との看護の下に、痛い足を抱き、高く響いて低く消え行く銃砲聲に、我が軍將卒の奮闘振を想ひ浮べ、從卒が此處彼處から齎す戦場の物語に、僅かに氣を慰めて居たが、或日從卒は、前方から送られた傷者の談話であるとして、次の様に語つた。其の兵等は、僅

かに掘開された浅い壕の中に漸く身を隠し敵と僅々數十歩を隔てて相對し、雙方二日の間進むことも出来ねば退くこともならず、而して少しでも頭を擡上げれば直に敵の狙撃を受けるので、小便は其のまま垂れ流し、大便は仰向になつて尻の下に罐詰の空殻を置いて爲た。罐詰の空殻が無い時分には紙を敷き、或は足尖で附近に散ばつて居る高粱の葉を掻き集めて之を敷いて爲た。すると、何分氷點下十度乃至二十度といふ極寒の際であるから、糞は直に凍る。そこで之を敵に對つて投げ付ける。すると、敵も之に眞似て、此處に糞合戦なるものが始つた。が、露兵は黒麵麩ばかりを食つて居るので、糞に少しも粘力が無い爲め、寒さに遭へば、ぼろぼろと碎けるから、遠く投げる事が出来ぬ。で、此の糞合戦にも亦我が兵が勝つたといふことである。

入江上等兵が讀み終つたとき、勇ましい勝軍の話聞いた新兵等の顔には、喜悦の色が流れた。「奉天戦は愉快だつたらうなア」と言ふ聲が、此方にも彼方にも聞えた。が、戦争は彼等が想像するやうな愉快なものではなく、奉天の戦勝は、決して一朝にして得たのではない。明治二十七八年戦役に於て、我が國が幾多の犠牲を拂つて勝ち得た所の遼東半島を、血の涙で清國に還附したとき、當時我が陸軍部内に名聲噴々たる山地獨眼將軍は、「今日は平和でない。休戦の時機である」と叫んだ。而して國民も皆休戦の覺悟を以て、十年の間臥薪嘗膽の結果、彼の光輝ある戦勝となつたのである。日露戦役に於ても、事實は少し異ふが、矢張り樺太の半部を還した。國民の膏を絞つた巨額の軍費は終に返らなかつた。然るに今日は、國民に休戦の覺悟なく、平和が何時迄も續くもの

やうに思つて、剛健の氣、日に銷磨し、質實の風、月に衰へ、世を擧げて安逸を貪り、輕浮に趨り、柔弱に傾いて來る。翻つて戰敗國たる露國の現状を見よ、戦後大に悟る所があつて、眞に臥薪嘗膽國民教育に、軍事に、一大刷新を加へ、産業の獎勵、諸種の施設等、著々其實を擧げつつあるではないか。殊に少年の志氣を作興し、尙武の氣象を養成せんが爲めに、彼の少年隊なるものを編制するに當り、其の檄文中に、『記せよ奉天の黃塵を』とあるは、頗る吾人の注目すべき事ではないか。されば我が國民は、此の際大に覺醒し、士氣を振興し、生産を勵み、華を去り、奢を戒め、勤儉力行、以て益々國威を宣揚し、世界の舞臺に一等國たるの面目を發揮することを努めねばならぬ。之が爲めには、先づ軍人が軍隊——國民學校に於て研いた所の精神と、鍛へた所の身體とを、發揮し、應用して、以て一般國民に

範を垂れ、終には國民を同化せねば止まぬといふ意氣込がなくてはならぬ。

### 三十四 風紀衛兵

學科だと言つて新兵等は集つたが、肝腎の教官は未だ見えぬ。豫定に「衛兵勤務」とあるので、之に關する思ひひの話が出る。

甲「歩哨に立つのは愉快ぢやらうぢやないか」。

乙「なアに、雨の日でも風の夜でも立ち暮すのに、何の愉快なことがあらう」。

甲「でも、一兵卒の分際で、若し服装法にでも違ふ者があると、大隊長でも聯隊長でも、どしどし呼び止めて一本やるなんて、歩哨でなければ出來ぬ藝當ぢやないか」。

丙「さう〜。何中隊の兵であつたか、此の前聯隊長殿の外套の後の釦が脱れて居たので、直に呼び止めて掛けさしたといふぢやないか。」

丁「僕の村には、村野勇三と云ふ豫備兵が居るが、此の男が現役時代に、柵の内側を動哨して居ると、密かに柵を越えて營内に入らうとする者があるの、星の明りに透して見ると、慥かに肩には金筋が光つて居たさうぢや。村野は直に誰何したが、曲者は返事もせず、矢張り入らうとする。制止しても肯かなかつたので、遂に銃剣で突いた。ところが後で調べて見ると、同中隊の何とか云ふ軍曹であつたといふ話をしたこともあるよ。」

此んな話をして居るところへ、瀧澤軍曹が来て學科を始めた。「營門に勤務して居る者を何と稱ふか?」

龜山

「はい。風紀衛兵。」

「宜し。風紀衛兵は、營内の取締を爲し、營門出入の者を監視するのが任務であつて、平時勤務の中で、最も大切なものである。而して其の服務の如何に依つて、直に其の隊の教育の精粗、軍紀の弛張を卜せられるものであるから、之に服する者は、自ら其の隊の標本であるといふ考で、最も確實に服務せねばならぬ。」

哨舎の前に立つて居る者を何と稱ふか? 谷川

「はい。歩哨。」

「歩哨は通常何んな處に立つものか?」

「軍旗、營門、營倉、彈藥庫等であります。終」

「宜し。風紀衛兵は、通常司令下士一名、衛舎係上等兵一名、歩哨係上等兵一名、外に一哨所に付三名宛——哨所が四箇所あるとす

風紀衛兵ハ兵營毎ニ之ヲ設ケ週番大尉ノ指揮ニ屬シ營内ノ取締ニ任シ營門出入ノ者ヲ監視スルヲ以テ任務トス(一七ノ一) 風紀衛兵ノ其歩哨ヲ出スハ通常軍旗、營門、營倉、彈藥庫等トス其服務ハ通常二十四時間トシ一哨所ノ爲ニハ兵卒三名ヲ以テ之ニ充テ卑哨ニシテ概ネ一時間毎ニ交代スルモノトス但シ必要ニ應シ兵數ヲ増加シ哨所ノ數ヲ増シ又ハ複哨、下士哨ト爲スコトヲ得(一七ノ二) 風紀衛兵ノ服裝ハ軍裝トシ携帶天幕、飯盒、携帶器具、手旗、水筒、雜囊、雙眼鏡、砲隊鏡ヲ除クモノトス但シ銃



ヲ携ヘサル者ハ背囊ヲ  
頁フコトナシ(一七ノ  
五)  
風紀衛兵衛兵所ニ在ル  
間ハ銃及背囊ヲ順序正  
シク整頓シ置クヘシ敬  
禮ノ爲整列スルトキ及  
巡察ノ際ハ背囊ヲ頁ハ  
サルモノトス(一七ノ  
六)  
風紀衛兵ハ書見スヘカ  
ラス又許可ナクシテ衛  
兵所ヲ離ルヘカラス衛  
兵司令若シ衛舎ヲ離ル  
ルヲ要スルトキハ代理  
者ヲ命シ置クヘシ(一  
七ノ八)  
聯隊長ハ日夕點呼後ヨ  
リ起床マテ風紀衛兵ノ  
三分ノ一二衛兵所ニ於  
テ假眠ヲ許シ又毛布、  
蚊帳ノ使用ヲ許スコト  
ヲ得(一七ノ九)

風紀衛兵

れば十二名——の衛兵卒が居る。服務は二十四時間。歩哨は單  
哨で、概ね一時間毎に交代することになつて居る。服装は軍装で  
あるが、携帶天幕、飯盒、携帶器具、手旗、水筒、雜囊、雙眼鏡、砲隊鏡を除く  
のである。  
服務中は書見してはならぬ。但し服務を確實にする爲めに衛  
兵所に備付けてある衛兵服務に關する諸規定等は、見ても差支な  
い。又許可なくして猥りに衛兵所を離れてはならぬ。  
凡そ戰をするには、指揮官の意圖を知ることが必要であると  
同様に、衛兵勤務に服する者は、衛兵司令は何んな事をするもので  
あるか、其の職務の概略を心得て居ることが必要である。況んや  
衛兵司令の職務は、直ちに衛兵卒に關係するもののみなるに於て  
をや。瀧澤軍曹は是に見る所あつて、

風紀衛兵司令日常ノ勤  
務概ネ左ノ如シ(摘要)  
衛兵交代後直ニ各哨  
所ヲ巡視シ歩哨ニ其  
守則ヲ試問スヘシ爾  
後屢々巡察シ歩哨ノ  
勤惰ヲ監視スヘシ  
週番大尉ヨリ命セラ  
レタル時刻其他必要  
ト認ムルトキ營内ヲ  
巡察シ非違ヲ戒メ特ニ  
火災豫防ニ注意スヘ  
シ其他部下ノ營内巡  
察勤務ヲ定ムヘシ  
表門ハ通常起床號音  
ニテ開キ夕食號音ニ  
テ閉キ其他ノ諸門ハ  
聯隊長ノ定ムル時刻  
ニ於テ開閉スヘシ  
將官又ハ廉アル巡視  
ノ爲上官來營スルト  
キハ速ニ週番大尉ニ  
報告スヘシ

風紀衛兵

「衛兵司令が其の部下を指揮して日常行ふ事柄で、お前達が知つ  
て居なければならぬ事は、概ね次の通りである」と言つて、左の通  
り搔摘んで述べた。  
「一 衛兵交代が終ると、司令は直ちに各哨所を巡視して、歩哨に  
其の守則を試問する。爾後度々巡察して、歩哨を監督するも  
のである。  
二 營内巡察勤務を定めて、部下に營内を巡察させる。  
三 表門は通常起床號音にて開き、夕食號音にて閉ぢる。  
四 將官又は廉ある巡視の爲め上官來營するときは、速かに週  
番大尉に報告する。  
五 准士官以上に面會を求める者がある時分には、名刺を求め、  
若くは氏名を尋ね、之を該官の許に案内し、又は通報して其の

外人ニ對シテハ左ノ手續ニ依ルヘシ  
准士官以上ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ名刺ヲ求メ若クハ氏名ヲ尋ネ之ヲ該官ノ許ニ案内シ又ハ通報シテ其指圖ヲ待ツヘシ  
下士以下ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ面會所ニ案内ノ後面會ヲ求ムヘキ者ノ隊號、官等級、氏名及本人ノ身分、氏名ヲ面會簿ニ記入セシメ若クハ代筆シ聯、大隊本部附ハ其本人ニ中隊附ハ週番下士ニ通報スヘシ  
面會ヲ求メラレタル者不在ナルトキハ成ルヘク其行先キ歸營時刻等ヲ告ケ知ラスヘシ

若シ入院中ノ者ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ病院所在地經路等ヲ教ユヘシ  
面會人傳染病流行地ヨリ又ハ其地ヲ經過シ來リタルトキハ週番大尉ノ指圖ヲ受ケ之ヲ取扱フヘシ  
營内參觀ヲ請フ者アルトキハ週番大尉ノ指示ヲ受ケヘシ  
面會人中風紀ニ害アリト認ムル者アルトキハ週番大尉ニ申出テ其指圖ヲ受ケヘシ  
總テ外來人ニハ相當ノ禮意ヲ表シ言葉ヲ丁寧ニシ懇切且速ニ取扱フヘシ  
准士官以上及之ニ準スヘキ者並其隨從者ノ外營外ニ物品ヲ持

風紀衛兵

指圖を待つ。

六 下士以下に面會を求めらる者がある時分には、先づ面會所に案内して、其の面會を求むべき者の隊號官等級氏名及び本人の身分氏名を面會簿に記入させ、記入の出來ぬ者は代筆して、聯隊本部附か、大隊本部附の者ならば、直に其の本人に通報し、中隊附の者ならば、週番下士に通報する。  
面會を求められた者が不在の時分には、其の行先歸營時刻等を知らせる。若し入院中の者に面會を求めらる者があつたらば、病院所在地及び其處へ行く道筋等を教へてやる。  
面會人で、傳染病流行地から來たか、或は其の地を經過して來た者があつたならば、週番大尉に届け、其の差圖を受ける。  
營内の參觀を請ふ者がある時分も同じ。

面會人で、過度に酩酊して居るとか、或は甚く不體裁な服装をして居るとか、又は怪しい婦人などで、風紀に害があると認めらる者も同様である。  
總て外來人には相當の禮意を表し、言葉を丁寧にし、懇切且速かに取扱ふのである。

七 准士官以上及び之に準ずる者——一般高等官とか、其他知名の紳士、又は公吏等の如き人——並に其の隨從者が物品を營外に持出すのは、差支ないが、其の他の者は、其の持出證と物品とを照合する。若し持出證の無い者とか、又は證明外の物品を携ふる者がある時分には、之を止めて、週番大尉に届け出るのである。

八 表門の出入は、指揮官に依つて引率せられた者、准士官以上

風紀衛兵

出サントスル者アルトキハ其持出證ト物品トヲ照合スヘシ若シ持出證ナキ者又ハ證明外ノ物品ヲ携フル者アルトキハ之ヲ止メ週番大尉ニ届出ヘシ  
表門ノ出入ヲ許スヘキ者左ノ如シ指揮官ニ依リ引率セラレタル者准士官以上及其隨從者並制服ヲ著ケタル陸軍高等文官下士以下ニシテ軍隊手帳、公用證、外出證、外泊證ヲ所持スル者憲兵、傳令使及郵便電信ヲ配達スル者門鑑ヲ所持スル者特ニ聯隊長ノ許可セル者兵卒ニ在リテハ夕食

時限後、下士ニ在リテハ日夕點呼後營門ヲ出入スル者アルトキハ自ラ之ヲ檢スヘシ公用又ハ外出許可ヲ得テ臨時ニ營門ヲ出入スル下士兵卒アルトキモ亦自ラ其證ヲ檢スヘシ  
歸營遲刻者アリタルトキハ隊號、官等級、氏名及入門時刻ヲ記シ週番大尉ニ報告シ且本人所屬部隊ノ週番下士ニ通報スヘシ  
營倉ノ開閉ハ自ラ之ヲ爲シ物品出入レノ際ニハ之ニ立會フモノトス但シ衛舎掛ヲシテ代理セシムルコトヲ得  
非常又ハ火災アルトキハ衛兵ヲ整列セシ

風紀衛兵

一八二  
及び其の隨從者並に制服を著けた陸軍高等文官、下士以下にして軍隊手帳、公用證、外出證、外泊證を所持する者、憲兵、傳令使、及び郵便電信を配達する者、門鑑を所持する者、特に聯隊長の許可せる者に許すのである。  
九 兵卒に在つては夕食時限後、下士に在つては日夕點呼後營門を出入する者がある時分には、司令自ら之を檢する。  
公用又は外出許可を得て、臨時に營門を出入する下士、兵卒がある時分にも、同様に其の證を檢する。  
十 歸營遲刻者がある時分には、隊號、官等級、氏名及び入門時刻を記して週番大尉に報告し、且本人所屬部隊の週番下士に通報する。  
十一 營倉の開閉は司令が之を爲し、物品出入の際には之に立

會ふ。但し衛舎係に代理させることもある。  
十二 非常又は火災のある時分には、衛兵を整列させ、週番大尉に急報し、其の指揮を受ける。若し火災で瞬時も猶豫することのない場合には、號音を吹かせ、營倉入の者を他に移し、其の他臨機の處置をすることもある。  
十三 起床時限前に起床を要する者の呼起しを依託された時分には、之に應ずるものである。  
以上は前にも言つた通り、衛兵司令が其の部下を指揮し、部下と共に行ふ事で、素より此の中には、直接お前達の行ふ事が多いのである。……終

檢閱

三十五 檢閱

メ週番大尉ニ急報シ  
其指揮ヲ受ケヘシ若  
シ火災ニシテ瞬時モ  
猶豫スヘカラサルト  
キハ號音ヲ吹カシメ  
營倉入ノ者ヲ他ニ移  
シ其他臨機ノ處置ヲ  
爲スコトヲ得  
起床時限前ニ起床ヲ  
要スル者ノ呼起シヲ  
依託セラレタルトキ  
ハ之ニ應スヘシ(一  
七ノ一〇)

檢閱

梅は散り、桃も漸く老いて、櫻が獨り春を我が物顔に咲き誇つて居る。新兵等が霜を踏み雪を蹴つて研ぎ鍛へた腕を、檢閲と云ふ秤に掛けて、第一期に告別を告ぐべき時が来た。  
各中隊は、中隊長を初め、教育係將校下士、何れも其の中隊の新兵をして好成績を得しめ、聯隊長の御賞に預らうと力んで居る。新兵等は『何んな問題を課せられるであらう。若し解答が出来なかつたならば、平素熱心懇切に教へてくれた教官や助教に對し、何と申譯しよう』などと、何れも心配して居る様子。  
三月二十五日の空には、淡雲低く浮んで、後の松は靜かに枝を動して居る。檢閲の序幕は、第一中隊長勝間大尉の『氣を著け』なる號令に開かれた。  
中隊長の出場人員の報告が濟むと、直に第一中隊の新兵は、數多

の將校環視の下に、蒲田中尉の指揮に依つて、各個教練を行ふ。

四日間に互り、各中隊交互に、或は學科に頭を痛め、或は術科に體を渡らした。斯くて檢閲は、豫期の成績を以て無事終を告げ、聯隊長は將校以下本教育に従事せし者に、二日間の慰勞休暇を附與した。

口から耳へ 終